

# 流山 市民便利帳



令和6年度



# 目次 INDEX

市役所・出張所 .....	1
流山市役所(P1)／市役所守衛室(P1)／出張所(P2)／もっと市政を知っていただくために(P2)	
相談窓口 .....	3
市の相談(P3・4)／外部の団体による相談(P5)	
戸籍・住民登録 など .....	6
戸籍(P6・7)／住民登録(P8～11)／印鑑登録(P11・12)／個人番号カード・住民基本台帳カード(P13)／ おくやみ相談窓口(P14)／パスポートの申請・受け取り(P14)	
税金 .....	15
市民税・県民税(住民税)の申告(P15)／軽自動車税(P15・16)／固定資産税(P17)／納税(P17・18)	
暮らし .....	19
災害対策(P19～22)／消防(P23)／市営の自転車駐車場(P24)／その他の自転車駐車場(P25)／ 放置自転車対策(P25)／交通事故に備えて(P25・26)／自治会・コミュニティ活動(P26)／斎場のご案内(P26)	
快適環境 .....	27
クリーンセンター(P27)／ごみ・リサイクル(P28～30)／きれいで住みよいまちづくり(P31)／ 土地(P32)／住まい(P33)／上水道(P33)／下水道(P34)／道路(P34)／公園・緑化(P34)	
健康・医療 .....	35
健康に暮らすために(P35～40)	
福祉 .....	41
介護保険(P41)／高齢者のために(P42～44)／障害のある方のために(P45・46)／ ひとり親家族のために(P47)／子どもの扶養(P47・48)／生活にお困りの方へ(P49)／その他(P49)	
健康保険・年金 .....	50
国民健康保険・後期高齢者医療制度(P50・51)／国民年金(P51・52)	
文化・スポーツ .....	53
文化活動(P53)／スポーツ(P54)／図書館・博物館(P54)	
教育 .....	54
入園・入学の手続き(P54・55)／青少年の健全育成(P55)	
農業・商工業 .....	56
農業に従事している方のために(P56)／中小企業を営んでいる方のために(P56)／ 仕事を探している方のために(P56)	
議会・選挙 .....	57
市議会(P57)／選挙(P57)	
施設ガイド .....	58
電話ダイジェスト .....	76

# 市役所・出張所

## 流山市役所

■所在地 平和台 1-1-1

■電話番号 ☎7158-1111(代表)

■ホームページアドレス

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/>

### ■交通

●流山駅(流鉄流山線)徒歩約3分

●流山セントラルパーク駅(つくばエクスプレス)徒歩約15分

●流山おおたかの森駅(つくばエクスプレス・東武アーバンパークライン)西口からバス

1 東武バス:「南流山駅」行き

「流山市役所入口」下車徒歩約5分

2 京成バス:「流山市役所・平和台駅入口経由流山おおたかの森駅西口行き(循環)」または「流山市役所経

由流山おおたかの森駅西口行き(循環)」

「流山市役所」下車徒歩約3分

●南流山駅(つくばエクスプレス・JR 武蔵野線)北口からバス

1 東武バス:「流山おおたかの森駅西口」または「クリーンセンター」行き

「流山市役所入口」下車徒歩約5分

2 京成バス:「江戸川台駅」行き

「流山市役所」下車徒歩約3分

●江戸川台駅(東武アーバンパークライン)西口からバス

1 京成バス:「南流山北口」または「松戸駅」行き

「流山市役所」下車徒歩約3分

■窓口受付時間 8時30分~17時15分

■閉庁日 土・日曜、祝日、振替休日、  
年末年始(12月29日~1月3日)

## 市役所守衛室

市役所守衛室では、平日の時間外および市役所閉庁日に次の事務を取り扱っています。

①各種戸籍の届出の受け付け

②死体火葬許可証交付申請書の受け付けおよび許可証の交付

③霊柩車・火葬場使用申込書の受け付けおよび許可証の交付

※①は、市役所守衛室でお預かりし、翌開庁日に市民課へ引き継ぎます。ただし、受理月日は守衛室でお預かりした日となります。

※②③21時30分~8時30分は、死亡届の受領のみです。この時間帯に受け付けした死亡届による「火葬許可証」の交付や霊柩車の予約などは、翌日の8時30分以降に行います。再度守衛室または市民課へご来庁ください。

## 庁舎案内

第1庁舎	4階	議場、議会事務局、第1~第4委員会室
	3階	市長室、副市長室 秘書広報課、市民相談室、企画政策課、マーケティング課、情報政策・改革改善課、工事検査室、まちづくり推進課、みどりの課、都市計画課、環境政策課、庁議室、記者室
	2階	総務課、人材育成課、財産活用課、土地開発公社、財政調整課、教育長室、教育総務課、学校施設課、学校教育課、指導課、文化芸術・生涯学習課、スポーツ振興課、選挙管理委員会事務局、情報公開コーナー
	1階	市民課、保険年金課、税制課、市民税課、資産税課、会計課、千葉銀行派出所、市民ギャラリー
第2庁舎	4階	会議室 ほか
	3階	商工振興課、流山本町・利根運河ツーリズム推進課、農業振興課、農業委員会事務局、監査委員事務局、会議室
	2階	コミュニティ課、消費生活センター、防災危機管理課、建築住宅課、宅地課、子ども家庭課、保育課
	1階	社会福祉課、福祉政策課、高齢者支援課、介護支援課、障害者支援課
第3庁舎	1階	道路管理課、道路建設課、河川課

## 出張所

### ■取扱日・時間

○各出張所(おおたかの森市民窓口センターを除く)

月～金曜(祝日、振替休日、年末年始を除く)

8時30分～17時

○おおたかの森市民窓口センター

月～金曜(祝日、振替休日、年末年始を除く)

8時30分～19時

土曜(祝日、年末年始を除く)

8時30分～17時

※戸籍の届出は、平日17時以降および土曜日はお預かりととなります。

※マイナンバーカード、住民基本台帳カードを使った転入手続き(特例転入)と、海外からの転入手続きは、平日17時以降および土曜日は取り扱いできない場合があります。

※パスポート業務の受付時間は上記と異なります。

P13「パスポートの申請・受け取り」をご覧ください。

### ■取扱業務

○戸籍に関する事務(届出受け付け、証明書の交付など)

○住民登録に関する事務(転入、転出、転居などの届出、住民票などの交付)

○印鑑登録および印鑑登録証明書交付事務

○国民健康保険および国民年金の加入・喪失届に関すること

○市税の各種証明(一部を除く)

○児童手当、子ども医療費受給券に関すること

○子ども医療(乳幼児)助成金申請に関すること

○死体火葬許可証交付申請書の受け付けおよび許可証の交付

○霊柩車・火葬場使用申込書の受け付けおよび許可証の交付

○市立小・中学校の入退学通知などの交付

【次の業務はおおたかの森市民窓口センターのみ】

○市税などの収納に関すること

○パスポートの申請・受け取り

## 東部出張所

■所在地 名都借313-1(木の図書館内)

■電話番号 ☎7144-2175

■交通 流山ぐりーんバス松ヶ丘ルート「東小学校前」下車徒歩すぐ JR常磐線 南柏駅下車西口出口徒歩約20分

## 南流山出張所

■所在地 南流山3-3-1(南流山センター内)

■電話番号 ☎7159-4512

■交通 JR武蔵野線・つくばエクスプレス南流山駅下車南口出口徒歩約3分 京成バス 江戸川台駅西口～松戸駅西口「南流山センター」下車徒歩すぐ

## 江戸川台駅前出張所

■所在地 江戸川台東1-4

■電話番号 ☎7152-3132

■交通 東武アーバンパークライン 江戸川台駅下車東口出口徒歩約1分

## おおたかの森市民窓口センター

■所在地 おおたかの森北1-2-1

(スターツおおたかの森ホール2階)

■電話番号 ☎7154-0333

■交通 東武アーバンパークライン・つくばエクスプレス流山おおたかの森駅下車北口出口徒歩約1分

## もっと市政を知っていただくために

**広報ながれやま** 秘書広報課☎7150-6063

市の各種事業や催し、制度などをお知らせする「広報ながれやま」を毎月1日・11日・21日の3回発行しています。配布は、新聞折り込みで行っていますが、各出張所・公民館・図書館および市内の主な駅や商業施設にも設置しています。また、市ホームページでもご覧になれます。新聞を購読していないご家庭には、個別配布も行っています。

**市政へのメール** 秘書広報課☎7150-6063

市政に関する意見などをホームページからいただき、市政運営に反映させるとともに市の考えをメールなどで回答します。

**市長への手紙** 秘書広報課☎7150-6063

市政に関する問題や地域の身近な問題について、意見を寄せていただき市政運営に反映します。専用紙を市役所、各出張所・公民館・図書館に設置しています。

**情報公開制度** 総務課☎7150-6067

市民自治によるまちづくりの推進と開かれた市政の発展に寄与するため、市民などの知る権利を保障し、請求に応じて市が保有する情報を公開するほか、広報などを通じて情報提供などを行う制度です。

**個人情報保護制度** 総務課☎7150-6067

市の機関が個人情報を正しく安全に取り扱うためのルールを定めるとともに、市民が市の持っている自分の情報を見たり、誤りを正したりする権利や利益を守るための制度です。

# 相談窓口

市では、さまざまな相談窓口を設けています。弁護士、税理士、消費生活相談員、青少年専門相談員などの専門家が相談に応じます。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

**【市の相談】** ※一部中止となっている場合があります。事前にお問い合わせください。

相談	内容	日時	会場	問い合わせ
法律相談(要予約)	弁護士による相談、日常生活による法律全般の相談	毎週火・木曜 13時～15時40分	市民相談室	市民相談室 ☎7158-1616
人権相談・行政相談(要予約)	人権擁護委員、行政相談委員による人権や行政に関する相談、悩みごと一般	毎週月曜 10時～15時	市民相談室	市民相談室 ☎7158-1616
暮らしの手続き相談(要予約)	行政書士による官公署へ提出する書類や事実証明、権利義務に関する書類の作成などの相談	毎月第3水曜 10時～12時	市民相談室	市民相談室 ☎7158-1616
税務相談(要予約)	税理士による相続、贈与、売買など、税金一般に関する相談	毎月第4水曜 13時～16時30分	市民相談室	市民相談室 ☎7158-1616
不動産相談(要予約)	宅地建物取引業協会による宅地・建物の賃貸、売買などについての相談	毎月第3水曜 13時～16時30分	市民相談室	市民相談室 ☎7158-1616
登記相談(要予約)	司法書士による登記手続きなどの相談	毎月第2水曜 13時～15時40分	市民相談室	市民相談室 ☎7158-1616
交通事故相談(要予約)	交通事故全般の相談	毎月第3月曜 10時～15時	市民相談室	市民相談室 ☎7158-1616
消費生活相談	消費生活に関わる相談	毎週月～金曜 9時～16時30分	消費生活センター	消費生活センター ☎7158-0999
子どもと家庭の相談	子どもをとりまく家庭環境、子育てなどの心配ごと一般、児童虐待・DVに関する相談	毎週月～金曜 9時～17時	家庭児童相談室	家庭児童相談室 ☎7158-4144
教育相談	小・中学生の不登校や学校生活に関する相談	毎週月～金曜(第3水曜を除く) 9時～16時30分	教育研究企画室	教育相談室 ☎7150-8390
いじめ相談	小・中学生のいじめ、虐待に関する相談	毎週月～金曜 9時～16時30分	いじめ防止相談対策室	いじめ防止相談対策室 ☎7157-1683
青少年相談	青少年専門相談員による青少年やその保護者などの悩みに関する電話・窓口での相談	毎週月～金曜 9時30分～16時30分 ※祝日を除く。 第3水曜は電話相談のみ	青少年指導センター	青少年指導センター 相談室 ☎7158-7830

相 談	内 容	日 時	会 場	問い合わせ
幼児教育相談	未就学児の子育てや 保育所(園)・幼稚園・ こども園での生活な どに関する相談	毎週月・火・木曜 9時～14時	幼児教育 支援センター	幼児教育支援センター ☎7154-8781
子ども発達相談 (要予約)	専門スタッフによる 就学前の子どもの発 達面についての相談	毎週月～金曜 および土曜日(月1回) 9時～16時	療育相談室 (児童発達支援セ ンターつばさ内)	療育相談室 ☎7154-4844
心の相談(要予約)	うつ状態や不安、不 眠、アルコール問題 などの心の悩みに専 門医がアドバイス	毎月1～2回 13時30分～ 16時30分	障害者支援課 相談室	障害者支援課 ☎7150-6081
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭が抱え る悩みごとの相談や 就労に関する支援	毎週月～金曜 9時～17時	子ども家庭課	母子父子自立支援員 ☎7150-6592
おやこあんしん相談	保育所や幼稚園、子 育て支援センターな どの紹介、子どもと の関わり方など子育 てに関すること全般	毎週月～金曜 9時～16時	子ども家庭課	おやこあんしんダイヤル ☎7158-1710
在住外国人の 生活相談	在住外国人の生活に 関する相談(行政が関 与できない内容は除 く)	毎週月・水・金 (祝日を除く) 10時～12時、 13時～16時	国際理解 サポートセンター (江戸川台駅前 庁舎3階)	国際理解 サポートセンター ☎7128-6007
女性の生き方相談 (予約優先)	女性の抱える様々な 悩みや問題を自ら解 決できるよう支援す る女性相談	毎月第1・2・3・4金曜 (祝日を除く) 10時～16時	市民相談室	企画政策課 男女共同参画室 ☎7150-6091
障害者就労相談 (要予約)	障害のある方の就労 に関する相談	毎週月～金曜 および第4日曜 9時～17時	障害者就労支援 センター	障害者就労支援センター ☎・FAX7155-6421
心配ごと相談	民生委員・児童委員に よる日常生活上の悩 みごとや心配ごとの 相談	毎週水曜 13時～15時30分	ケアセンター	社会福祉協議会 ☎7159-4970 (相談専用)

## 【外部の団体による相談】

相 談	内 容	日 時	会 場	問い合わせ
千葉県弁護士会の 法律相談 (要予約・有料)	法律全般 (借金問題は無料)	毎週月～金曜 10時～16時 (月・金は午後のみ)	松戸法律相談センター	千葉県弁護士会松戸支部 ☎047-366-6611
交通事故相談 (電話相談可)	交通事故全般の相談	毎週月～金曜 9時～17時 ※16時30分 まで受け付け	交通事故相談所 (東葛飾合同庁舎4 階)	交通事故相談所 東葛飾支所 ☎047-368-8000
千葉県男女共同参画 センターの相談窓口 (電話相談※面接相 談を希望する場合は 要問い合わせ)	女性のための総合相 談(悩んでいること、 困っていること(DVを 含む))	毎週火～日曜 9時30分～16時	千葉県男女共同 参画センター	千葉県男女共同 参画センター ☎04-7140-8605
	男性のための総合相 談(悩んでいること、 困っていること(DVを 含む))	毎週火・水曜 16時～20時 毎週土曜 12時30分～16時30分	千葉県男女共同 参画センター	千葉県男女共同 参画センター ☎043-308-3421
税についての相談窓口	国税についての相談	毎週月～金曜 8時30分～17時	松戸税務署	松戸税務署 ☎047-363-1171
障害者総合相談 (電話相談可)	障害者のための総合 相談	毎週月～金曜 9時～17時	北部地域 西深井地域生活支援 センターすみれ	西深井地域生活支援 センターすみれ ☎7154-6202
			東部地域 相談支援センター まほろば	相談支援センター まほろば ☎7196-7803
			南部地域 相談支援事業所 PHARE(ファーレ)	相談支援事業所 PHARE(ファーレ) ☎7136-2933
酒害相談	酒害に関する悩みご と相談※開催しない 月もあり。詳細はお 問い合わせください。	毎月第2日曜 14時～16時	向小金福祉会館	流山断酒新生会 ☎7192-8577
		毎月第1火曜・ 第4金曜 18時30分～20時30分	江戸川台福祉会館	
年金・労働問題、 成年後見の無料相談 (要予約)	社会保険労務士によ る年金・労働問題に関 する相談	毎週日曜 10時～12時、 13時～15時	千葉県社会保険 労務士会東葛支部	千葉県社会保険労務士会 東葛支部 ☎7136-2560
	社会保険労務士によ る成年後見に関する 相談	毎月第3日曜 10時～12時		
千葉県外国人相談	外国人のための生活全 般の相談(英語・中国語 ・韓国語・タイ語・ネパ ール語・ヒンディー語・ タガログ語・スペイン 語・ポルトガル語・バト ナム語・ロシア語・イン ドネシア語)	毎週月～金曜 (祝日を除く) 9時～12時、 13時～16時	千葉県 国際交流センター	千葉県国際交流センター ☎043-297-2966



# 戸籍・住民登録 など

■戸籍 問い合わせ 市民課 ☎7150-6075

## ●戸籍に関する届出

戸籍は、日本国民の身分関係を登録し、公証する公簿です。異動が発生して届出が必要な場合は、届出に必要なものを次の表で確認し、市役所または各出張所に届け出てください。

届出の種類	いつまでに	だれが	どこへ	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から起算して14日以内	父、母など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●父母の本籍地</li> <li>●届出人の所在地</li> <li>●生まれたところ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記入済みの出生届書</li> <li>●出生証明書(用紙は届出書と一緒に)</li> <li>●母子健康手帳</li> </ul>
死亡届	死亡の事実を知った日から起算して7日以内	親族など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡した人の本籍地</li> <li>●届出人の所在地</li> <li>●死亡地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記入済みの死亡届書</li> <li>●死亡診断書 (用紙は届出書と一緒に)</li> </ul>
婚姻届	届出した日(受理)から法律上の効力が発生	夫および妻	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夫または妻の本籍地</li> <li>●夫または妻の所在地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記入済みの婚姻届書</li> <li>※証人2名必要</li> </ul>
養子縁組届	届出した日(受理)から法律上の効力が発生	養親および養子(養子が15歳未満のときは代諾権者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養親または養子の本籍地</li> <li>●養親または養子の所在地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記入済みの養子縁組届出書</li> <li>※証人2名必要</li> </ul>
転籍届	届出した日(受理)から法律上の効力が発生	筆頭者およびその配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在の本籍地</li> <li>●転籍地</li> <li>●所在地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記入済みの転籍届書</li> <li>※電子化されていない戸籍は戸籍謄本の添付が必要</li> </ul>

※本人確認のご協力を。戸籍の届出(認知、婚姻、協議離婚、養子縁組、養子離縁)、住所変更、証明書の交付などには、なりすましなどによる犯罪防止のため、本人確認を実施しています。運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付きの住基カード、パスポートなどは1点、健康保険証、年金手帳などは2点の確認となります。

※届出の内容により必要書類が異なる場合があります。詳細は事前に市民課にお問い合わせください。

※上記のほかに認知届・離婚届・養子離縁届・復氏届などがあります。詳細は市民課にお問い合わせください。



## ●戸籍に関する証明(本籍地に請求する場合)

戸籍に関する証明の申請は、郵便でも受け付けます。詳細はP10「郵便での戸籍・住民票の申請」の項目を確認してください。また、本籍地以外に請求する場合は、P10「戸籍(除籍)謄本などの広域交付」の項目を確認してください。

種 類	手数料	説 明
戸籍全部(個人)事項証明 (戸籍謄(抄)本)	1通 450円	戸籍全部事項証明は戸籍の記載事項の全部を写したもので、戸籍個人事項証明は必要な方のものを写したものである
除籍全部(個人)事項証明 (除籍謄(抄)本)	1通 750円	除籍全部事項証明は除籍された戸籍の記載事項の全部を写したもので、除籍個人事項証明は必要な方のものを写したものである
改製原戸籍謄(抄)本	1通 750円	戸籍の改製(流山市は平成20年9月27日)以前の戸籍
受理証明	1通 350円	戸籍の届出が受理されたことを証明するもの
身分証明	1通 300円	後見の登記、破産の宣告等の有無を証明するもの
戸籍の附票の写し	1通 300円	戸籍に記載されている人の住所の異動経過の記録を写したものである
除かれた戸籍の附票の写し	1通 300円	転籍や死亡などに伴い除籍となった戸籍の附票の写し(注1)
戸籍電子証明書提供用 識別符号等通知	1通 400円	戸籍情報を必要とする行政機関において、戸籍電子証明書を閲覧するために必要となる符号を通知するもの(注2)
除籍電子証明書提供用 識別符号等通知	1通 700円	除籍情報を必要とする行政機関において、戸籍電子証明書を閲覧するために必要となる符号を通知するもの(注2)

※戸籍全部事項証明(戸籍謄(抄)本)などの交付申請の際に、申請者の本人確認(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住基カードなど)をさせていただきます。

※戸籍に記載されている方または配偶者、直系尊属(父母や祖父母など)もしくは直系卑属(子や子孫など)以外の方が請求するときは、自己の権利行使や義務履行に必要な場合など、正当な理由を具体的に明示していただき正当な理由と認められた場合に限り交付します。

※代理人の場合は委任状が必要となります。

注1:戸籍の附票の写しは、平成20年9月27日以前に除籍となったものは交付できません。

注2:戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号等通知の請求は、同一の事項を証明する戸籍(除籍)謄抄本または戸籍(除籍)証明書の請求と同時にされた場合や、マイナポータルを通じて請求が行われた場合には、手数料を徴収しません。

## ■住民登録 問い合わせ 市民課 ☎7150-6075

### ●住民登録に関する届出

住民登録は、住居関係の証明になるとともに、選挙人名簿の登録、義務教育の就学、国民健康保険、国民年金などに関する事務の基礎となるものです。

異動が発生した時には、次の表を参考にし、速やかに届け出てください。

届出の種類	説明	いつまでに	だれが	届出に必要なもの
転入届	流山市に引っ越してきたときに出す届出	転入した日から14日以内	本人または同一世帯員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人を確認できる書類</li> <li>●転出証明書(前住所地の役所が発行)</li> <li>●住基カード、個人番号カード(いずれも取得している方のみ)</li> <li>●外国人住民の方は在留カードなど</li> </ul>
転出届	流山市から引っ越しするときに出す届出	転出する日のおおむね14日前から	本人または同一世帯員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人を確認できる書類</li> <li>●国外転出の場合のみ、個人番号カード</li> <li>※署名用電子証明書が有効な個人番号カードをお持ちの方は、マイナポータルを利用してオンラインで転出届を提出できます。</li> </ul>
転居届	流山市内で引っ越しするときに出す届出	転居した日から14日以内	本人または同一世帯員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人を確認できる書類</li> <li>●住基カード、個人番号カード(いずれも取得している方のみ)</li> <li>●外国人住民の方は在留カードなど</li> </ul>
世帯主変更届	世帯主が変わったときや世帯を分離あるいは合併するときに出す届出	届出日から変更	新世帯主	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人を確認できる書類</li> </ul>

※代理人が届け出る場合は、委任状が必要です(P12の記入例を参照してください)。

※住民登録に関する届出は、届出人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住基カードなど)が必要です。

※特例転入届についてはP13「個人番号カード・住民基本台帳カード」の項目でご確認ください。

※国外からの転入届出の必要書類は、お問い合わせください。

※市外・国外からの転入や転居の届出の際、外国人住民の方については、世帯主と本人との続柄を証明できる文書(訳文付き)が必要となりますのでご注意ください。

### ●住民登録に関する証明

住民登録に関する証明が必要な場合は、市役所市民課または各出張所で申請してください。また、各窓口の受付時間に来られない方のために、電話で申請して土曜または日曜に受け取れる「電話予約サービス」も行っています。詳細は、P9～10「住民票の写し、印鑑登録証明書の電話予約サービス」をご覧ください。

種類	手数料	説明
住民票の写し	1通 300円	住民票を写したもの。世帯全員のものや世帯の一部のものがある
除住民票の写し	1通 300円	転出や死亡により除票となった住民票の写し
住民票記載事項証明書	1通 300円	住民票に記載されている事項のうち必要事項のみを証明したもの
不在住証明	1通 300円	指定の地番に住民登録されていない証明
人口世帯集計表	1通 300円	住民基本台帳人口を字、丁目ごとに集計したもの
住所証明	無料	軽自動車の登録に使う証明

※住民票の交付申請の際に、申請者の本人確認(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住基カードなどによる)をさせていただきます。

※住民票を本人または本人と同一世帯の方以外が申請する場合または除住民票を本人以外が申請する場合は、自己の権利行使や義務履行に必要な場合など正当な理由を明示していただき、正当な理由と認められた場合に限り交付します。

※代理人の場合は委任状が必要となります。

※プライバシーの侵害や差別的行為に使用されるおそれがある場合には交付できません。

## ◎特別永住者の方の手続き

特別永住者の方の各種届出は市役所本庁で行います(住民異動に関する手続きは出張所でも行います)。

## ◎証明書のコンビニ交付サービス

全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機を利用して、各種証明書の交付が受けられます。利用する場合は利用者用電子証明書を登録したマイナンバーカードが必要です。

証明書の種類	手数料	留意事項	利用時間
住民票の写し	300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●流山市に住民登録のある本人及び同一世帯のものに限ります。</li> <li>●マイナンバーと住民票コードは記載されません。</li> <li>●除票の写しは交付できません。</li> </ul>	6時30分～23時 ※年末年始は交付不可
印鑑登録証明書	300円	●流山市で印鑑登録されている本人のものに限ります。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●課税証明書</li> <li>●非課税証明書</li> <li>●所得証明書</li> </ul>	300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1月1日現在流山市に住民登録のある方で、最新年度の本人のものに限ります。</li> <li>●流山市から転出された方は交付できません。</li> <li>●税の申告や税資料の提出のない方は交付できません。</li> <li>●毎年6月に年度が切り替わります。</li> </ul>	8時30分～17時15分 ※土・日曜、祝日、年末年始は交付不可
戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書)	450円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人及び本人と同一の戸籍の記載のある方のものに限ります。</li> <li>●本籍が流山市にある方のものに限ります。</li> <li>●除籍謄本および改製原戸籍謄本は交付できません。</li> </ul>	
戸籍抄本 (戸籍個人事項証明書)	450円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人及び本人と同一の戸籍の記載のある方のものに限ります。</li> <li>●本籍が流山市にある方のものに限ります。</li> <li>●除籍抄本および改製原戸籍抄本は交付できません</li> </ul>	8時30分～17時15分 ※土・日曜、祝日、年末年始は交付不可
戸籍の附票の写し	300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人及び本人と同一戸籍の記載のある方のものに限ります。</li> <li>●本籍が流山市にある方のものに限ります。</li> <li>●除籍謄本および改製原戸籍謄本の附票の写しは交付できません。</li> </ul>	

※市外に本籍がある方は、その市区町村でコンビニ交付を実施しているかを確認してください。実施している場合は、事前登録が必要となります。

## ◎共同発行※令和6年6月末で終了予定

流山市、柏市、我孫子市の3市に住む方を対象に、次の交付場所でご自身の住民票などが取れます。

### (1)交付申請場所／問い合わせ

- ①流山市役所市民課／☎7150-6075
- ②おおたかの森市民窓口センター／☎7154-0333(スターツおおたかの森ホール2階)
- ③柏市役所市民課／☎7167-1128
- ④柏駅前行政サービスセンター／☎7168-5500(ファミリかしわ3階)
- ⑤我孫子市役所市民課／☎7185-1111(代表)

### (2)交付申請の受け付け

月～金曜 8時30分～17時(祝日、振替休日、年末年始を除く)

### (3)交付申請できる方

3市内に住民票(戸籍関係証明の場合は住民票と本籍)のある方で本人または本人と同一世帯(戸籍関係証明の場合は同一戸籍)の方※第三者の委任状による取り扱いはしません。身分証明書を申請できるのはご本人のみです。申請する際は申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住基カードなど)、印鑑登録証明書の申請の場合は、本人確認書類に加え、印鑑登録証(カード)をお持ちください。

### (4)交付申請できる証明書など

- ①住民票の写し、除住民票の写し(死亡した方のものを除く)、改製原住民票の写し、住民票の記載事項証明書
- ②戸籍または除籍の全部(個人)事項証明、除籍の謄(抄)本、改製原戸籍の謄抄本
- ③戸籍の附票、戸籍の附票の除票
- ④印鑑登録証明書
- ⑤身分証明書

### (5)手数料 交付を受ける市の手数料

## ◎住民票の写しの広域交付

住基ネットワークシステムを利用し、全国の市区町村で請求者本人・同一世帯の方の住民票の写しを受け取ることができます。

### 【交付を受けるためには】

①個人番号カード、住民基本台帳カード(暗証番号の入力が必要)または運転免許証、パスポートなど官公署発行の写真付きの本人確認書類を提示して請求してください。※提示された本人確認書類の情報と証明書の記載内容が一致しない場合は交付できません。

②請求できる人は、請求者本人および同一世帯の方に限られます。

③本籍地の記載は省略されます。

④交付手数料は、発行地で定める金額(流山市では300円)になります。

⑤市区町村によっては、支所、出張所で交付できないところがあります。

## ◎戸籍(除籍)謄本などの広域交付(本籍地以外に戸籍謄本などを請求する場合)

戸籍情報連携システムを利用して、全国の市区町村で請求者本人または配偶者、直系尊属(父母や祖父母など)もしくは直系卑属(子や孫など)の方の戸籍(除籍)謄本などを受け取ることができます。

### 【交付を受けるためには】

①個人番号カード、住民基本台帳カード(暗証番号の入力が必要)または運転免許証、パスポートなど官公署発行の写真付きの本人確認書類を提示して請求してください。

②請求できる人は、請求者本人または配偶者、直系尊属(父母や祖父母など)もしくは直系卑属(子や孫など)の方に限られます。

③戸籍個人事項証明(戸籍抄本)の交付はできません。

④交付手数料は、発行地で定める金額(流山市では戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)450円・除籍全部事項証明書(除籍謄本)750円)となります。

⑤電子化されていない戸籍などについては、交付できない場合があります。

⑥市区町村によっては、支所、出張所で交付できないところがあります。

⑦郵便や代理での請求はできません。

## ◎住民票の写し、印鑑登録証明書の電話予約サービス

市役所や出張所の受付時間に窓口に来られない方は、電話で住民票の写し、印鑑登録証明書の交付予約をして、土・日曜に市役所守衛室、公民館などで受け取ることができます。

### (1)電話予約サービスができるもの/申請できる人

住民票の写し、印鑑登録証明書/本人または本人と同一世帯の方※除票は除く

### (2)受取場所・受取日時・手数料

○受取場所 市役所守衛室、北部公民館、初石公民館、木の図書館、南流山センター

○受取日時 土・日曜(年末年始を除く)9時~16時(木の図書館は9時30分~16時)

○手数料 1通につき300円

### (3)予約受付場所・受付日時

○予約受付 市民課 ☎7150-6075

○受付日時 月~木曜9時~16時、金曜9時~15時(祝日、年末年始を除く)

### (4)予約方法

市民課に電話をして、次のことを教えてください。※予約は受け取りの6日前以後にしてください。

①氏名、住所、生年月日および電話番号

②住民票の写し:証明の範囲および枚数、印鑑登録証明書:証明対象者、登録番号および枚数

③受取日時、受取場所、受取予定者

### (5)受取方法

指定した日時に指定した場所で、予約した証明書を受け取ってください。その際、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住基カードなど)をお持ちください。※印鑑登録証明書は証明対象者の印鑑登録証(カード)も必要

## ◎郵便での戸籍・住民票の申請

戸籍や住民票などの申請で市役所・出張所の窓口に来られないときは、次のとおり郵便でも請求できます。

(1)請求できるものと手数料※手数料は、郵便局の窓口で定額小為替にしてください(切手の受付は不可)。

- ①戸籍全部(個人)事項証明(戸籍謄(抄)本) 1通 450円
- ②除籍全部(個人)事項証明(除籍謄(抄)本)、改製原戸籍謄(抄)本 1通 750円
- ③住民票、戸籍附票、身分証明書 1通 300円

(2)請求方法(本人請求)

### ①必要な書類

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住基カードなど)のコピー
- 手数料分の定額小為替 ○返信用封筒(返信住所を記載の上、切手を貼付)※返信先は住所登録地のみ
- 申請書(下記参照)

【申請書に記入する内容】※便箋などに次の事項を記入

●住所および氏名(戸籍の場合は本籍地及び筆頭者) ●全員または個人(必要な人)の別(個人の場合は必要な人の氏名) ●(住民票申請の場合は)本籍、続柄の記載の要否 ●(附票の場合は)記載の必要な住所 ●必要な枚数 ●使用目的 ●請求する方の住所および氏名 ●昼間に連絡可能な電話番号

②宛先 〒270-0192 流山市平和台1-1-1 流山市役所市民課宛

※ご本人以外の方が請求される場合やその他ご不明な点がありましたら事前にご連絡ください。

【注意】印鑑登録証明書は、郵便では申請できません。戸籍に関する証明を郵便で請求する場合は、本籍地に請求してください。

## ■印鑑登録 問い合わせ 市民課 ☎7150-6075

印鑑登録は、不動産の登記や自動車の登録、公正証書の作成などに必要な実印を登録することです。権利や義務の発生などに広くかかわってくる重要なもので、登録の手続きには慎重を期しています。

### ●印鑑登録の手続き

(1)登録できる方

満15歳以上で、流山市に住居登録されている方(外国人も含む)

(2)登録申請に必要なもの

【本人が登録申請する場合】

★運転免許証などをお持ちの場合:即日登録できます。

(必要なもの)

●登録する印鑑 ●本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住基カードなど官公署発行の免許証、認可証などで写真が貼付されたもの)

★運転免許証などがなく、保証人をたてる場合:即日登録できます。

(必要なもの)

●登録する印鑑 ●本人確認書類(保険証、年金手帳など2点以上) ●保証書(用紙は市民課、出張所にあります。保証人が住所、印鑑登録番号を記入し、署名、登録印鑑を捺したもの)※保証人となれるのは現在流山市で印鑑登録をしている方に限られます。

★運転免許証などがなく、保証人もたてない場合:即日登録できません。※次の照会書による手続きが必要

(必要なもの)

●登録する印鑑 ●本人確認書類(保険証、年金手帳など2点以上)

【代理人が登録申請する場合】:即日登録できません。※次の照会書による手続きが必要

(必要なもの)

●登録する印鑑 ●代理人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住基カードなど官公署発行の免許証、許可証などで写真が貼付されたもの)※上記の本人確認書類がない場合は、保険証、年金手帳など2点以上 ●委任状(記入例を参照)

※A4サイズ程度の用紙を使用し、必ずご本人(登録対象者)が書いてください。

※ご本人以外のご家族、同一世帯の方であっても委任状が必要です。

### (3)照会書による手続きの流れ

①市役所市民課または出張所の窓口に必要な書類(前述の(必要なもの))を持参の上、申請書を記入し提出してください。照会書をご本人(登録対象者)の住民登録地に親展・転送不要で送ります。

※照会書は転送をかけているとき、郵便受けに氏名が出ていないときには届きません。ご注意ください。

②照会書を受領後、同封してある回答書に必要な事項を記入・押印して申請した窓口にお持ちください。代理人が回答書をお持ちになるときは、委任状(回答書に印刷されているものに記入)が必要です。回答書をお持ちいただいた日に、印鑑登録証をお渡しします。なお、回答書の有効期限は、照会書を発送したその日から起算して30日以内です。

※登録手数料は300円です。回答書や委任状は登録対象者であるご本人が記入してください。回答書をお持ちいただいたときにも本人確認させていただきます。本人確認書類の持参をお願いします。

【注意】8ミリ以下、25ミリ以上のものなど登録できない印鑑があります。窓口でご相談をお願いします。

#### 【委任状記入例】

### 委任状

代理人 住所……………

氏名……………

生年月日………

上記の者を私の代理人に選任し、下記の権限を委任したのでお届けします。

#### 記

委任事項(印鑑登録廃止申請、印鑑登録申請など委任事項を記入してください)

年 月 日

委任者 住所……………

氏名(署名)………

生年月日………

(宛先)流山市長

※A4サイズ程度の用紙を使用し、必ず委任者本人が書いてください。

#### ■印鑑証明の交付申請

○申請に必要なもの:印鑑登録証(カード)

○申請できる人:本人または代理人(委任状不要)

○手数料:1通 300円



**●個人番号カード**

個人番号カードは、マイナンバーと顔写真が表示された IC カードです。公的な本人確認書類として利用できるほか、電子証明書を記録して公的個人認証サービス(下記参照)を利用することもできます。

なお、申し込みからカードの発行まで数カ月要する場合があります。

**(1)郵送で申し込みをして、市民課窓口で受け取る場合**

通知カードに同封の交付申請書に記入・写真貼り付けの上、返信用封筒に入れて郵送します。個人番号カードが発行されたら交付通知書(ハガキ)が届きますので、市役所で受け取ります。※通知カード送付時に同封の交付申請書がない場合、市民課または各出張所で交付申請書を受け取った後に申請してください。

**(2)インターネットなどで申し込む場合**

スマートフォンやパソコンなどから申し込みできます。詳細は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)のマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

**(3)交付手数料** 1,000 円(初回無料)※内訳:個人番号カード 800 円+公的個人認証 200 円

**(4)有効期限**

【18 歳以上の方】発行日から 10 回目の誕生日まで

【18 歳未満の方】発行日から 5 回目の誕生日まで

※在留期間のある外国籍の方は在留期間満了日まで

**●住民基本台帳カード**

マイナンバー制度の開始に伴い、住民基本台帳カードは平成 27 年 12 月 28 日に発行(更新)を終了しました。ただし、現在お持ちのカードは有効期限まで引き続き使用できます。

なお、個人番号カードを受け取る際は、住民基本台帳カードを返納していただく必要があります。

**●公的個人認証サービス**

インターネットを通じて安全・確実な行政手続きなどを行うためのサービスです。個人番号カードは次の 2 種類の電子証明書を記録することができます。

**(1)署名用電子証明書**

e-Tax の確定申告やインターネット上の電子申請などに利用します。

※住民基本台帳カードの電子証明書は、平成 30 年 12 月末で有効期間が満了したため利用できません。以降は個人番号カードをお申し込みください。

**(2)利用者証明用電子申請書**

マイナポータルログインなどに利用します。

※マイナポータルとは、インターネット上でマイナンバーの利用履歴などを確認できるサービスです。

**【電子証明書の発行手続き】**

○必要なもの 個人番号カード

○申請場所 市役所市民課または各出張所

○発行手数料 200 円(初回無料)

○有効期限 次のいずれか早い日まで

①発行日から 5 回目の誕生日

②利用者証明用電子証明書の有効期限満了日

③在留期間満了日(外国籍の方)

※署名用電子証明書は住所・氏名・性別などの変更により失効します。

**【公的個人認証サービスの利用に必要なもの】**

○電子証明書が記録された個人番号カード ○インターネットに接続できるパソコン ○IC カードリーダーまたは読取対応のスマートフォン ○公的個人認証サービス利用者クライアントソフトのダウンロード

**●転入転出手続きの特例**

個人番号カードまたは住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転出届出時に転入届の特例を適用されると、転出証明書は発行されません。転入地市区町村へカードを持参し、転入届の手続時に継続利用処理をして、引き続きカードを使用することができます。



## ■おくやみ相談窓口 問い合わせ おくやみ相談窓口(市民課内)☎7126-0591

亡くなられた方のご遺族が、死亡に伴う手続きをスムーズに進められるよう、市役所市民課前のスペースに完全予約制の「おくやみ相談窓口」を設置しています。窓口では、あらかじめご予約の際にお聞きした情報をもとに、担当課から職員が参り、主な手続きをワンストップで案内します。

※手続き内容によっては、別途担当窓口をご案内する場合があります。

○対象者 亡くなられたときに市内に住民登録をしていた方のご遺族

○開設日時 市役所開庁日の9時30分/11時/13時30分/14時30分/15時30分の各回

○予約方法 ①電話予約:☎7126-0591

②電子申請:市ホームページ「流山市おくやみ相談窓口」ページ内の外部リンクから

※来庁希望日の3開庁日前までにお申し込みください。

## ■パスポートの申請・受け取り

### 問い合わせ おおたかの森市民窓口センター☎7154-0333

おおたかの森市民窓口センターのパスポート窓口で手続きできます。

○受付時間 申 請:月～金曜9時～16時30分

受け取り:月～土曜9時～16時30分

※市民窓口センターの開庁時間と異なります(祝日、振替休日、年末年始を除く)。

#### ○取扱業務

①パスポートの新規・切り替え申請と交付

②残存有効期間同一旅券の申請と交付

③有効中のパスポートの紛失・盗難・消失の届出

#### ○対象者

①千葉県内に住民登録をしている方

②千葉県外に住民登録があるが、就学などにより継続的に千葉県内に居住している方(住民票と居所を証明するものが必要)

※②の方は事前にお問い合わせください。

#### ○交付日

①新規・切り替え申請 申請日から9日目以降

②残存有効期間同一旅券の申請 申請日から9日目以降

※上記の日数は土・日曜、祝日、振替休日を除きます。パスポートの受け取りは、本人以外はできません。

#### ○必要書類

①一般旅券発給申請書(10年用または5年用)1通

②戸籍謄本1通(本籍地で発行できます。なお、切り替え新規申請の方で、前回発給を受けた旅券の記載事項(氏名・本籍の都道府県など)に変更がない方は、戸籍謄本または抄本は不要です。ただし、申請書には本籍を地番まで記入する必要がありますので、本籍をご確認の上、ご来所ください。

③写真1枚(縦45mm×横35mm)※6カ月以内に撮影したものを貼らずにお持ちください。

④本人確認書類(運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード(個人番号カード)など)

#### ⑤手数料

種類	収入印紙	千葉県収入証紙	合計
新規10年旅券(18歳以上)	14,000円	2,000円	16,000円
新規5年旅券(12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
新規5年旅券(12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円
残存有効期間同一旅券	4,000円	2,000円	6,000円

※①一般旅券発給申請書は市役所、各出張所で受け取れます。添付されている「旅券(パスポート)申請のご案内」で必要書類や写真などの注意事項をご確認の上、申請してください。

※パスポートの発行から6カ月以内に受け取らず失効させてしまった場合、その失効後5年以内に再度パスポートを申請する際には手数料が6,000円高くなります。ご注意ください。

# 税金

税金には次のようなものがあります。

- 国税・・・所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税など
  - 県税・・・個人事業税、法人事業税、個人県民税、法人県民税、不動産取得税、自動車税など
  - 市税・・・個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、都市計画税など
- ここでは、市で扱う税金について説明します。

## ■市民税・県民税(住民税)の申告 問い合わせ 市民税課 ☎7150-6073

市民税・県民税の申告は、税額を算出するためだけでなく、所得証明や保険料・保育料の算定などの基礎資料となるものです。

課税は、前年中(1～12月)の所得を基礎として、1月1日現在で住所のある市区町村で行われます。  
※市民税・県民税の申告は、市が適正な税額計算を行うための課税資料として提出していただくもので、所得税の確定申告とは異なります。

### ○申告期限は3月15日

前年度に申告された方へ、申告書を1月下旬に発送します。届かない場合や申告書が必要な場合は市民税課へお問い合わせください。

※申告期限は、曜日の関係で前後することがあります。

### ○申告の必要な方

1月1日に市内に住所がある方は、市民税・県民税の申告書を提出しなければなりません。ただし、次の方は必要ありません。

- (1)所得税の確定申告をした方
- (2)前年中の所得が給与所得のみで勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方
- (3)年金受給者で支払先から市役所に年金支払報告書が提出されている方
- (4)所得のなかった方

※同居している方の扶養控除の対象になっていない方は、所得がなかったという内容で申告書を提出(申告された内容は、国民健康保険料(税)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、児童手当や保育料などの算定資料、扶助受給の基礎資料となります)してください。また、前年の途中で退職して、その年の12月31日現在勤めていない方は、確定申告または市民税・県民税の申告が必要な場合もあります。

## ■軽自動車税(種別割) 問い合わせ 市民税課 ☎7150-6073

### ○軽自動車税(種別割)の課税と登録手続き

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で軽自動車、二輪車(125cc以上のバイク)・原動機付自転車(125ccまでのバイク)、小型特殊自動車(トラクターやフォークリフトなど)を所有している方に課税されます。

軽自動車、原動機付自転車などの登録、譲渡(名義変更)や廃車手続きは、次の表を参照してください。また、他市区町村へ転出し、主たる定置場が変わる場合も手続きが必要です。

## 【軽自動車・原動機付自転車などの申請手続きおよび問い合わせ先】

車種	届け出先	届け出事項	届け出に必要な書類など	
原動機付自転車(125ccまでのバイク)・小型特殊自動車(トラクターやフォークリフトなど)	市役所 市民税課 ☎7150-6073	登録届	販売店から購入	・販売証明書
			流山市に転入(廃車済)	・廃車証明書
			流山市に転入(廃車していない)	・標識交付証明書 ・他市ナンバープレート
			流山ナンバー・他市ナンバーの方から譲渡(廃車済)	・廃車証明書 ・譲渡証明書
			他市ナンバーの方から譲渡(廃車していない)	・標識交付証明書 ・他市ナンバープレート ・譲渡証明書
			◎上記新規登録の場合で、住民登録が流山市にない場合は、上記の書類の他に、住民票と申立書が必要。	
		変更届	市内で転居	・標識交付証明書
			流山ナンバーの方から譲渡(標識番号はそのまま使用)	・標識交付証明書 ・譲渡証明書
			流山ナンバーの方から譲渡(標識番号を変える)	・標識交付証明書 ・旧所有者のナンバープレート ・譲渡証明書
		廃車届	標識番号はそのまま車両を入れ替える	・旧車両の標識交付証明書 ・販売証明書または廃車証明書と譲渡証明書
・使用できなくなり廃棄 ・流山市から転出して、定置場が変わる ・他の方に譲る	・標識交付証明書 ・流山ナンバープレート			
		●その他、盗難などにより車両が無い場合には、市役所市民税課までご相談ください。 ●他市ナンバーの廃車手続きは受付できません。		
126cc以上の二輪車	下記へ直接お問い合わせください。 千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 (千葉県野田市上三ヶ尾 207-22/☎050-5540-2023)			
三輪・四輪の軽自動車	下記へ直接お問い合わせください。 軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 (千葉県野田市上三ヶ尾 207番 26/☎050-3816-3117)			

### ○納税方法

5月上旬に市役所から納税義務者へ通知される納税通知書により、5月末までに軽自動車税(種別割)を納めていただきます。

### ○軽自動車税(種別割)の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方が所有する軽自動車等(生計を一にする方が所有する軽自動車などを含む)や、構造が専ら身体障害者等の利用に供するための軽自動車などは、軽自動車税(種別割)が減免される場合があります。市民税課へご連絡ください。

### ○自動車臨時運行許可証(仮ナンバー)

新規登録されていない、あるいは自動車検査証の有効期限が満了した自動車の登録、車両検査を受ける目的で回送する場合、自動車臨時運行許可証を交付します。詳細は市民税課にお問い合わせください。

## ■固定資産税 問い合わせ 資産税課 ☎7150-6074

### ●固定資産税とは

毎年1月1日に、市内に固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有している方が、その固定資産の価格(評価額)をもとに算定される税額を市に納めていただく税金です。また、市街化区域内に土地、家屋を所有している方には、都市計画税を併せて納めていただきます。

### ●固定資産税を納める方(納税義務者)

毎年1月1日(賦課期日)に市内に固定資産を所有している方です。具体的には、次のとおりです。

※償却資産(事業用資産)所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。

土地・家屋	登記されているもの	土地または建物の登記簿に所有者として登記されている方
	登記されていないもの	土地または家屋補充課税台帳に所有者として登録されている方
償却資産		償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

### ●税額の求め方

固定資産税 = 課税標準額 × 税率(1.4%)

都市計画税 = 課税標準額 × 税率(0.3%)

### ●閲覧と縦覧

閲覧制度とは、「固定資産課税台帳」をご覧ください、自己所有の土地・家屋・償却資産の課税内容を確認していただくものです。

縦覧制度とは、「土地価格等縦覧帳簿」および「家屋価格等縦覧帳簿」をご覧ください、納税者の皆さんが、他の土地や家屋の価格を比較し、自己所有の土地や家屋の価格の適正さについて確認していただくものです。

閲覧の期間は年度末まで、縦覧の期間は固定資産税第1期の納期限までとなります。詳細は資産税課へお問い合わせください。

## ■納税 問い合わせ 税制課 ☎7150-6072

●市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納付ができる場所  
※金融機関窓口(ゆうちょ銀行・郵便局を除く)以外のコンビニエンスストア、QRコードやバーコードを利用した決済などは、納期限を過ぎた納付書は取り扱いできません。納期限内の納付をお願いします。

### ◎金融機関窓口での納付

次の金融機関本・支店でご利用できます。

○千葉銀行 ○千葉興業銀行 ○京葉銀行 ○東日本銀行 ○東京ベイ信用金庫 ○東京東信用金庫

○亀有信用金庫 ○城北信用金庫 ○中央労働金庫 ○とうかつ中央農業協同組合

○関東各都県および山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局

○流山市役所(千葉銀行流山支店派出所) ○おおたかの森市民窓口センター

※上記の指定(収納代理)金融機関以外の「地方税統一QRコード対応金融機関」

でも納付できます。



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### ◎コンビニエンスストアでの納付

取り扱いができるコンビニエンスストアは、納付書裏面をご確認ください。ただし、納付書1枚の納付額が30万円以下で、納期限内の場合に限ります。

### ◎口座振替による納付

市税などの納付には、便利な口座振替(自動払込み)をお勧めします。

納税通知書に同封の口座振替依頼書または市内の金融機関・ゆうちょ銀行に備え付けの口座振替依頼書に必要事項を記入、押印し、納期限の2カ月前までに直接取扱金融機関に届け出してください。

## ◎スマホ決済アプリを利用した納付

納付書に印刷されているQRコードやバーコードを au PAY、d 払い、PayPay などのスマホ決済アプリを通じて読み取り、納付することができます。※使用するアプリごとに決済上限が定められています。

## ◎クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替(ダイレクト方式)、Pay-easy(ペイジー)番号を発行して ATM などで納付

「地方税お支払サイト」を通じてクレジットカードやインターネットバンキング、口座振替(ダイレクト方式)、Pay-easy番号を発行して ATM などで納付することができます。

※クレジットカードでの納付には、システム手数料がかかります。

※インターネットバンキング、ATM などの利用に当たっては手数料が必要となる場合があります。



## ●納期限

税目／納期	第1期	第2期	第3期	第4期
市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)	6月	8月	10月	1月
固定資産税・都市計画税	4月	7月	11月	2月
軽自動車税(種別割)	5月			

納期限は、各月の末日です。ただし、その日が土・日曜の場合は翌月曜、祝日の場合はその翌日となります。

## ●税関係証明書の交付(法人市民税納税証明書以外は出張所でも交付できます)

種類	説明
課税証明書	1月1日現在流山市に居住する方に対し、前年中の所得に対する市民税・県民税・森林環境税額および前年の収入金額、所得金額、各種控除金額等を証明するもの
非課税証明書	1月1日現在流山市に居住する方に対し、前年中の所得に対する市民税・県民税・森林環境税が非課税であることを証明するもの
所得証明書	1月1日現在流山市に居住する方に対し、前年中の収入金額および所得金額を証明するもの
所得証明書(児童手当用)	1月1日現在流山市に居住する方に対し、前年中の収入金額、所得金額および各種控除金額等を証明するもの
固定資産評価証明書	土地・家屋に対する固定資産評価額について証明するもの
固定資産公課証明書	土地・家屋に対する固定資産税額・都市計画税額について証明するもの
固定資産評価・公課証明書	土地・家屋に対する固定資産評価額および固定資産税額・都市計画税額について証明するもの
市税納税証明書	市民税・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税および軽自動車税(種別割)について納税状況を証明するもの
法人市民税納税証明書	法人市民税の納税状況を証明するもの ※本庁税制課のみで交付
継続検査(車検)用納税証明書	軽自動車の継続検査(車検)の際、必要となる軽自動車税(種別割)の納税状況を証明するもの

※手数料は1通300円【継続検査(車検)用納税証明書は無料】です。

※租税特別措置法による住宅用家屋証明書や名寄帳の写しなどは資産税課、法人所在証明書は市民税課で交付します。

※交付時点において市内在住かつマイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニ交付サービスで最新年度の(非)課税証明書、所得証明書を取得できます。(注)税法上の被扶養者で未申告の方は、市民税課で所得申告後に証明書を交付することができます。

※本人または同一世帯の親族以外の方が申請する場合は委任状が必要です。ただし、継続検査(車検)用納税証明書の交付について委任状は不要ですが、所有者と車両を確認できる車検証など(写し可)を持参してください。

※令和5年1月からは、軽自動車(二輪車を除く)の継続検査(車検)の際の納税証明書の提示が原則不要となりました。ただし、次の場合は、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。

○納付直後(おおむね2週間~3週間)の場合 ○中古車の購入直後の場合 ○他市区町村に引っ越した直後の場合

○過去の軽自動車税(種別割)に未納がある場合 ○排気量250cc超の二輪車の場合

# 暮らし

流山市では、災害、火災、交通事故に備えて、次のような対策や見舞金制度を整えています。また、自治会活動に対しての各種補助があります。

## ■災害対策 問い合わせ 防災危機管理課 ☎7150-6312

市では、学校や公共施設など 86 カ所を災害時の指定緊急避難場所や指定避難所もしくはその両方として指定しています。お住まいの地域の指定緊急避難場所・指定避難所を確認しておきましょう。

ただし、災害の被害状況により、お近くの指定緊急避難場所・指定避難所に行くことが困難な場合は、それ以外の指定緊急避難場所・指定避難所に行くことも可能です。詳細は、市ホームページをご確認ください。

### 【指定緊急避難場所とは】

指定緊急避難場所とは、地震などの災害から身を守るため、一時的に避難する場所で、公園や公共施設の駐車場、学校の校庭が指定されています。

### 【指定避難所とは】

指定避難所とは、「住宅が倒壊した」「住宅に危険が予想される」など、生活の場が失われた場合に宿泊滞在するための施設で、公民館や福祉会館、小・中学校の体育館などが指定されています。

## 地域別指定緊急避難場所・指定避難所一覧

※**網掛け**の指定緊急避難場所・指定避難所については、河川増水時に浸水することが想定されます。

### 【北部地域 19 箇所】

名称	指定緊急避難場所	指定避難所	主な避難地区
新川小学校	○	○	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、富士見台、富士見台 1・2 丁目、西初石 1 丁目
江戸川台小学校	○	○	江戸川台東 1~4 丁目、江戸川台西 1~4 丁目、こうのす台
東深井小学校	○	○	東深井、こうのす台
西深井小学校	○	○	深井新田、平方村新田、西深井、東深井、平方、美原 1~4 丁目
北部中学校	○	○	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、江戸川台西 1~4 丁目、富士見台、富士見台 1・2 丁目
東深井中学校	○	○	深井新田、平方村新田、西深井、東深井、平方
流山北高等学校	○	○	深井新田、平方村新田、平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、富士見台、富士見台 1・2 丁目
中野久木保育所		○	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、富士見台、富士見台 1・2 丁目、西初石 1 丁目
江戸川台保育所		○	江戸川台東 1~4 丁目
東深井保育所		○	東深井、こうのす台、江戸川台東 4 丁目
高齢者福祉センター 森の倶楽部		○	東深井、こうのす台
江戸川台福祉会館		○	江戸川台東 1~4 丁目
西深井福祉会館		○	深井新田、平方村新田、西深井、東深井
南福祉会館		○	北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚
東深井福祉会館		○	東深井、こうのす台

名称	指定緊急避難場所	指定避難所	主な避難地区
北部公民館	○	○	平方、美原1～4丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、江戸川台西1～4丁目、富士見台、富士見台1・2丁目
千葉県生涯大学校 東葛飾学園江戸川台校舎		○	平方、美原1～4丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、江戸川台西1～4丁目、富士見台、富士見台1・2丁目
東深井地区公園	○		東深井、こうのす台
運河水辺公園	○		西深井、東深井

【中部地域 25箇所】

名称	指定緊急避難場所	指定避難所	主な避難地区
八木北小学校	○	○	駒木、駒木台、青田、美田、東初石1～4丁目
西初石小学校	○	○	桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石2～4丁目
小山小学校	○	○	駒木、おおたかの森北一～三丁目、おおたかの森東一～四丁目
おおたかの森小・中学校	○	○	加三丁目、三輪野山、三輪野山二～五丁目、後平井、市野谷、野々下1丁目、おおたかの森西三・四丁目、おおたかの森南一～三丁目
市野谷小学校	○	○	加、三輪野山、後平井、市野谷、野々下1丁目、おおたかの森西二丁目
常盤松中学校	○	○	美田、東初石1～4丁目、おおたかの森北二～三丁目
西初石中学校	○	○	上新宿、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、若葉台、西初石1～4丁目、おおたかの森西一～四丁目
流山高等学校	○	○	江戸川台東1丁目、駒木台、青田、東初石1～4丁目
流山おおたかの森高等学校	○	○	上新宿、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石1～4丁目、おおたかの森西一～四丁目
江戸川大学	○	○	駒木、駒木台、美田、おおたかの森北一～三丁目、おおたかの森東一～四丁目
コミュニティプラザ (旧勤労者総合福祉センター)		○	上新宿、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石1～4丁目、おおたかの森西一～四丁目
コミュニティプラザ (旧勤労者体育施設)		○	上新宿、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石1～4丁目、おおたかの森西一～四丁目
駒木台福祉会館		○	駒木台、青田、美田
十太夫福祉会館		○	駒木、おおたかの森北一～三丁目、おおたかの森東一～四丁目
初石公民館	○	○	西初石1～4丁目、おおたかの森西一～四丁目
おおたかの森センター		○	加三丁目、三輪野山、三輪野山二～五丁目、後平井、市野谷、野々下1丁目、大畔、おおたかの森西一～四丁目、おおたかの森南一～三丁目
おおぐろの森小学校	○	○	大畔、おおたかの森北一丁目、おおたかの森西三・四丁目、西初石4・5丁目
おおたかの森児童センター		○	市野谷、おおたかの森西一・二丁目、おおたかの森南二・三丁目
おおぐろの森中学校	○	○	大畔、おおたかの森北一丁目、おおたかの森西一～四丁目、西初石4・5丁目
北部柔道場		○	青田、駒木台、美田
西初石近隣公園 (おおたかの森駅南口公園)	○		市野谷、おおたかの森西一～四丁目、おおたかの森南一～三丁目、おおたかの森北一～三丁目、おおたかの森東一～四丁目
大堀川水辺公園	○		駒木、おおたかの森東一～四丁目
十太夫近隣公園	○		美田、東初石1～4丁目、おおたかの森北一～三丁目
上新宿防災広場	○		江戸川台西4丁目、富士見台1丁目、西初石1～2丁目、上新宿、上新宿新田、北、小屋
流山市上下水道局	○		大畔、市野谷、三輪野山、おおたかの森西一～四丁目



【南部地域 23箇所】

名称	指定緊急避難場所	指定避難所	主な避難地区
流山小学校	○	○	流山、流山1～9丁目、西平井、西平井一～三丁目、平和台2～4丁目
鰯ヶ崎小学校	○	○	鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一～二丁目、南流山1・4・5丁目
流山北小学校	○	○	加、加一～六丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、平和台1・5丁目、市野谷
南流山小学校	○	○	流山、木一～三丁目、南流山2・3・6～10丁目
南流山第二小学校	○	○	流山、木一～三丁目、南流山2・3・6～10丁目
南部中学校	○	○	流山、流山1～9丁目、加、加一～六丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、西平井、西平井一～三丁目、鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一～二丁目、木一～三丁目、平和台1～5丁目、南流山1～10丁目、下花輪、前平井、後平井、市野谷
南流山中学校	○	○	流山、流山7・8丁目、鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一～二丁目、木、南流山1～10丁目
流山南高等学校	○	○	流山、流山1～9丁目、西平井、西平井一～三丁目、鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一～二丁目、平和台1～5丁目、南流山1～10丁目
博物館		○	流山1丁目、加一～六丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、平和台1～5丁目
平和台保育所		○	流山、流山1～9丁目、西平井、西平井一～三丁目、鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一～二丁目、木一～三丁目、平和台1～5丁目、南流山1～10丁目
流山福祉会館		○	流山1～9丁目、加
南流山福祉会館		○	南流山1～10丁目
赤城福祉会館		○	流山、流山1～9丁目、西平井、西平井一～三丁目、鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一～二丁目、南流山1～10丁目
平和台福祉会館		○	流山、流山1～9丁目、西平井、西平井一～三丁目、鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一～二丁目、木一～三丁目、平和台1～5丁目、南流山1～10丁目、宮園1～3丁目、思井、思井一丁目、中
文化会館	○	○	流山1～4丁目、加、加一～六丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、平和台1～5丁目、下花輪、市野谷
南流山センター		○	流山、鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一～二丁目、木一～三丁目、南流山1～10丁目
生涯学習センター (流山エルズ)	○	○	流山、流山1～9丁目、西平井、西平井一～三丁目、鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一～二丁目、木一～三丁目、南流山1～10丁目、宮園1～3丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、前平井、後平井
南部柔道場		○	流山、流山1～9丁目、西平井、西平井一～三丁目、鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一～二丁目、南流山1～10丁目
南流山児童センター (サンコーテクノプラザ内)	○	○	流山、流山7・8丁目、鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一～二丁目、木一～三丁目、南流山1～10丁目
南流山中央公園	○		南流山1～6丁目
三輪野山近隣公園	○		加三・四丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、下花輪、市野谷
平和台2号公園	○		西平井、西平井一～三丁目、平和台1～5丁目、思井、思井一丁目、中、前平井、後平井
江戸川河川敷緑地	○		流山7・8丁目、木一～三丁目、南流山7・8丁目

【東部地域 18箇所】

名称	指定緊急避難場所	指定避難所	主な避難地区
八木南小学校	○	○	宮園1～3丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、野々下1・2丁目
東小学校	○	○	前ヶ崎、向小金1～4丁目、名都借、松ヶ丘1～6丁目、西松ヶ丘1丁目
向小金小学校	○	○	前ヶ崎、向小金1～4丁目
長崎小学校	○	○	野々下2～6丁目、長崎1・2丁目、名都借

名称	指定緊急避難場所	指定避難所	主な避難地区
東部中学校	○	○	前ヶ崎、向小金 1～4 丁目、名都借、松ヶ丘 1～6 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
八木中学校	○	○	西平井、西平井一～三丁目、鱒ヶ崎、鱒ヶ崎一～二丁目、木、南流山 1～8 丁目、宮園 1～3 丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、野々下 1・2 丁目、長崎 1・2 丁目
特別支援学校流山高等学園 第二キャンパス	○	○	前ヶ崎、名都借、松ヶ丘 1～6 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
特別支援学校流山高等学園	○	○	芝崎、古間木、野々下 1～6 丁目、長崎 1・2 丁目、前ヶ崎、名都借
向小金保育所		○	向小金 1～4 丁目
思井福祉会館		○	鱒ヶ崎、鱒ヶ崎一～二丁目、宮園 1～3 丁目、思井、思井一丁目、中、前平井
向小金福祉会館	○	○	前ヶ崎、向小金 1～4 丁目
名都借福祉会館		○	前ヶ崎、向小金 1～4 丁目、名都借、松ヶ丘 1～6 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
野々下福祉会館		○	古間木、野々下 1～6 丁目、長崎 1・2 丁目、名都借
東部公民館	○	○	前ヶ崎、向小金 1～4 丁目、名都借、松ヶ丘 1～6 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
キックマン アリーナ (市民総合体育館)		○	加、加一～六丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、鱒ヶ崎、鱒ヶ崎一～二丁目、木、宮園 1～3 丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、市野谷、野々下 1 丁目
八木南第 2 コミュニティ・ホーム		○	野々下 2～6 丁目、長崎 1・2 丁目、名都借
東部近隣公園	○		名都借、松ヶ丘 2～4 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
松ヶ丘ふるさと公園	○		名都借、松ヶ丘 1・2・4～6 丁目

【広域避難場所 1 箇所】

名称	指定緊急避難場所	指定避難所	避難地区
流山市総合運動公園	○		全域


●安心メール ▼コミュニティ課 ☎7150-6076

災害時の避難情報や犯罪発生情報などを配信するサービスです(要メールアドレス登録)。

●Yahoo! 防災速報 ▼防災危機管理課 ☎7150-6312

災害時の避難情報の配信やハザードマップの確認、お近くの避難場所などを地図で確認できる防災アプリです(スマートフォン(iPhone、Android)でダウンロード可。登録無料)。

●防災行政無線テレホンサービス ▼防災危機管理課 ☎7150-6312

防災行政無線の内容が聞き取れなかったときは、 0120-783170(ナガラヤマサイナンゼロ)で、防災無線の放送内容を確認することができます。

●り災証明書 ▼防災危機管理課 ☎7150-6312

災害(地震、風水害など)により被害を受けた場合に発行(無料)されるものです。

●災害救援物資などの配布(日本赤十字社千葉県支部)

▼社会福祉課 ☎7150-6079

災害救助法適用に至らない程度の火災、風水害、地震、その他の自然災害による被災者の救援をはかるものです。

●災害見舞金制度 ▼社会福祉課 ☎7150-6079

風水害および火災により、被害をうけた世帯に支給します。ただし、災害救助法の適用を受けた場合は対象外となります。金額などは表のとおりです。

【市の見舞金の対象となる災害と金額】

災害の種類	災害の程度	災害見舞金の額	
		一般世帯	準世帯
焼失	全焼	30,000 円	20,000 円
	半焼	20,000 円	10,000 円
損壊	全壊	30,000 円	20,000 円
	半壊	20,000 円	10,000 円
浸水	床上浸水	30,000 円	20,000 円

※損壊は地震や台風などの自然災害によって、家屋が損壊した場合をいいます。

※一般世帯とは準世帯(会社や学校などから供与を受けて寮やアパートなどに居住する単身世帯)以外の世帯のことです。

●災害見舞金 ▼社会福祉協議会 ☎7159-4735

風水害および火災による罹災者に 5,000 円～2 万円の範囲で支給します(共同募金会からは 5,000 円～1 万円)。

## ■消防

問い合わせ 消防本部予防課☎7158-0270／中央消防署☎7158-0266

消防防災課☎7158-0151／東消防署☎7146-0119

北消防署☎7152-0119／南消防署☎7159-0119

火災を未然に防ぐために、次のことが必要です。

### ●住宅用火災警報器の設置・維持 ▼予防課、各消防署

火災からあなたの命と財産を守るため、全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。設置されていない住宅は早急に設置し、設置されている住宅は年2回電池が切れていないかなどの動作確認をしてください。

### ●危険物施設の許可など ▼予防課

ガソリンスタンドや危険物の入ったタンクなどの施設を新たに設置する場合、または、構造や設備の変更を行う場合は許可が必要です。

### ●防火対象物を使用するとき ▼予防課・各消防署

飲食店や工場、集会場などの一定規模以上の建築物を新たに使用する場合、または使用形態を変更する場合は、その施設の使用が始まる7日前までに届け出が必要です。

### ●単身高齢者世帯の防火診断 ▼予防課

消防職員や消防団員が単身高齢者世帯を訪問し、住宅用火災警報器設置の有無や防火指導を行っています。訪問防火診断は随時受け付けていますので、火災予防に不安がある70歳以上の単身世帯の方またはその家族の方でご希望の方は、ぜひお申し込みください。

### ●催し物を開催する場合などの届け出

#### ▼管轄地域の消防署

多くの人を集めて催し物を開く場合、火気器具などを使用して露店を開設する場合、盆踊りなどで花火を打ち上げる場合、煙などを出す場合、道路工事をする場合には届け出が必要となります。

### ●災害時における災害情報の案内

災害時音声案内(☎7158-0121)では、火災などの災害が発生した場合に電話で情報を確認できます。

#### 【各種証明書の発行】

### ●火災証明書

#### ▼予防課

火災があったときに火災証明書を発行します。発行手数料は無料です。

### ●救急搬送証明書

#### ▼管轄地域の消防署

救急車が出動したときは救急搬送証明書を発行します。発行手数料は無料です。

## ■市営の自転車駐車場(流鉄流山線・東武7-バンパ-ライン(東武野田線))

問い合わせ 道路管理課 ☎7150-6093

### ●自転車駐車場の利用

市内各駅周辺の自転車駐車場を利用する場合は、申請手続きが必要となります。手続き方法など詳細は、指定管理者または各現地受付所へお問い合わせください。

**指定管理者 公益社団法人流山市シルバー人材センター ☎7155-3669**

#### ◆流鉄流山線沿線(年額)

		定期利用手続き場所	定期利用料金(年額)		
			自転車		原動機付自転車
			一般	高校生以下	
流山駅	西側第2	流山駅現地受付所	3,140円	1,570円	駐車不可
	東側				6,280円
平和台駅	第1・第2				
鱈ヶ崎駅					

#### ◆東武7-バンパ-ライン(東武野田線)沿線(年額)

				定期利用手続き場所	定期利用料金(年額)		
					自転車		原動機付自転車
					一般	高校生以下	
運河駅	東口第2		運河駅現地受付所	5,020円	2,510円	駐車不可	
	堤防					1万50円	
	西口						
江戸川台駅	東口	階層式	1階	7,540円	3,770円	駐車不可	
			2階	6,280円	3,140円		
		第1・第2		5,020円	2,510円	1万50円	
	西口	階層式	1階	7,540円	3,770円	駐車不可	
			2階	6,280円	3,140円		
		第1・第2		5,020円	2,510円	1万50円	
初石駅	東側	第1・第3		5,020円	2,510円	駐車不可	
		第2				1万50円	
	西側		5,650円	2,820円	駐車不可		

#### ○現地受付所の受付時間

平日:6時30分~13時、15時~19時、土曜:6時30分~10時(日曜、祝日、年末年始を除く)

※申請手続きは各自転車駐車場内現地受付所で直接行ってください。

※一時利用の可否については管理者へお問い合わせください。

#### ◆共通一時利用券

自転車1回券	100円
自転車回数券(12枚綴り)	1,040円
原動機付自転車1回券	200円
原動機付自転車回数券(12枚綴り)	2,090円

※左記料金は、令和6年4月1日時点のものです

## ■その他の自転車駐車場(つくばエクスプレス沿線)

### 問い合わせ 公益財団法人自転車駐車場整備センター ☎03-6262-5322

自転車駐車場の利用方法、利用料金などは、各現地受付所または公益財団法人へお問い合わせください。

	現地受付所	
	電話番号	受付時間
南流山駅	7158-6969	全日:6時~22時
流山セントラルパーク駅	7150-7225	月~金曜:6時30分~20時 土・日曜、祝日:9時~13時
流山おおたかの森駅	7156-0929	月~金曜:6時30分~20時 土・日曜、祝日:7時~15時

※市営自転車駐車場の一時利用券はご利用になれません。  
※定期利用券の空き状況などについては、各現地受付所でご確認ください。

## ■放置自転車対策 問い合わせ 道路管理課 ☎7150-6093

放置自転車は、お年寄りや子ども、身体の不自由な方々の通行を妨げるほか、いざというときに救急車や消防自動車などの緊急車両が通れず、大きな事故の原因にもなります。

各駅周辺には放置禁止区域が指定されており、禁止区域内で自転車を放置すると移送通告書を貼付して、即時撤去されます。また、放置禁止区域外の公共の場所は移送警告書を貼付して7日間経過後に撤去されます。撤去された放置自転車は次の2箇所に移送されます。

鱒ヶ崎放置自転車保管場所		返還日時	対象区域
所在地	流山市鱒ヶ崎1-110 (鱒ヶ崎陸橋下)	毎週火~金曜、日曜および第1、第3土曜(年末年始、祝日は除く)	流山駅、平和台駅、鱒ヶ崎駅、南流山駅、流山セントラルパーク駅周辺の放置自転車
☎	7158-9386	13時~17時	
平方放置自転車保管場所		返還日時	対象区域
所在地	流山市平方92-2	毎週火~金曜、日曜及び第1、第3土曜(年末年始、祝日は除く)	運河駅、江戸川台駅、初石駅、流山おおたかの森駅周辺の放置自転車
☎	7153-6460	9時~12時、13時~17時	

※引き取りには、身分証明書(保険証、免許証など)と移送および保管に要した費用(1,000円)が必要です。引き取り手のない自転車は、告示後60日間保管した後に処分されます。

## ■交通事故に備えて

### ●チャイルドシートの貸出 ▼道路管理課 ☎7150-6093

交通事故の被害軽減のため、チャイルドシート・ジュニアシートの貸出を行っています。6歳未満の児童へのチャイルドシート着用は、運転者の義務です。正しく使い子どもの安全を守りましょう。

(貸出の概要)

対象者	①流山市に住所を有している ②自動車運転免許証を所持している ③6歳未満の乳幼児を養育している ④自動車の後部座席に3点式シートベルトが装着されていること ※全てに該当している方に限ります。
利用制限	1世帯当たり1回、1台限り ※双子など多胎児の場合は、対象の児童の人数を限度に貸し出し
貸出期間	(最大)180日間※短期利用可。延長は不可
費用	無料※返却時のクリーニング料は自己負担
予約方法	二次元コード、市ホームページ(ID1003023)または市役所道路管理課窓口へ



## ●千葉県市町村交通災害共済制度

▼道路管理課 ☎7150-6093

共済加入者が会費を出し合い、交通事故による怪我などを負った際に見舞金が支払われる制度です。万が一に備え、ご加入ください。(会費:年間1人700円)

### 【共済見舞金】

○死亡:150万円 ○傷害:2万円~50万円

○身体障害(1または2級):50万円 ○交通遺児:遺児1人につき10万円

## ■自治会・コミュニティ活動

問い合わせ コミュニティ課 ☎7150-6076

### ●自治会への加入

自治会は、地域の住環境を良好に保つために、ごみ集積所の清掃や資源物の集団回収などを行っています。また、日々の交流を通じて災害時などお互いに助け合える関係づくりをしています。より住みやすいまちとなるよう市では自治会への加入を奨励しています。

### ●コミュニティ活動中の事故をサポート

(コミュニティ保険)

市民団体(原則5人以上で構成員の7割以上が市民により組織されたもの)の公益的活動中に起きた事故に対し補償するもので、市が保険料を負担しています。

### ●防犯灯の不点灯・不具合の対応

防犯灯の維持管理については、自治会などのみなさんに協力をいただきながら、市の事業で実施しています。防犯灯の不点灯・不具合などを発見した場合は、コールセンター(パナソニック EW エンジニアリング株式会社 ☎0120-112-509※平日9時~17時)へご連絡ください。

### ●流山市民活動団体公益事業補助金

NPOなどの市民活動団体が、自発的に行う公益的な事業に要する費用の一部に補助金を交付しています。

## ■斎場のご案内

問い合わせ ウイングホール柏斎場 ☎7131-6649

「ウイングホール柏斎場」は、流山市、柏市、我孫子市が共同設置した東葛中部地区総合開発事務組合が運営する、葬儀式場を兼ね備えた公営の火葬場です。詳細はウイングホール柏斎場ホームページ(=二次元コード)をご覧ください。



### 【施設概要】

所在地	柏市布施 281-1
電話/FAX	04-7131-6649/04-7132-4567
ホームページ	<a href="https://knajimukumi26.ec-net.jp/winghall">https://knajimukumi26.ec-net.jp/winghall</a>
設備	火葬場、式場、霊柩自動車、霊安室、売店、駐車場(乗用車237台、マイクロバス5台)

### 【火葬できる日と時間】

火葬できる日	友引の日および年始(1月1日~3日)を除く毎日
火葬時間	9時30分~15時(30分ごと)

### 【利用予約】

ウイングホール柏斎場へ電話(☎04-7131-6649)

# 快適環境

## ■クリーンセンター      問い合わせ      クリーンセンター ☎7157-7411

流山市クリーンセンターは、ごみ焼却施設、リサイクルプラザ・リサイクル館(工場棟)、リサイクルプラザ・プラザ館(啓発棟)の3つの施設からなります。

【住所】流山市下花輪 191

【ごみの搬入時間】

8時30分～11時40分、13時～16時15分(日曜、年末年始を除く)

【プラザ館の開館時間】

9時～17時(日曜、祝日、年末年始を除く)

【交通】

○東武バスセントラル

・流山おおたかの森駅西口～クリーンセンター

・南流山駅～クリーンセンター

「クリーンセンター」下車徒歩すぐ

○京成バス

・江戸川台駅～松戸駅、南流山駅～松戸駅

「中花輪」下車徒歩約10分

○流山ぐりんバス 江戸川台駅西口～ほっとプラザ

「ほっとプラザ」下車徒歩すぐ



## ■ごみ・リサイクル

### ●ごみの出し方 ▼クリーンセンター ☎7157-7411

ごみは、決められた日に決められた集積所へ分別して出してください。収集するごみは、燃やすごみ、容器包装プラスチック、燃やさないごみ、ペットボトル、有害危険ごみです。粗大ごみは引き取りの予約もしくは直接搬入してください。ごみ減量・資源化にご協力を。

【ごみの出し方と注意】 ※詳細は市役所・出張所で配布している「家庭ごみの正しい分け方・出し方パンフレット」をご確認ください。

ごみの区分と種類	出し方	排出方法
<b>燃やすごみ</b> 台所ごみ、貝類、資源にならない紙くず、紙おむつ、木製品、ぼろ布など、剪定枝(切った枝)、落葉および草など	流山市家庭用指定ごみ袋に入れて出してください。 台所ごみは水切りかごなどにより十分水を切ってください。 剪定枝は長さ 50cm 未満、太さ 10cm 未満で、ひとかかえ程度にひもで束ねてください。落葉及び草(土をよく落とす)は流山市家庭用指定ごみ袋に入れて、1 回当たり 3 束・袋までを目安に出してください。	<b>週 2 回</b> (曜日は家庭ごみ集積所の表示板で確認してください)朝 8 時 30 分までに決められた場所へ出してください。
<b>容器包装プラスチック</b> プラマークがついている物(菓子、冷凍食品の袋、お弁当、シャンプーの容器など)	流山市家庭用指定ごみ袋に入れて出してください。容器は中身を使い切って軽くすすいでから出してください。	<b>週 1 回</b> (曜日は家庭ごみ集積所の表示板で確認してください)朝 8 時 30 分までに決められた場所へ出してください。
<b>燃やさないごみ</b> コップ、ガラス水槽、鏡、化粧品のびん、耐熱ガラス、ガラスの破片、せともの、皿、植木鉢、靴、かばん、ベルト、革手袋、長靴、スプーン、フォーク、傘、フライパン、炊飯器、陶磁器、革、ゴム、金属の各製品などの混成製品、LED 照明、白熱電球	中身が確認できる透明または透明性を有するビニール袋などに入れ、袋にマジックなどで☒と書いて出してください。 割れやすいものは新聞紙などで包装し、中身が何かを明記したうえで、中身が確認できる透明または透明性を有するビニール袋などに入れて出してください。	<b>月 2 回</b> (曜日は家庭ごみ集積所の表示板で確認してください)朝 8 時 30 分までに決められた場所へ出してください。
<b>ペットボトル</b> ペットボトル製品(ペットマークの付いたもの)飲料用(酒用を含む)、しょう油用、みりん用など	中を軽くすすぎ、キャップとラベルをはがしてからつぶさずに中身が確認できる透明または透明性を有するビニール袋などに入れ、袋にマジックなどで☒と書いて出してください。キャップとラベルは容器包装プラスチックに出してください。	<b>月 2 回</b> (曜日は家庭ごみ集積所の表示板で確認してください)朝 8 時 30 分までに決められた場所へ出してください。
<b>有害危険ごみ</b> スプレー缶、卓上コンロ用ガスボンベ、蛍光灯、刃物類、水銀体温計、ライター、乾電池、充電式の小型家電製品で充電池等が外せない製品(電子タバコ、電動シェーバーなど)	スプレー缶、ライター、乾電池などは中身を使い切り、それぞれ品目ごとに分けて(乾電池はある程度ためてから)、中身が確認できる透明または透明性を有するビニール袋などに入れ、袋にマジック等で☒と書いて出してください。 かみそり、包丁など刃先があるものは、包装し、袋にマジック等で(刃物)と書いて出してください。LED 照明は燃やさないごみに出してください。	<b>月 2 回</b> (曜日は家庭ごみ集積所の表示板で確認してください)朝 8 時 30 分までに決められた場所へ出してください。

ごみの区分と種類	出し方	排出方法
<b>粗大ごみ</b> 指定品目(家庭ごみの正しい分け方・出し方パンフレット参照)、1辺が50cm以上の木製品類、1辺が1m以上の家庭電気製品類と金属製品類、プラスチック製品類およびそれらの混成品類、じゅうたん・カーペット、ゴルフセット、机、いす、布団、ソファ、電子レンジなど ※テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機の家電5品目およびパソコンの処理はできません。 ※金属が多いものについては資源化できる品物もありますのでお問い合わせください。	<b>【引き取りの場合】</b> 電話申し込みによって予約し、指定日(日曜、祝日、年末年始を除く)に収集(戸別収集)。 <b>連絡先:</b> クリーンセンター ☎7157-7411 ※8時30分~17時(日曜、年末年始を除く)	○申し込みをしたときに収集日などを指定しますので、指定日には必ず所定の場所へ出してください(家の中までは収集に伺いません)。 ○収集日まで、粗大ごみ処理券を購入し品物に貼って出してください。1点(セット)1,100円 ○持ち込みの場合は、処理手数料 10kgにつき300円となります。
<b>【クリーンセンターに持ち込む場合】</b> 8時30分~11時40分、13時~16時15分(日曜、年末年始を除く)		

※充電式の小型家電製品でリチウムイオン電池などが外せない製品は「有害危険ごみ」、外せる製品は「燃やさないごみ」の日にしてください。なお、外した電池は販売店などの回収BOXに出してください(設置店舗は「一般社団法人JBRC」のホームページで確認可)。

※リサイクルできるものは、資源物で排出するようご協力をお願いします(下記参照)。

※粗大ごみ処理券は、市役所環境政策課、各出張所、各公民館、市内8福祉会館、クリーンセンター、森のまちエコセンター窓口および民間の販売店で販売しています(詳細はクリーンセンターへ問い合わせ)。

※市では処理が困難なごみがあります。詳細はお問い合わせください。

●資源物の出し方(集団回収) ▼クリーンセンター☎7157-7411

資源物は、地域で実施している集団回収に出してください。リサイクルできるものは、資源物で排出するようご協力をお願いします。

【ごみの出し方と注意】 ※詳細は市役所・出張所で配布している「家庭ごみの正しい分け方・出し方パンフレット」をご確認ください。

ごみの区別と種類	出し方	排出方法
<b>資源物</b> 空きびん類、空き缶類、紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パック等)、布類、金属類(鍋、やかん、フライパン、物干し竿、自転車など)	びん類、缶類はリサイクル袋に入れて出してください。紙類、布類は品目ごとにひもなどで十文字に束ねて出してください。布類は濡れると再利用できなくなるので、雨の日および雨が降りそうな日などは出さないでください。 自転車は防犯登録を解除し、サドルに「リサイクル」と紙に書いて貼り付け、出してください。	地域のリサイクル団体などが定めた日にリサイクルステーション(緑の木の絵の看板)に出してください。

●ごみ集積所の新設・廃止・変更 ▼クリーンセンター☎7157-7411

クリーンセンターで配布の申請書(市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、収集開始希望日の1週間前までにクリーンセンター窓口へ提出してください。※収集にあたっては位置などの条件があります。あらかじめご確認ください。

●リサイクル活動(集団回収) ▼クリーンセンター☎7157-7411

地域で実施しているリサイクル活動(集団回収)については、クリーンセンターへお問い合わせください。

●高齢者等ごみ出し支援事業 ▼クリーンセンター☎7157-7411

集積所までごみを出すことができない事情のある高齢者などのごみ出しを支援します。ごみ出し支援事業を利用することができる方は、次の項目を全て満たす方が対象です。

(1)市内に居住する方

(2)ごみなどを自らごみ集積所まで排出することが困難な方

(3)ご近所の方や身内の方など、他にごみ出しの協力を得ることができない方

(4)次のいずれかに該当する方

①介護保険法に基づき要支援もしくは要介護と認定された方または同等の状態と認められる方で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または65歳以上の方によって構成されている世帯

②ひとり暮らしの障がい者または障がい者のみで構成されている世帯

●生ごみ肥料化処理器購入補助金 ▼クリーンセンター☎7157-7411

コンポスト容器や電気式の生ごみ処理機器など、生ごみの肥料化および減量化の目的で購入した機器に対して、本体購入価格の一部を補助しています。詳細はお問い合わせください。

●紙おむつ使用世帯への指定ごみ袋の支援 ▼クリーンセンター☎7157-7411

乳幼児や介護などで紙おむつを使用している世帯に、紙おむつの排出に必要と想定される差分の指定ごみ袋を支給しています。

乳幼児がいる世帯には準備ができ次第配送します。介護などで紙おむつを使用している世帯には、申請書を提出していただき、審査した後配送します。

●剪定枝の受け入れ ▼森のまちエコセンター☎7154-5736

家庭から出る剪定枝は無料(事業者は有料)で、森のまちエコセンター(剪定枝資源化施設)に持ち込むことができます。

【受け入れできるもの】

市内で発生した剪定枝で、長さ2m以下、直径20cm以下でお願いします。

【受け入れできないもの】

根や腐食した樹木など※キョウチクトウ、アセビ、イチイ、ウルシ、その他毒性を有するもの。

【受入日時】

月～土曜(日曜、年末年始を除く)8時30分～11時40分、13時～16時15分

【森のエコ堆肥の配布】

配布の日時については、森のまちエコセンターへお問い合わせください。

## ■きれいで住みよいまちづくり

きれいで住みよいまちづくりのために、し尿処理、生活排水対策、河川の管理、犬の登録、動物死体処理などを行っています。

### ●し尿くみ取りの申請

▼森のまちエコセンター☎7154-5736

転入・転出などにより、くみ取り式のトイレを使うまたは使わなくなる場合は手続きが必要です。森のまちエコセンター、市民課または各出張所で手続きしてください。

### ●小型合併処理浄化槽設置補助

▼下水道建設課☎7150-6097

既設の単独処理浄化槽およびくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合、補助要件を満たす個人(専用住宅)に対し、工事費の補助を行っています。

### ●水路用地の使用(占用)

▼河川課☎7150-6095

水路に雨水の排水管を接続する場合や、水路用地の上に、宅地への出入のための橋を架けるなどの場合は、許可が必要です。

### ●埋立ての許可

▼環境政策課☎7150-6083

土地を埋め立てたり、盛土、たい積(一時たい積含む)などをする場合は、許可が必要です。

申請の窓口は環境政策課ですが、農地の場合には農業委員会にもご相談ください。

なお、3,000㎡以上の場合は、千葉県埋立ての許可が必要です。

### ●犬の登録・抹消と予防注射

▼環境政策課☎7150-6083

犬は、登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。新しく犬を飼う場合や犬が死んだとき、住所や飼い主が変わったときは、環境政策課へお問い合わせください。

### ●動物死体処理

▼クリーンセンター☎7157-7411

飼い犬や飼い猫などの動物が死んで処理に困ったときは、クリーンセンターへ電話連絡するか直接お持ち込みください。手数料は、1体につき持ち込み1,100円(事業所の方は3,300円)、引き取り3,300円です。

なお、道路や庭先などで動物が死んでいる場合もご連絡ください。

## ■土地

### ●字の区域および名称の変更証明書

▼総務課☎7150-6067

市が行った字の区域変更や字の名称変更を証明するものです。無料で発行しています。

### ●都市計画等の証明

▼都市計画課☎7150-6087

土地が市街化区域あるいは市街化調整区域のいずれかに該当するか、または用途地域等が何であるかの証明が必要な場合に発行します。発行手数料(1通300円)が必要になります。

### ●土地売買などの届け出

▼都市計画課☎7150-6087

#### ○公有地の拡大の推進に関する法律による届け出

市街化区域内 5,000㎡以上、または都市計画道路など都市計画施設を含む 200㎡以上の土地を売買する場合は、契約の3週間前までに届け出が必要です。

#### ○国土利用計画法による届け出

市街化区域内 2,000㎡以上、市街化調整区域 5,000㎡以上の土地の売買や賃貸などで権利を取得した場合は、契約日から起算して2週間以内に届け出が必要です。

#### ○街づくり条例による届け出

3,000㎡以上の土地の取引を行った場合は、土地売買などの契約後、契約日から起算して14日以内に届け出が必要です。

### ●地区計画区域内の建築行為などの届け出

▼都市計画課☎7150-6087

地区計画の指定区域内において、建築物の建築などを行おうとする場合は、着手の30日前までに届け出が必要です。

※地区計画とは地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため定められた計画のことです。

### ●地区街づくり計画区域内の建築行為などの届け出

▼都市計画課☎7150-6087

地区街づくり計画の認定区域内において、建築物などの建築を行おうとする場合は、法令に基づく許可申請等の30日前までに届け出が必要です。なお、届け出る前に地区街づくり組織との協議が必要です。

### ●景観条例に基づく事前協議および景観法に基づく届け出

▼都市計画課☎7150-6087

高さ10mを越える建築物など一定規模以上の建築を行おうとする場合や、広告物(看板など)の掲出をしようとする場合は、事前協議および景観法に基づく届け出が必要です。

### ●大規模土地開発構想の届け出

▼都市計画課☎7150-6087

事業区域 3,000㎡以上、50戸以上の集合住宅および床面積 1,000㎡以上の特定用途建築物の大規模土地開発事業、1,000㎡以上の資材置場ならびに 1,000㎡以上または高さ 10m以上の路外駐車場の計画について、大規模土地開発構想の届け出が必要です。

### ●広告物条例に基づく許可申請

▼都市計画課☎7150-6087

屋外に広告物(看板など)の掲出をしようとする場合は、許可申請が必要です。許可申請には広告物の種類に応じ、手数料が必要となります。なお、広告物の意匠や規模などにより適用除外となる場合もあります。

### ●広告物条例に基づく届け出

▼都市計画課☎7150-6087

建築物の窓などの内側から一定の規模以上の広告物(ポスターなど)を外側に向けて掲出しようとする場合は、届け出が必要です。

### ●立地適正化計画に基づく届け出

▼都市計画課☎7150-6087

立地適正化計画で定める、居住誘導区域外において3戸以上または1,000㎡以上の住宅の建築や建築目的の開発行為を行う場合、都市機能誘導区域外において誘導施設(医療施設、商業施設、福祉施設、保育施設等)の建築を行う場合は、着工の30日前までに届け出が必要となる場合があります。

また、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止、または廃止しようとする場合は、休廃止の30日前までに届け出が必要です。

### ●開発行為許可申請

▼宅地課☎7150-6089

市街化区域内において建築などを目的として300㎡以上の土地(市街化調整区域内は原則すべての土地)を造成する場合は、開発行為の許可が必要です。

## ■住まい 問い合わせ 建築住宅課 ☎7150-6088

### ●建築確認申請

建築物の新築および増改築などを行う場合は、建築確認申請を提出し、確認済証の交付を受けることが必要です。また、工事が完了したときは、完了検査申請書を提出し、完了検査を受けることが必要です。

### ●耐震診断及び木造住宅耐震改修補助事業

平成12年以前に建築された木造住宅および昭和56年以前に建築された分譲マンションの耐震診断を行う場合、または、平成12年以前に建築された木造住宅の耐震改修を行う場合にこれらに要する費用の一部を助成します。助成には要件がありますので、事

前にお問い合わせください。

### ●市営住宅

市営住宅が12団地あります。年2回程度、市の広報、ホームページおよび市役所各出張所の掲示板に入居者募集のお知らせを掲載しています。なお、入居資格には、所得制限などがあります。

### ●高齢者住み替え支援相談制度

シニア世代の方の住み替えと、子育て世代の方の移住を支援相談するための制度です。定期的に相談会も行っています。

## ■上水道

### ●水道の使用を始めるとき

▼お客様センター ☎7159-5311

契約申込書一式(水道使用開始セット)が黄色のビニール袋に入って各戸に用意されています。必要事項をご記入の上、水道給水(開始)届を送付してください。開栓は説明書に従って各自で行ってください。

### ●修理が必要なとき

▼上下水道センター ☎7159-9925

蛇口の故障や、宅地内配管からの漏水など、修理が必要になったときは、流山市指定給水装置工事事業者(上下水道局ホームページ参照)に直接修理を依頼してください。

なお、修理の依頼先がわからない場合や土・日曜、祝日、夜間などの対応にお困りの場合は、窓口業務受託者の(株)流山水道センター(☎7159-9106)へお問い合わせください。

### ●水道料金の口座振替

▼お客様センター ☎7159-5311

水道料金のお支払は2カ月ごとです。口座振替にするには、預金通帳と通帳印、水道使用量等のお知らせ票(領収書でも可)を金融機関へ持参して手続きを行ってください。

### ●水道の使用を中止するとき

▼お客様センター ☎7159-5311

引っ越しなどにより、使用を中止するときは、7日前までに必ず連絡してください。料金の精算については、現地精算、口座振替を利用できるほか、後日、転居先へ納入通知書を送付することも可能です。

## ■下水道

### ●下水道事業受益者負担金

▼経營業務課☎7159-5370

公共下水道が整備される地域の土地所有者などの受益者に、土地の面積に応じた負担金を納めていただきます。

○負担金額・・・土地の面積(㎡)×単位負担金額(第一負担区 620 円、第二負担区 650 円、第三負担区 1,000 円)

※私道・農地などは一定の基準のもとに減免または徴収猶予があります。

○納付方法・・・5年間で20回(年4回納付)の分納。5年分を一括して納めた場合は、その前納額に対して報奨金が受けられます。

### ●排水設備工事

▼下水道建設課☎7150-6097

公共下水道の処理区域内の家庭は、供用開始から1年以内(くみ取りトイレは3年以内)に、トイレや台所等の排水を公共下水道に接続する必要があります。この排水設備工事は、市の指定登録の下水道指定工事店でなければなりません。なお、宅内の排水設備工事費は個人で負担することになりますが、市では助成制度として、金融機関への融資斡旋と利子補給の制度があります。詳しくはお問い合わせください。

### ●下水道使用料

▼お客様センター☎7159-5311

下水道使用料は、上水道の使用水量などを基準に料金が計算され、水道料金と合わせて2カ月ごとの請求となります(松戸市給水区域を除く)。便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

## ■道路

### ●市道との境界

▼道路管理課☎7150-6093

建築物や塀・駐車場などをつくる場合は、市道との境界を確認の上、境界標等を破損しないよう注意し工事してください。また、道路との境界確定が必要な場合はご相談下さい。

### ●市道の占用

▼道路管理課☎7150-6093

市道に埋設物(水道管・排水管など)や施設(電柱類・電線類・横断幕・建築足場など)を設けて道路を使用する場合は、市の占用許可を得てから工事を行ってください。

### ●市道の工作物の工事を行うとき

▼道路管理課☎7150-6093

市道にある工作物(ガードレール・歩道など)が生活の支障となり、改造する工事を行いたい場合は、市の承認を得てから実施してください。

### ●私道整備事業

▼道路建設課☎7150-6094

所定の条件を満たす私道に対して、関係権利者の合意のもとに市が整備を行う制度があります。地元負担は整備費の5分の1です。詳細はお問い合わせください。

## ■公園・緑化 問い合わせ みどりの課☎7150-6092

### ●公園、緑地の使用

自治会の行事や保育園・幼稚園の運動会などで公園・緑地を利用する場合は、配置図・プログラムなどの行事の内容が分かる資料を添付し、事前に申請を行ってください。

### ●グリーンチェーン認定

樹木の植栽により良好な景観を形成するとともに、まち全体の環境価値を高めるため、住宅、商業施設、工場等の敷地内に一定基準以上の緑化を施し

た物件に対し認定を行う制度です。

### ●みどりのまちなみ整備事業補助

生け垣を設置する場合に、工事費の一部を助成します。助成には要件がありますので、事前にお問い合わせください。



# 健康・医療

■健康に暮らすために 問い合わせ 保健センター ☎7154-0331 FAX7155-5949

●成人を対象にした検診など 市民を対象に各種検診を行っています。

【市が行っている成人健(検)診】

※実施時期については、各健(検)診で異なりますのでお問い合わせください。なお、健(検)診は、内容などを変更する場合がありますので、市ホームページなどで確認をお願いします。

(下記健(検)診の対象年齢は、翌年度4月1日時点の年齢)

健(検)診名	対象	方法	内 容	実施場所	申し込み
胃がん	40歳～49歳 (集団のみ)	集団	胃部 X 線間接撮影	保健センター・公民館など	保健センターへ(注1)
	50歳以上 (いずれか選択)				
結核・肺がん	40歳以上	集団	胸部 X 線 <sup>デジタル</sup> 撮影	保健センター・公民館など	保健センターへ(注1)
大腸がん	40歳以上	個別	便潜血検査	契約医療機関	保健センターへ(注1)
子宮がん	20歳以上の女性 (いずれか選択)	集団	頸部細胞診	保健センター・公民館など	保健センターへ(注1)
		個別	頸部細胞診 体部細胞診(医師が必要と認めた方)	契約医療機関	直接契約医療機関へ (注2)
乳がん	30～39歳の女性	集団	超音波検査	保健センター・公民館など	保健センターへ(注1)
	40～49歳の女性	個別	マンモグラフィ (2方向)	契約医療機関	保健センターへ(注1)
	50歳以上の女性	集団	マンモグラフィ (1方向)	保健センター・公民館など	保健センターへ(注1)
骨粗しょう症	40・45・50・55・60・ 65・70歳の女性	集団	骨密度測定	保健センター・公民館など	保健センターへ(注1)
歯周病	妊婦・20、30歳 および40歳以上	個別	歯周病等検査	契約医療機関	直接契約医療機関へ (注2)

(下記健(検)診の対象年齢は、翌年3月31日時点の年齢)

健(検)診名	対象	方法	内 容	実施場所	申し込み
特定健康診査	流山市国民健康保険に 加入している方で、40 ～75歳未満の方	個別	メタボリックシンドロームに関 する診察、血液検査など	契約医療機関	該当者に個別通知
後期高齢者 健康診査	千葉県後期高齢者医療 制度の被保険者の方	個別	生活習慣病に関する診察、血液 検査など	契約医療機関	該当者に個別通知
肝炎ウイルス	40歳以上 (過去に肝炎ウイルス 検診を受診していない 方)	個別	血液検査 (B型・C型肝炎ウイルス)	契約医療機関	過去に肝炎ウイルス 検診を受診していな い方は保健センター へ(注1)
風しん抗体検査	昭和37年4月2日～ 昭和54年4月1日生 まれの男性	個別	血液検査 (風しん抗体検査)	契約医療機関	該当者に個別通知

注1:①住所②氏名(ふりがな)③性別④生年月日⑤電話番号⑥希望する検診の種類を明記の上、保健センターへ郵送で申し込み。保健センターの窓口・市ホームページの電子申請でも申込可(電話・ファクスでの申込不可)。

注2:住所・氏名・年齢を確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)を持参。契約医療機関は「保健だより」、市ホームページをご覧ください。

## ●保健の各種講座と相談

生活習慣病予防などの健康づくりについて、各種講座を開催しています。

### 【保健の各種講座と相談】

講座・相談	内容	対象	実施期間	実施場所	申込方法
健康づくり講座	健康に関する知識の習得	市民	広報紙などでお知らせ	保健センターなど	電話で保健センターへ
健康教育	健康全般についての講義	市民(団体)	随時	各公民館、福祉会館など	所定の申込書で保健センターへ
栄養講座	よりよい食生活を目指すための実習	市民	広報紙などでお知らせ	保健センターなど	電話で保健センターへ
健康相談	健康に関する相談(予約制)	市民	随時	保健センターなど	電話で保健センターへ
食事相談	食事に関する相談(予約制)	市民	随時	保健センターなど	
ヘルスアップ教室	有酸素運動と筋力トレーニングを行う運動教室	市民および市内在勤・在学の方	広報紙・市ホームページでお知らせ		

### ●健康手帳の交付

40歳以上の方に、検診会場などで交付します。検診の結果や健康状態を記録し、健康管理に役立てていただきます。

### ●訪問指導

健康相談や健康診査の結果、保健指導を必要とする方等に対して、保健師などが訪問し、本人や家族への保健指導や日常生活指導を行います。

### ●健康チェックコーナー

自身の健康管理に役立てていただくため、市役所や保健センター、キッコーマンアリーナなどの公共施設に設置しています。血圧、体重、身長等が測定できます。

### ●訪問歯科

寝たきり等のため通院できない方へ、訪問して歯科健康診査や診療等を行います。

### ●平日夜間・休日診療

流山市医師会・流山市歯科医師会・流山市薬剤師会の協力により急病患者的の初期診療と応急処置を行っています。

診療日	診療科目	受付時間
月～土曜日 (祝日除く)	内科・小児科	19時～20時30分
日曜日・祝日 年末年始(12月 30日～1月3日)	内科・小児科	9時～11時30分
		13時～16時30分
	歯科	9時～11時30分

※症状により二次病院へ紹介させていただくことがあります

問流山市平日夜間・休日診療所 ☎7155-3456

### ●献血

16歳～69歳の方(ただし65歳以上の方は60歳から64歳までに献血経験がある方)を対象に、千葉県赤十字血液センターの移動献血車により、市民まつり会場や市役所などで行います。合わせて、骨髄バンクドナー登録会を行います。

### ●母子保健事業

#### 【妊娠がわかったら】

妊娠届出書の提出によって母子健康手帳が交付されます。手続きの際には本人確認とマイナンバーの記載が必要となります。受け付けは保健センター、おおたかの森市民窓口センター、南流山センターで行っています。母子健康手帳は、妊娠・出産・育児についての健康記録になります。※妊娠中の健康診査やお子さんの健康診査、予防接種の時には必ず必要となります(健康診査、予防接種の詳細はP33～38を参照)。

### ●夜間小児救急

21時～翌8時、小児(15歳以下)に対する初期診療を行います。

場 所
東葛病院(中102-1) ☎7159-1011

### ●骨髄移植ドナー支援事業

骨髄などの提供を完了した市内在住の提供者(ドナー)およびドナーが従事している事業所を対象に助成金を交付します。

実施時期	事業名	実施場所	通知方法	内容・その他	
妊娠中	母子健康手帳 交付・面談	保健センター・おたかの森市民窓口 センター・南流山センター		妊娠された方へ母子健康手帳交付時に面談	
	妊婦健康診査 の助成	契約医療機関 (県外での受診の 際は事前にお問い合わせを)	通知はありません (個別受診)	母子健康手帳別冊の妊婦健康診査受診票 を利用 ※市外に転出した場合は使用できませ ん。転出先の市区町村にお問い合わせを	
	ハローベイビ ー(両親学級)	保健センター	母子健康手帳交付 時・広報ながれや ま・ホームページ	妊娠・出産・育児の講義(要予約)	
	プレおやこク ラス	公民館など		情報交換会や仲間づくりを実施(要予約)	
	ウェルカム・ぴ ーなっつ	公民館など		多胎児を妊娠された方向けの妊娠・出産・ 育児の講義(要予約)	
	妊娠 7・8 カ月 面談およびア ンケート	保健センター、南 流山センター な ど	対象者に個別通知	アンケートを送付します。必要に応じて、 面談での相談も行います。	
	妊婦訪問	対象者の家庭	通知はありません	必要に応じて妊婦へ保健師などが訪問	
	歯周病検診	契約医療機関		母子健康手帳添付の歯周病検診受診券 (妊婦用を利用)※市外に転出した時は使 用できません	
赤ちゃんが誕生して から	生後	未熟児養育医療	申請:保健センター 医療券の交付:市役所子ども家庭課 出生体重が 2000g 以下の新生児 その他条件あり※詳細は保健センターへ お問い合わせください。なお、申請時は マイナンバーの記載が必要です。		
	生後 50 日以内	新生児聴覚ス クリーニング 検査	契約医療機関 (県外での受診の 際は事前にお問い合わせを)	通知はありません (個別受診)	母子健康手帳別冊の新生児聴覚スクリー ニング検査受診票を利用※市外に転出 した場合は使用できません。転出先の市 区町村にお問い合わせを
	お子さんの退 院後 56 日以内	育児支援等サ ービス事業	対象者の家庭	ホームページ(利 用には審査があり ます)	出産前後に家族などからのサポートが得 られない妊産婦へ、育児・家事支援のサ ービスを提供
	生後 3 カ月 未満	産婦・新生児訪 問	対象者の家庭	新生児・低体重児 連絡票に基づき個 別に連絡	保健師・助産師が訪問 母子健康手帳別冊の新生児・低体重児連 絡票または電子申請を出生後すみやかに 提出
	1~4 カ月ごろ	こんにちは赤 ちゃん訪問(乳 児家庭全戸訪 問)	対象者の家庭	対象者に個別通知 (市内で新生児訪 問を受けた方を除 く)	保健師・助産師が訪問
	1 歳未満	産後ケア事業	契約医療機関 および助産院	ホームページ(利 用には審査があり ます)	出産後特に支援が必要な家庭を対象に母 子の心身のケアや育児サポート等を実施
	3~4 カ月	3 カ月児健康 診査	契約医療機関 (市内のみ)	対象者に個別通知	市外に転出した時は、利用できません

	3~6 カ月	乳児健康診査の助成	契約医療機関 (県外での受診の際は事前にお問い合わせを)	通知はありません (個別受診)	母子健康手帳別冊の乳児健康診査受診票を利用。※市外に転出した場合は使用できません。転出先の市区町村にお問い合わせを
	4~5 カ月	もぐもぐ教室 (離乳食教室前期)	保健センター、東部公民館、南流山センター	広報ながれやま・ホームページ	離乳食の進め方 対象時期に電子申請で申し込み。
赤ちゃんが誕生してから	9~11 カ月	乳児健康診査の助成	契約医療機関 (県外での受診の際は事前にお問い合わせを)	通知はありません (個別受診)	母子健康手帳別冊の乳児健康診査受診票を利用 ※市外に転出した場合は使用できません。転出先の市区町村にお問い合わせを。
	11~12 カ月	カムカムキッズ (離乳食教室後期)	保健センター、東部公民館、南流山センター	広報ながれやま ホームページ	乳幼児の栄養とお口のお手入れの仕方 対象時期に電子申請で申し込み
	1歳6~7 カ月	1歳6か月児健康診査	契約医療機関 (保健センター)	対象者に個別通知	診察および歯科・栄養・保健相談など
	2歳2カ月から	むし歯予防教室	保健センター	申込者に個別通知	むし歯予防の講話と歯磨き指導など
	3歳4~5 カ月	3歳児健康診査	契約医療機関 (保健センター)	対象者に個別通知	診察及び歯科・栄養・保健相談など
	乳児および幼児	すくすく相談	保健センター、南流山センター	通知はありません (随時受け付け)	乳幼児の計測および育児、栄養・歯科相談など
		家庭訪問	希望者などへ必要時訪問		
予防接種法などにに基づき実施	予防接種	契約医療機関	出生届出後約2週間以内に個別通知	※下記参照	

【令和6年度流山市予防接種】

(令和6年4月1日現在)

予防接種の種類		対象者	標準的な接種年齢	回数	令和6年度予診票交付方法
B型肝炎	1回目	1歳に至るまでの間にある者	生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間	3回	出生届出後、約2週間以内に予防接種ノートを送付します。
	2回目				
	3回目				
ヒブ感染症	〈初回〉	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者(生後2カ月以上生後60カ月未満)	生後2月から生後7月に至るまでの間に初回接種を開始 (生後2カ月以上生後7カ月未満で開始)	3回	出生届出後約2週間以内に、予防接種ノートを送付します。
	1回目				
	2回目		初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく	1回	
	3回目				
<p>※初回接種開始時の月齢により、接種回数等が異なります。生後2月から生後7月に至るまでの間に、初回接種を開始しましょう。</p> <p>【接種もれ者への接種回数】 生後7月以上12月未満開始(初2回+追1回) 1歳以上開始(1回)</p>					

予防接種の種類		対象者	標準的な接種年齢	回数	令和6年度予診票交付方法
ロタウイルス感染症	(ロタリックス) 1回目 2回目	〈ロタリックス〉 生後6週に至った日の翌日から生後24週に至る日の翌日までの間 〈ロタテック〉 生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間	安全性の観点から生まれた日の翌日から起算して14週6日までに初回接種を完了させることが望ましい	2回 または 3回 ※ワクチンごとに異なる	出生届出後約2週間以内に、予防接種ノートを送付します。
	(ロタテック) 1回目 2回目 3回目				
小児の肺炎球菌感染症	〈初回〉 1回目 2回目 3回目	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者(生後2カ月以上生後60カ月未満)	生後2月から生後7月までの間に初回接種を開始(生後2カ月以上生後7カ月未満で開始)	3回	出生届出後約2週間以内に、予防接種ノートを送付します。
	〈追加〉		初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月から生後15月までの間	1回	
※初回接種開始時の月齢により、接種回数等が異なります。生後2月から生後7月までの間に、初回接種を開始しましょう。 【接種もれ者への接種回数】 生後7月以上12月未満開始(初2回+追1回) 1歳開始(2回) 2・3・4歳開始(1回)					
四種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ または 三種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風	(1期初回) 1回目 2回目 3回目	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者(生後2カ月以上生後90カ月未満)	生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間(生後2カ月以上1歳未満)	3回	出生届出後約2週間以内に、予防接種ノートを送付します。
	(1期追加)		1期初回接種終了後12月から18月までの間隔をおく	1回	
	〈2期〉 (二種混合)	11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間(11歳)	1回	11歳の誕生月に予診票を送付します。
ポリオ ※四種混合で終了している方は除く	(1期初回) 1回目 2回目 3回目	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者(生後2カ月以上生後90カ月未満)	生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間(生後2カ月以上1歳未満)	3回	医療機関に設置しています。
	(1期追加)		1期初回接種終了後12月から18月までの間隔をおく	1回	
BCG(結核)		生後1歳に至るまでの間にある者(1歳未満)	生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間(生後5カ月以上生後8カ月未満)	1回	出生届出後約2週間以内に、予防接種ノートを送付します。
麻疹	〈1期〉	生後12月から生後24月までの間にある者(1歳)		1回	出生届出後約2週間以内に、



予防接種の種類		対象者	標準的な接種年齢	回数	令和6年度予診票交付方法
風しん 混合(※)	<2期>	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者(幼稚園年長児に相当(4月1日から3月31日)の間)に接種)		1回	予防接種ノートを送付します。
	<5期>	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性(風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く)		1回	個別にクーポン券を送付(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性のうち、未検査の方) ※クーポン券送付後、紛失した場合は再発行しますので、保健センター窓口または郵送、電話、電子申請でお申し込みください。
水痘	1回目	生後12月から36月に至るまでの間にある者(1歳以上3歳未満)	生後12月から生後15月に達するまで	2回	出生届出後約2週間以内に予防接種ノートを送付します。
	2回目		1回目の接種終了後、6月から12月までの間隔をおく		
日本脳炎	(1期初回) 1回目	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者(生後6カ月以上生後90カ月未満)	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間(3歳)	2回	出生届出後約2週間以内に、予防接種ノートを送付します。
	2回目		4歳に達した時から5歳に達するまでの期間(4歳)	1回	
	<2期>	9歳以上13歳未満の者 ※平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、日本脳炎予防接種の特例対象者です。20歳未満の間、1期、2期の未接種分を接種できます。	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間(9歳)	1回	9歳の誕生月に予診票を送付します。特例対象者の予診票は、医療機関に設置しています。
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)	1回目 2回目 3回目	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子(小学校6年生から高校1年生(4月1日から3月31日)の間に接種) 平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女子は、令和7年度末までキャッチアップ接種の対象です。3回のうち未接種分を接種できます。	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日まで(中学1年生)	3回	医療機関に設置しています。 中学1年生・高校1年生に相当する年齢の女子に予診票を送付します。

# 福祉

## ■介護保険 問い合わせ 介護支援課 ☎7150-6531

急速に進む高齢社会、核家族化に伴い、介護を必要とする方は年々増えており、介護の問題が老後の大きな不安要因となっています。しかし、家族だけで介護を担うには限界があることからみんなで保険料を負担し合い、介護を社会全体で支えていこうと平成12年4月に介護保険制度が誕生しました。

サービスの提供基盤は急速に整備され、サービス利用者は着実に増加するなど、介護保険制度は、高齢社会を支える制度として定着しています。

### ●介護保険の被保険者

#### ○1号被保険者

65歳以上の方です。介護が必要な状態になったときは、要介護(要支援)認定を受けて必要な介護(介護予防)サービスを受けることができます。

#### ○2号被保険者

40歳以上64歳までの医療保険に加入されている方です。脳血管疾患など法律で定められた特定疾病が原因で介護が必要な状態と認められた場合には、介護保険のサービスを受けることができます。

### ●介護保険の保険料

#### ○1号被保険者

65歳以上の方の保険料は、年金から差し引かれるのが原則です。年金の額が年間18万円に満たない方あるいは年度途中で65歳になられた方などは、市から送付する納付書を指定された金融機関などにお持ちになってお支払いください。

#### ○2号被保険者

40歳以上64歳までの方の保険料は、加入する医療保険の保険料と合わせて納付していただいています。

### ●サービスを利用するための手続き

介護が必要と思われたら、市役所、高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)で配布の申請書(市ホームページからダウンロードも可)に介護保険被保険者証(2号被保険者は医療保険証の写し)を添えて市に提出し、要介護(要支援)認定を受けてください。

市では、申請のあった方について、訪問調査を行うとともにかかりつけの医師からも意見書をいただき、これらを医療、保健、福祉の専門家で構成する介護認定審査会に諮って、介護や支援が必要な状態かどうかを審査・判定します。要介護(1~5)または要

支援(1・2)の認定を受けると、介護支援専門員(ケアマネジャー)や高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)と相談しながら必要なサービスが受けられます。

### ●介護保険で利用できるサービスの種類

#### ○在宅で受けるサービス

- ・ホームヘルパーの訪問(訪問介護)
- ・看護師などの訪問(訪問看護)
- ・24時間対応型の訪問介護・訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)  
※要介護状態の方のみ利用できます
- ・リハビリの専門職の訪問(訪問リハビリテーション)
- ・移動入浴車の訪問(訪問入浴介護)
- ・医師、歯科医師等の訪問による指導(居宅療養管理指導)
- ・生活上の支援や機能訓練のため施設へ通所(デイサービス、認知症対応型デイサービス)
- ・リハビリのため施設や病院などへ通所(通所リハビリテーション)
- ・施設への通い、泊まり及び自宅への訪問を組み合わせ利用(小規模多機能型居宅介護)
- ・「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせ利用(看護小規模多機能型居宅介護)  
(要介護状態の方のみ利用できます)
- ・特別養護老人ホームなどへの短期入所(ショートステイ)
- ・福祉用具の貸与、購入
- ・住宅の改修
- ・介護付き有料老人ホームなどで介護などを受ける(特定施設入居者生活介護)

#### ○施設などへ入所、入居して利用するサービス

(主に要介護状態の方のみが利用可)

- ・常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が利用(特別養護老人ホーム)※原則要介護3以上の方
- ・在宅復帰を目指してリハビリなどを受ける(介護老人保健施設)
- ・認知症と診断された方が共同生活をしながら、生活の支援や機能訓練を受ける(グループホーム)※要支援2以上の方



## ■高齢者のために

## ▼高齢者支援課 ☎7150-6080

### 【日常生活の援助・相談】

#### ●寝具乾燥サービス

65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方で寝たきりなどにより、寝具の乾燥および消毒を行うことが困難な方を対象に布団の乾燥・消毒を行います。

#### ●緊急通報装置の給付

発作性の持病のあるひとり暮らしの65歳以上の高齢者またはそれに準ずる方に、緊急通報装置を給付します(所得に応じて自己負担あり)。

#### ●外出支援サービス

65歳以上の市民税非課税世帯に属する方で要支援1以上の認定などを受けており、高齢による身体機能の低下、心身の障害などの理由により、一般の公共交通機関の利用が困難なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯などの方に、自宅から病院などの利用施設までの送迎および乗降時の介助を行います。

#### ●訪問理容美容サービス

理容店、美容店に出向くことが困難な65歳以上の方に、訪問による理美容サービスを提供します。理美容の技術料は自己負担となります。

#### ●高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)

高齢者なんでも相談室では、保健師、社会福祉士および主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)などが連携して、地域で暮らす高齢の方々を介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支援します。「どこに相談したらいいかわからない」といったお悩みも、まずはご相談ください。内容に応じて、適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。

学校区	名称	住所	電話・FAX
東深井小学校区 江戸川台小学校区	北部高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	江戸川台東2-19 旧江戸川台出張所	☎7155-5366 FAX7154-3207
西深井小学校区 新川小学校区	北部西高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	中野久木421 特別養護老人ホーム花のいろ内	☎7197-1378 FAX7197-1615
常盤松中学校区 西初石中学校区 おおぐろの森中学校区 おおたかの森中学校区 の一部	中部高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	下花輪409-6 東葛病院付属診療所内	☎7150-2953 FAX7158-8419
東部中学校区 八木中学校区 おおたかの森中学校区 の一部	東部高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	野々下2-488-5 特別養護老人ホームあざみ苑内	☎7148-5665 FAX7141-2280
南部中学校区 南流山中学校区 おおたかの森中学校区 の一部	南部高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	平和台2-1-2 流山市ケアセンター2階	☎7159-9981 FAX7178-8555

#### ●老人ホーム等の入所相談

在宅でのひとり暮らしが困難になった高齢者に、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホームなどへの入所相談などを行います。

#### ●高齢者等市内移動支援バス

65歳以上で送迎バスにひとりで乗降できる方は、市と協定を結んでいる病院の送迎バスの空席を利用できます。事前の登録が必要になります。

#### ●流山市成年後見推進センター(成年後見中核機関) (社会福祉協議会内 ☎7157-1275)

認知症や知的障害・精神障害のある方の権利や財産を守るための成年後見制度に関する相談支援や利用促進を行います。

#### ●日常生活自立支援事業

(社会福祉協議会 ☎7159-4735)

福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理などをお手伝いし、高齢者や障害者が安心して自立した地域生活を送るために必要な支援を行います(有料)。

## ●地域支え合い活動推進事業

▼福祉政策課☎7196-6605

自治会・民生委員・児童委員などとの協働により、日常的な見守り活動や災害時の支援を推進しています。見守りなどを必要とする方の名簿を、災害などの緊急時に備えて活動団体に提供しています。名簿への登載を希望する方はお問い合わせください。

### 名簿登載の要件

(次の要件に該当して本人が希望する場合)

- ①75歳以上のみの世帯に属する方
- ②身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療養手帳A等、要介護3以上等の方
- ③その他支援を必要とする申し出をされた方

## ●認知症高齢者等見守りシールの交付

▼介護支援課☎7150-6531

認知症の方が行方不明になった場合の早期発見・早期保護を図るため、40歳以上の認知症の方または認知症の疑いのある方で徘徊の恐れがある方を対象に、二次元コードが印刷された見守りシールを配布します。

シールを交付された方で希望がある方は、個人賠償責任保険にも加入できます。

## ◎各種手当(詳細はお問い合わせください)

### ●在宅高齢者家族介護用品の支給

▼介護支援課☎7150-6531

65歳以上で要介護認定(要介護3以上※ただし要介護3の方については別途要件あり)を受けており、介護保険の在宅サービス以外のサービスを受けていない高齢者を在宅介護する家族に、紙おむつなどの介護用品を購入するための利用券を交付します。最高7万5千円(1年)で、住民税非課税世帯が対象となります。

### ●在宅高齢者家族介護慰労金の支給

▼介護支援課☎7150-6531

65歳以上で引き続き1年以上要介護認定(要介護4または5)を受けており、1年以上介護保険のサービスを利用していない高齢者を在宅で介護する家族に慰労金を支給します。年額10万円で、住民税非課税世帯が対象となります。

### ●住宅改造費の助成

▼高齢者支援課☎7150-6080/障害者支援課☎7150-6081

高齢者や身体障害者(一定の要件あり)が居宅で生活するために住宅を改造する必要がある場合に、30万円を上限に工事費の一部を助成します。ただし、所得などの制限があります。

## ●救急情報カード・セットの配布

▼福祉政策課☎7196-6605

緊急時・災害時に迅速に救助活動を行えるよう緊急連絡先、医療関係情報を記載するカードを配布しています。65歳以上高齢者のみ世帯および障害者手帳をお持ちの方などには、冷蔵庫内でカードを保管するための救急情報セットを無料で配布します。

▶配布場所＝社会福祉課または各出張所

## ●緊急用救助笛の配布

▼福祉政策課☎7196-6605

65歳以上の高齢者のみ世帯および障害者手帳をお持ちの方などに、緊急時・災害時に役立つ笛を配布します。

▶配布場所＝福祉政策課または各出張所

## ●敬老祝金の支給

▼高齢者支援課☎7150-6080

市内に5カ月以上居住する88・100歳の方に祝金を支給します。

対象年齢	100歳	88歳
金額	5万円	1万円

## ■高齢者給食サービス事業

▼高齢者支援課☎7150-6080

65歳以上で、食事の調達が困難なひとり暮らしなどの方に、週3回以内の給食をお届けします。なお、原材料費などの実費として1回の利用につき462円+消費税を負担していただきます(生活保護または住民税非課税世帯の方は350円(税込))。※令和6年4月1日現在

## ◎生きがいと教養

### ●介護支援サポーター事業

▼高齢者支援課☎7150-6080

▼社会福祉協議会ボランティアセンター☎7159-4939

市内の特別養護老人ホームなどの介護保険施設・高齢者ふれあいの家などでのサポーター活動(見守り・話し相手、配膳、レクリエーションの補助など)を通して、自身の健康を維持・増進しながら、活動実績に応じて交付金を受け取ることができる社会貢献活動です。

市内在住の65歳以上で要介護・要支援の認定を受けていない方が対象です。養成講座受講後に登録が必要になります。

### ●介護予防教室

▼高齢者支援課☎7150-6080

市内在住の65歳以上の方を対象に介護予防に関する教室を開催しています。日時や場所などは、市ホームページや広報でお知らせします。

### ●介護予防に関する講師派遣

▼高齢者支援課☎7150-6080

「ながいき100歳体操」「転倒防止」「栄養」「口腔」「音楽療法」その他の介護予防に関する内容について講師を派遣します。「ながいき100歳体操」はおもりの使い童謡に合わせて行う体操です。この体操は65歳以上で3人以上のグループに体操に必要なCD・DVD、おもりの貸与ならびにファイルの提供、講師の派遣を行っています。

### ●老人クラブ

▼社会福祉協議会(流山市老人クラブ連合会事務局)☎7158-8181

老後の生活を豊かで生きがいのあるものにするために、レクリエーションや地域社会での奉仕活動などを自主的に行っているおおむね60歳以上の方のグループです。加入希望の方は、直接地域の老人クラブに相談するか、社会福祉協議会へお問い合わせください。

### ●教養講座の開催

▼高齢者福祉センター森の倶楽部☎7152-2373

豊かでいきいきとした生活を送っていただくために、陶芸、水墨画などの講座を開催します。日時や場所などは、市ホームページや広報でお知らせします。

### ●ひとり暮らしの高齢者の招待

▼高齢者福祉センター森の倶楽部☎7152-2373

市内に居住するひとり暮らしの高齢者を、高齢者福祉センター森の倶楽部に招待し、講話・演芸などの催しや、趣味、娯楽、健康体操、入浴、カラオケをしながら楽しい1日を過ごしていただく生きがいづくりの場を提供します。

### ●敬老バス

▼高齢者支援課☎7150-6080

市内在住の65歳以上の方(20人以上)の相互の親睦やレクリエーション活動などには、敬老バスが利用できます。申込方法など詳細は、市役所高齢者支援課へお問い合わせください。

### ●シルバー人材センター

▼同センター☎7155-3669

「社会に役立つ仕事をしたい」、「何らかの収入を得たい」という健康で働く意欲のある高齢者のための組織です。入会を希望する方や、頼みたい仕事がある方は、同センターへお問い合わせください。

### ●高齢者ふれあいの家

▼高齢者支援課☎7150-6080

おおむね65歳以上の方が、自由に集まり、高齢者相互及び世代間の交流を行うことを目的とした高齢者ふれあいの家支援事業を行っています。

令和6年1月末現在、市内32カ所にふれあいの家が開設しています。場所・活動内容・開催日については、市役所高齢者支援課へお問い合わせください。

## ■障害のある方のために 問い合わせ 障害者支援課 ☎7150-6081 FAX7158-2727

### ◎手帳

3種類の障害に対する障害者手帳があり、それらを取得することにより障害の程度に応じて福祉サービスを受けることができます。障害の認定につきましては、医師の診断や専門家の審査・判定などにより障害者手帳の交付が決定されます。

#### ●身体障害者手帳

先天的、後天的疾病や事故などにより、本来人間が持っている機能が損なわれ、日常生活に支障が生じている方が交付対象となります。

### ◎手当

#### ●特別障害者手当

重度の重複障害やこれと同程度の障害のため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の方(在宅者)に支給します。ただし、所得などの制限があります。

#### ●障害児福祉手当

日常生活で、常時介護を必要とする20歳未満の重度の障害のある在宅の児童に支給します。ただし、所得などの制限があります。

### ◎援助

#### ●障害福祉サービス

身体・知的・精神障害・発達障害・難病等がある方のための短期入所、デイサービス、ホームヘルプサービス等の福祉サービス制度です。ただし、原則1割の自己負担があります。

#### ●自立支援医療(更生・育成・精神通院)

心身の障害を除去、軽減するための医療について自己負担を軽減します。身体に障害のある方を対象とした更生・育成医療と、精神疾患の外来通院を対象とした精神通院医療です。

#### ●福祉保養所の利用助成

高齢者、または要介護の認定を受けた方、心身に障害のある方およびその介護者の団体(30人以上)が、市が契約している保養所を利用する場合、一般の方より安価な契約料金で利用することができます。また、障害者などの方については、年度内(4月～翌3月)1回に限り利用料の一部を助成します。

#### ●療育手帳

生後～18歳未満の間に知的障害(知能指数がおおむね75以下)が現れ、日常生活に支障が生じている方が交付対象となります。※申請は18歳以降でも可。ただし、18歳未満のときに知的障害があったことが確認できた場合のみ

#### ●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約があり、初診日より6カ月以上経過している方、精神障害により障害年金または特別障害者給付金を受けている方が対象となります。

#### ●市福祉手当

身体障害者手帳(1～3級)・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方に支給します。ただし、所得などの制限があります。また、生活扶助(生活保護)、特別障害者手当および障害児福祉手当の受給者、一部の介護保険サービスおよび障害福祉サービスを受けている方は対象外です。

#### ●特別児童扶養手当

心身に重度または中度の障害のある20歳未満の児童を養育する保護者に支給します。ただし、所得などの制限があります。

#### ●心身障害者扶養年金

心身に障害のある方を扶養している方が毎月一定の掛金をかけておき、万一のことがあった場合に、後に残された心身に障害のある方へ、終身一定の年金を給付する制度です。

#### ●重度障害者(児)医療費の助成

身体障害者手帳1・2級、療育手帳(A)・A-1・A-2、精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する方が、医療機関にかかった場合、医療費の保険自己負担分の一部を助成します。ただし、所得などの制限があります。

#### ●日常生活用具の給付

身体障害者手帳などを持っている方に、入浴補助具、特殊ベッド、便器などを給付します。ただし、原則1割の自己負担があります。

### ●補装具費の支給

身体障害者手帳などを持っている方に対し、車椅子、歩行補助杖、義足、義手、補聴器などの購入や修理に要した費用を支給します。ただし、所得などの制限があり、原則1割の自己負担があります。

### ●障害者自動車運転免許取得費の助成

身体障害者手帳1級～4級または療育手帳を持っている方が、普通自動車運転免許を取る場合、費用の一部を助成します。

### ●身体障害者用自動車改造費の助成

肢体不自由で身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた方が、自らが所有し運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。

### ●手話通訳者等の派遣および手話通訳者設置

聴覚障害や失語症などのため、日常生活に支障がある場合に意思疎通支援として手話通訳者、要約筆記者または失語症者向け支援者を無料で派遣します。また、障害者支援課に手話通訳者を設置しています。

### ●生活福祉資金の貸付制度

P47「生活にお困りの方へ」を参照。

### ●特定疾病療養者見舞金支給制度

▼社会福祉課 ☎7150-6079

原因が不明で治療方法が未確立(経過が慢性的)な指定難病および小児慢性特定疾病の受給者証の所有者を対象に、療養者または保護者に支給します。

### ●車椅子の貸し出し

▼社会福祉協議会 ☎7159-4735

▼流山福社会館 ☎7159-1520

身体が不自由で、移動に不便をきたしている方に無料で貸し出します。

(短期間:2週間以内、長期間:6カ月以内)

### ●福祉タクシー利用券の交付

身体障害者手帳1・2級および3級の上肢を除く肢体不自由、療育手帳(A)・A-1・A-2、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方に、タクシー(市指定事業者に限る)を利用する際に使用できる利用券を交付し、料金の一部を助成します。ただし、在宅の方を対象とします。また、燃料費給油券との併用はできません。

### ●燃料費給油券の交付

身体障害者手帳1・2級および3級の上肢を除く肢体不自由、療育手帳(A)・A-1・A-2、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方に、自動車に給油(市指定事業者に限る)する際に使用できる給油券を交付し燃料費の一部を助成します。ただし、在宅の方を対象とします。車の所有者、運転者は障害者本人または同居者に限ります。また、福祉タクシー利用券との併用はできません。

### ●一時介護料の助成

在宅の心身障害者を介護している保護者が病気などで一時的に介護を委託した場合に、介護料の一部を助成します。

### ●小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病の児童に訓練用ベッドなどを給付します。ただし、所得に応じた自己負担があります。

### ●難聴児補聴器等費用の助成

障害者手帳を持たない軽度・中等度難聴児(18歳未満)の補聴器等購入・修理費用を一部助成します。

## ■ひとり親家庭などのために

## 問い合わせ 子ども家庭課 ☎7150-6082

### ●児童扶養手当

父母の離婚など一定の要件に該当する児童(18歳に達した日の属する年度末までの児童または心身に重度の障害のある20歳未満の児童)を養育している方に支給します(所得または年金受給額による支給制限あり)。

### ●児童育成手当

児童扶養手当の支給要件を満たす方で、養育する児童が2人以上いる場合に第2子以降に対して支給します。また、基準日以後の高等学校・高等専門学校もしくは特別支援学校に在学中の児童または中度以上の心身に障害のある第2子以降の児童は20歳の誕生日まで支給されます(所得または年金受給額による支給制限あり)。

### ●遺児等手当

父母のいずれか一方が死亡している場合などの要件に該当する15歳以下(一定以上の心身に障害のある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している方に支給します(所得制限あり)。

### ●ひとり親家庭等医療費等の助成

児童扶養手当等の支給要件を満たす、ひとり親家庭の父母などとその児童(18歳に達した日の属する年度末までの児童または心身に重度の障害のある20歳未満の児童)の医療費の一部負担額を全額助成します。あらかじめ市にひとり親家庭等医療費等助成対象者としての登録を申請して、市が発行する「ひとり親家庭等医療費等助成受給券」と加入する健康保険証を医療機関(保険薬局を含む)の窓口で提示することで助成が受けられます。なお、県外の病院などの場合は償還払いとなります。

## ■子どもの扶養

### ●保育所(園)

### ▼保育課 ☎7150-6124

保護者が仕事をしているなどの理由で乳幼児を保育できない場合、保護者に代わって保育する施設です。市内には、市立5カ所、私立99カ所(小規模保育事業所および認定こども園含む)があります(P79~81「電話ダイジェスト」参照)。

### ○延長保育について

保護者の仕事の都合で、正規の保育時間に児童の送迎ができない場合、延長保育の制度があります。保育時間は、各保育所(園)により異なります。

### ○一時保育について

パートで働く保護者や、病気・出産などにより一時的に保育できない方のための制度です。現在、市内の28カ所の保育園(小規模保育事業所および認定こども園含む。認定こども園みやぞの幼稚園、(仮称)

### ●母子家庭等自立支援教育訓練給付金制度

ひとり親家庭の親の就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の一部を支給します(所得制限あり)。

### ●母子家庭等高等職業訓練促進給付金制度

ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関で修学する場合に、「高等職業訓練促進給付金」などを支給(支給期間の上限あり)し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を援助します(所得の制限あり)。

### ●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、養成機関で就職に有利な資格(看護師、保育士等)を取得し、その資格を活かして千葉県内で業務に従事する意思のある母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、入学準備金又は就職準備金を貸し付ける制度です。返還免除要件を満たせば貸付金の返還は免除されます。※貸し付けは、県社会福祉協議会の審査があります。

### ●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

ひとり親家庭の親または児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための受験対策講座の受講に要した費用の一部を給付金として支給します(所得制限あり)。

### ■母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭、寡婦の方の経済的自立を応援するためのさまざまな貸付けを行っています。※貸し付けは、千葉県の審査があります。

幼保連携型認定こども園南流山そらいろ保育園、松の実保育園、かやの木保育園、生活クラブ風の村わらしこ保育園流山、南流山聖華保育園、城の星保育園、聖華いつき保育園、名都借みらい保育園、おおたかの森聖華保育園、城の星おおたかの森保育園、けやきの森保育園おおたかの森園、聖華マリン保育園、南流山保育園ひびき、南流山ちとせ保育園、森のまち南流山保育園、Nest南流山保育園、ことのは保育園、城の星第二保育園、城の星バンビーノ保育園、おおたかの森せせらぎ保育園、ミラツツ流山向小金第二保育園、(仮称)プラスキッズおおたかの森保育園、(仮称)まことひがしふかい保育園、オハナゆめキッズハウス南流山、オハナゆめキッズハウスおおたかの森、生活クラブ虹の街小規模保育おおたかの森、MIRATZ流山向小金園)で実施しています。



## ○病児・病後児保育について

保育所などに通所中の児童が病気の治療中または病後回復期であり、集団保育を行うことが困難な時期において、一時的にお子さんを預かり、保育者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

病児対応型を「オハナゆめキッズハウス南流山併設病児保育室(キッズケアブルーム)」「オハナゆめ保育園併設病児保育室(キッズケアブルームセントラル)」および「けやきの森保育園西初石園」で実施しています。

## ○統合保育について

保育に欠ける要件がなくても心身に障害のある児童を保育所で受け入れ、集団保育を行う事業です。中野久木保育所で実施しています。

## ●送迎保育ステーション事業

### ▼保育課☎7150-6124

住まいと保育所が離れている、保育所の開所時間が保護者の通勤時間に合わない等の理由で、保育所の送迎が困難な方のために、送迎保育ステーションと保育所の間をバスで送迎しています。おたかの森送迎保育ステーション・南流山送迎保育ステーションの2カ所で実施しています。

## ●学童クラブ

### ▼教育総務課☎7150-6103

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業終了後などに適切な遊びおよび生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とする施設です。

## ●児童館・児童センター

### ▼子ども家庭課☎7150-6082

子育て中の親子へ支援や地域の子どもたちに健全な遊びを与え、健康や体力を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設です(P61~62「施設ガイド」参照)。

## ●地域子育て支援センター

### ▼子ども家庭課☎7150-6082

11カ所の私立保育園が園庭やホールなどを開放し、子育て中の親子が気軽に遊びに行くことができる施設です(P82「電話ダイジェスト」参照)。

また、子育てについての相談(面談・電話)をすることもできます。

## ■子ども医療費の助成

### ▼子ども家庭課☎7150-6082

高校3年生(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)までの子どもが、病院などで保険診療を受けた医療費の全部または一部を助成します。

あらかじめ市に子ども医療費助成対象者としての登録を申請して、市が発行する「子ども医療費助成受給券」と子どもの加入する保険証を医療機関(保険薬局を含む)の窓口で提示し保護者自己負担分(通院は1回、入院は1日200円、保険調剤は無料)を支払うことで受診できる医療費(健康保険適用分)の助成制度です。

通院は同一医療機関、同月6回以降、入院は同一医療機関、同月11日以降自己負担金無料となります。

通院・入院ともに0歳から高校3年生(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)までが助成対象です。県外の病院などの場合は償還払いとなります。

なお、市民税所得割が課税されていない世帯は自己負担がありません。

## ●子育てサロン

### ▼公民館☎7158-3462

乳幼児の子どもとその親たちの出会いと交流の場です。中央・北部・初石・東部公民館、南流山センターとおたかの森センター、南流山福祉会館で開催しています。詳細は、広報ながれやまおよびホームページでお知らせします。

## ●子どもの遊び場

### ▼子ども家庭課☎7150-6082

子どもたちが健やかに成長できるよう、地域の自治会が維持管理している遊び場を設置しています。

## ●児童手当

### ▼子ども家庭課☎7150-6082

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、手当の支給は、申請月の翌月から対象となります。

## ●子どもショートステイ

### ▼子ども家庭課☎7150-6082

子育てをしている保護者の方が、病気・出産・冠婚葬祭などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、宿泊または日帰りで子どもを預けることができます。

## ●ファミリー・サポート・センター

### ▼子ども家庭課☎7150-6082

育児の援助が必要な人(利用会員)と、育児の援助ができる人(提供会員)からなる会員組織で、その会員相互による育児の援助活動(保育園、幼稚園への送迎など)を行っています。



## ■生活にお困りの方へ

### ●生活保護制度

▼社会福祉課☎7150-6079

収入・預貯金・資産などが無い場合、国が定めた最低限度の生活ができなくなった場合に受けられます。ご相談ください。

### ●生活困窮者自立支援制度

▼流山市くらしサポートセンターユーマット☎7197-5690

失業や疾病などによる離職、ひきこもりなどさまざまな理由から生活(くらし)にお困りの方を支援します。

### ●愛の資金貸付制度

▼社会福祉協議会☎7159-4735

市内に6カ月以上住んでいる方で一時的に生活に困窮している世帯に、5万円を限度に貸し付けます。※貸付条件や必要書類などは、事前にお問い合わせください。なお、貸し付けには審査があります。

### ●生活福祉資金の貸付制度

▼社会福祉協議会☎7159-4735

他制度の利用が困難な低所得者、障害者または高齢者の世帯(日常生活上療養又は介護を要する世帯)に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度(実施主体は県社会福祉協議会)です。次の種類の貸付制度があります。

### (1)総合支援資金

失業者など、日常生活全般に困難を抱えており、生活のたて直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導など)と生活費および一時的な資金を必要とし、かつ自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金

### (2)福祉資金

低所得者、障害者または高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)に貸し付ける資金

#### ①福祉費

日常生活を送る上、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用

#### ②緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用(医療費、介護費などの支払など臨時の生活費や火災などの被災によって生活費が必要なとき)

### (3)教育支援資金

低所得世帯に対し、高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な費用を貸し付ける資金

#### ①教育支援費(就学するのに必要な経費)

#### ②就学支度費(入学に際し必要な経費)

### (4)不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金

※貸し付けには県社会福祉協議会の審査があります。

※総合支援資金、緊急小口資金は、生活困窮者自立支援制度の利用が必要です。

※福祉資金、教育支援資金は、社会福祉協議会とともに、地域の民生委員が継続的に相談支援にあたります。

## ■その他

### ●被爆者健康管理見舞金支給制度

▼社会福祉課☎7150-6079

原子爆弾で被爆した方(被爆者健康手帳所持者)を対象に支給します。

# 健康保険・年金

## ■国民健康保険・後期高齢者医療制度

問い合わせ 保険年金課 ☎7150-6077(国保) / ☎7199-3306(後期)

病気やケガをしたとき、医療費が高くて治療を受けられないことのないように健康保険制度が設けられており、国民のすべては、何らかの健康保険制度に入ることが義務づけられています。国民健康保険は、社会保険のひとつで、都道府県と市区町村が共同で運営しています。

### ●国民健康保険の加入者

国民健康保険は次の方以外が加入することになっています。

- (1) 職場の健康保険(健康保険組合、共済組合など)に加入している方とその扶養家族
- (2) 生活保護を受けている世帯
- (3) 後期高齢者医療制度加入者

※届け出が必要な場合は、次の表をご覧ください。なお、届け出は、事由が発生した日から14日以内に保険年金課または各出張所の窓口へお願いします。

	届け出が必要な場合	届け出に必要なもの
はいるとき	○転入してきたとき	市民課の転入届が資格取得届を兼ねます
	○職場などの健康保険をやめたとき	職場の健康保険の喪失証明書
	○生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
	○子どもが生まれたとき	市民課の出生届が資格取得届を兼ねます
やめるとき	○転出するとき	保険証(市民課の転出届が資格喪失届を兼ねます)
	○職場などの健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険証
	○生活保護を受けるとき	保険証、生活保護開始決定通知書
	○死亡したとき	保険証
そのほか	○市内で住所が変わったとき	保険証
	○世帯主、氏名が変わったとき	保険証
	○世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証
	○保険証をなくしたとき	本人であることを証明するもの(免許証など)
	○修学のため、子どもが他の市区町村に転出するとき	保険証、在学証明書

※住民登録している市区町村の運営する国民健康保険に加入できます。申請には、各書類に加え、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

※令和6年秋以降に健康保険証の廃止が予定されています。詳細は今後の広報ながれやまや市ホームページでお知らせします。

### ●国民健康保険被保険者証

国民健康保険の加入者であることの証明で、一般に「保険証」といいます。年に1回(8月)更新されます。保険証は、カード様式で被保険者1人につき1枚交付します。

### ●国民健康保険料

加入者の前年の総所得金額、加入者数等を基礎に算出し、世帯主に保険料が賦課されます。また、40歳以上65歳未満の被保険者については、介護保険第2号被保険者として、介護保険料が合わせて賦課されます。

保険料の納付は、口座振替をお願いしています。

### ●国民健康保険の給付

国民健康保険を扱う病院・診療所で、保険証を提示すれば、保険診療を受けられます。そのときの医療費の3割(2割)を本人が負担し、残りを国民健康保険が負担します。そのほかに給付される場合は次のと

おりです。

○高額療養費…同じ方が、病院などで、同じ月に一定金額以上の自己負担金を支払った場合、その超過額については高額療養費として支給します。

※ただし、差額ベッド代や入院中の食事の標準負担額(自己負担分)、歯科自由診療などの保険適用外の医療行為は対象となりません。詳細はお問い合わせください。

○出産育児一時金…出産(妊娠85日以上)の死産、流産を含む)したときに支給されます。

○葬祭費…加入者が亡くなったときは、その葬祭を行った方に対して、葬祭費が支給されます。

○療養費…緊急時などで、保険証を提示せずに医療機関にかかった場合や、医師の指示によりあんま・マッサージなどの施術を受けたり、補装具を作成した場合などは、申請により療養費が支給されます。詳細はお問い合わせください。

●保険で受けられない診療

故意による場合、病気とみなされないもの、業務上のケガや病気などは、保険での診療が受けられません。

●あんま、マッサージ、指圧、はりおよびきゅう施設利用に対する助成

被保険者の健康の保持増進を図ることを目的として、60歳以上の被保険者を対象に、あんま、マッサージ、指圧、はりおよびきゅうの施設の利用に対して助成を行っています。詳細はお問い合わせください。

●人間ドックおよび脳ドック利用助成

被保険者の健康の増進を図ることを目的として、35歳以上で国民健康保険に1年以上加入し、保険料に滞納がない世帯に属する被保険者を対象に、人間ドックの利用に対しての助成をしています。

また、脳血管疾患を早期発見することを目的とし

て、脳ドック・脳検査の利用に対しての助成を40歳以上の被保険者を対象にしています。利用条件など詳細はお問い合わせください。

●後期高齢者医療制度

75歳以上の方(65歳から74歳までの一定の障害がある方で加入を希望する方を含む)を対象とした医療制度です。

千葉県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定および医療の給付を行います。市は保険料の徴収、各種申請や届出の受け付け、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を行います。また、被保険者の健康保持と増進を図るため、申請により人間ドック・脳ドックおよびあんま・マッサージなどの費用助成を行います。制度内容など詳細は、お問い合わせください。

■国民年金 問い合わせ 保険年金課 ☎7150-6110(年金)

公的年金制度は、老齢になったときやいざというときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。

●国民年金被保険者の種別

○20歳以上60歳未満の日本国内に居住する農業従事者や自営業者、学生などで、厚生年金などに加入していない方:第1号被保険者

○海外居住者、60歳以上65歳未満の方(納付月数が480月未満の方)および65歳になっても年金受給資格期間に満たない場合で、70歳になるまでの期間に受給権が確保できる方(昭和40年4月1日以前に生まれた方のみ):任意加入被保険者

○厚生年金に加入している会社員や公務員などで、70歳未満の方:第2号被保険者

○厚生年金に加入している方(第2号被保険者)に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方:第3号被保険者(個別納付不要)

【国民年金の給付の種類】

年金の種類	主な受給要件、対象
老齢基礎年金	原則として国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間や産前産後免除期間を含む)が10年(平成29年7月までは25年)以上ある方が、原則として65歳になったときに支給される。
障害基礎年金	原則として被保険者期間中に初診日がある病気・ケガで一定基準以上の障害状態になったときに支給される。ただし、初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間(保険料免除期間等含む)が3分の2以上あること、あるいは直近の1年間に保険料の未納がないこと。
遺族基礎年金	原則として被保険者または老齢基礎年金の受給資格のある方(保険料納付済期間(保険料免除等期間を含む)が25年以上ある方に限る)が死亡したとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給される。ただし、被保険者の死亡の場合は、被保険者期間のうち保険料納付済期間(保険料免除期間等含む)が3分の2以上あること、あるいは直近の1年間に保険料の未納がないこと。
寡婦年金	第1号被保険者の保険料納付済期間と免除期間を合わせて10年(平成29年7月までは25年)以上ある夫が何の年金も受け取らずに死亡したとき、夫に生計を維持されていた妻(婚姻関係が10年以上)が60歳から65歳になるまでの間支給される。
死亡一時金	第1号被保険者の保険料を36月以上納めている方が年金を受けないで死亡したとき、生計を同一にしていた遺族に支給される。

### ●国民年金保険料の納付

保険料には、定額保険料のほかに、少しでも多くの年金を受けたい方のための付加保険料(1カ月につき400円)があります。ご希望の方はお申し出ください。

保険料の納付は、日本年金機構から送られる納付書を持参し最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)や、コンビニエンスストアで納めるか、便利な口座振替、クレジットカード納付、スマートフォンアプリをご利用ください。

### ●国民年金保険料の免除制度

(全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除)

経済的な理由により保険料を納めることが困難な場合、免除を申請し、日本年金機構から承認を受ければ保険料の納付が免除されます。

※本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下であることが要件です。

### ■納付猶予制度

50歳未満の方で、所得が少なく国民年金保険料を納められない場合、申請し、日本年金機構から承認を受ければ、承認された期間の保険料の納付が猶予されます。

※本人・配偶者の前年所得が、一定基準以下であることが要件です。

### ●学生納付特例制度

学生本人の所得が少なく、国民年金保険料を納められない場合、申請し、日本年金機構から承認を受ければ承認された期間の保険料の納付が猶予されます。

※学生本人の前年所得が一定基準以下であること及び通学している学校が学生納付特例制度の対象校であることが要件です。

### ●国民年金の主な届け出

次のような場合には届け出が必要になります。基礎年金番号が確認できるものまたはマイナンバーカード・通知カード(氏名や住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)や本人確認書類などをお持ちの上、保険年金課または各出張所(60歳以降の任意加入を除く)の窓口へ届け出てください。手続きに必要なものなど詳細は、事前にご確認ください。

○退職などで厚生年金のなどの資格を喪失したとき  
○増収や配偶者の退職、離婚などで配偶者に扶養されなくなったとき

○60歳以降または海外居住のため、任意で加入(喪失)するとき

○国民年金第1号被保険者の方が出産する(した)とき

# 文化・スポーツ

■文化活動 問い合わせ 文化芸術・生涯学習課☎7150-6106／公民館☎7158-3462

◎市民が参加する

●市民音楽祭

▼文化芸術・生涯学習課☎7150-6106

市内で音楽活動を行っている団体の発表の場で、準備から進行まで参加者の皆さんで行う手作りの音楽祭です。ジャンルも多彩に参加団体を募集し、文化会館で開催しています(年1回)。

●ゆうゆう大学

▼公民館☎7158-3462

65歳以上の方の生涯学習と仲間づくりをする2年制大学です。中央公民館(文化会館)、北部公民館、初石公民館、東部公民館、南流山センター、おおたかの森センターの市内6会場で開校しています(2年に1度の募集)。

◎芸術にふれる

●文化祭

▼文化芸術・生涯学習課☎7150-6106

市文化協会・美術家協会による実行委員会を組織し、市民文化の祭典として、21部門にわたる発表・展示をスタートおおたかの森ホール、文化会館、生涯学習センター(流山エルズ)などで開催しています(年1回)。

●サロンコンサート

▼文化芸術・生涯学習課☎7150-6106

クラシック音楽を中心に、生涯学習センター(流山エルズ)、文化会館などでミニコンサートを開催しています(月1回)。

◎社会教育

●視聴覚教材・機材の貸し出し

▼文化芸術・生涯学習課☎7150-6106

DVDなどの視聴覚教材やプロジェクター、スクリーンなどの機材の貸し出しを行っています。

●公民館の講座

▼公民館☎7158-3462

市民の皆さんの生涯学習をお手伝いするため、家庭教育講座、体験講座、IT講座、学校との連携講座などの各種講座および講演会を開催しています。

●社会教育関係団体の登録

▼文化芸術・生涯学習課☎7150-6106

▼スポーツ振興課☎7157-2225／▼公民館☎7158-3462

▼図書館☎7159-4646／▼博物館☎7159-3434

生涯学習の振興と社会教育関係団体を育成するため、市内で活動している団体の登録制度があります(社会教育関係団体登録制度)。市民の皆さんからの団体紹介希望に情報提供を行うとともに、登録団体には社会教育施設等の会場使用料について、3割の減免措置が受けられる登録証を交付します。

●四季の花々展

▼文化芸術・生涯学習課☎7150-6106

四季にちなんだ華道展を、市役所1階ロビーで開催しています(隔月)。

●市民ギャラリー展

▼文化芸術・生涯学習課☎7150-6106

絵画、書、工芸品などの作品展示を、市役所1階市民ギャラリーで行っています(通年)。

●文化芸術活動団体の紹介

▼文化芸術・生涯学習課☎7150-6106

美術・盆栽・書道・俳句・伝統芸能など、市内で文化芸術活動を行っている約20団体を市ホームページで紹介しています。

## ■スポーツ

### 問い合わせ スポーツ振興課☎7157-2225

市内の各種スポーツ施設は、P58～60「施設ガイド」をご覧ください。

#### ●みんなのスポーツ

種目別の市民スポーツ大会、スポーツ・レクリエーション祭やコミュニティスポーツのつどいを開催しています。お気軽にご参加ください。

#### ●健康ジョギング講習会

総合運動公園、東深井地区公園、南流山小学校、八木北小学校、東小学校で毎週日曜の早朝に開催しています。

#### ●流山ロードレース大会

秋の恒例イベントとして、市内外から毎年大勢の方々が参加しています。※令和6年度の開催については、広報紙および市ホームページで告知します。

## ■図書館・博物館

### 問い合わせ 図書館☎7159-4646／博物館☎7159-3434

#### ●図書館☎7159-4646

中央図書館を中心に、森の図書館・木の図書館・サンコーテクノプラザ南流山地域図書館・おたかの森こども図書館および2つの分館、2つの図書ピックアップセンターがあり、蔵書数は約52万4,000冊(令和5年3月31日現在)です。図書館資料の利用はすべて無料です。お気軽にご利用ください。

詳細にはP62～65「施設ガイド」参照。

#### ●博物館☎7159-3434

流山の歴史を紹介する常設展示のほか、企画展を開催し、資料の展示公開をしています。また、流山でくらしした人々が使った資料などを集め、未来へ残すために、大切に保管をしています。この他にも調査、研究や市史編さんを行っています。

詳細はP66「施設ガイド」参照。

#### ●文化財の保護

市指定無形民俗文化財は、鱧ヶ崎おびしゃ行事、チンガラ餅行事、大しめ縄行事。このほか諏訪神社本殿、東福寺二十一仏板碑、成願寺鰐口、鱧ヶ崎三本松古墳の碑などの市指定有形文化財や、市指定記念物の小林一茶寄寓の地(一茶双樹記念館)などがあります。また、安蒜家板石塔婆、流山ののみりん醸造用具は県の文化財指定を受けています。国登録有形文化財は呉服新川屋店舗、寺田園旧店舗などです。

#### ●埋蔵文化財の記録保存

開発によって失われる埋蔵文化財を発掘調査し、その成果を報告書として刊行します。また、文化財を理解していただくため、展示会や発掘調査の見学会なども行っています。

## 教育

### ■入園・入学の手続き

#### ●市立幼稚園の入園

▼附属幼稚園☎7152-0353

市立幼稚園は、市内に1園(幼児教育支援センター附属幼稚園)あります(P82「電話ダイジェスト」参照)。入園対象は満4歳の幼児。教育期間は2年間。

#### ●私立幼稚園の入園

私立幼稚園は、市内に9園あります(P82「電話ダイジェスト」参照)。詳細は各幼稚園にお問い合わせください。

#### ●小学校への入学

▼学校教育課☎7150-6104

##### 【市立小学校へ入学する場合】

※市立小学校一覧はP85「電話ダイジェスト」参照

9月に、翌年4月に入学する児童のいる家庭へ教育委員会から「就学時健康診断通知書」が郵送されます。この通知書の裏面が「健康調査書」になっていますので、就学時健康診断のときに提出してください。また、別途、12月に教育委員会から「入学通知書」が郵送されます。この通知書を入学式の時に学校に持参してください。

##### 【私立小学校へ入学する場合】

私立小学校が発行する「入学許可書」(コピー可)を「入学通知書」に添えて、教育委員会に提出(郵送可)してください。

#### ●中学校への入学

▼学校教育課☎7150-6104

##### 【市立中学校へ入学する場合】

※市立中学校一覧はP85「電話ダイジェスト」参照

12月に対象の児童に対して、小学校を通して「入学通知書」を渡します。この通知書を入学式のときに学校に持参してください。

##### 【私立中学校へ入学する場合】

私立中学校が発行する「入学許可書」(コピー可)を「入学通知書」に添えて、教育委員会に提出(郵送可)してください。



## ●転出・転入学

▼学校教育課☎7150-6104

市役所の市民課または市内の各出張所で、住民票の登録・異動の手続きをしていただくと、転入された場合は「入学通知書」、転出された場合は「転出・退学・除籍通知書」が発行されます。この通知を指定された学校へ持参してください。

なお、転入・転出のいずれの場合も、異動が決まった段階で事前に学校教育課まで電話での御連絡をお願いします。

## ●特別支援学級の設置状況

▼学校教育課☎7150-6104

○知的特別支援学級

小学校…全 19 校

中学校…全 10 校

○情緒特別支援学級

小学校…全 19 校

## ■青少年の健全育成

### ●青少年のための行事

▼文化芸術・生涯学習課☎7150-6106

青少年主張大会などを実施しています。

### ●青少年健全育成団体

▼文化芸術・生涯学習課☎7150-6106

青少年の健全育成のため、地域で活動している団体があります。

○青少年育成会議

○青少年相談員連絡協議会

○子ども会育成連絡協議会

○ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会 など

▼青少年指導センター☎7159-5400

○青少年指導センター補導員連絡協議会

○学校警察連絡協議会

中学校…南部中、常盤松中、北部中、東部中、東深井中、八木中、南流山中、おおたかの森中、おおぐろの森中

○難聴特別支援学級…南流山第二小

○言語通級指導教室

小学校…流山小、八木北小、江戸川台小、東深井小、小山小、南流山小、おおたかの森小、おおぐろの森小

●特別支援学級・通級指導教室・  
県立特別支援学校への就学相談

▼指導課☎7150-8388

### ●入学準備金の貸し付け

▼教育総務課☎7150-6103

高等学校、高等専門学校および専修学校(高等課程に限る)に入学を希望する方の保護者に入学準備金を無利子でお貸しします。所得制限があります。

### ●青少年相談

▼青少年指導センター等相談室☎7158-7830

悩みを持つ青少年やその保護者からの相談に対応するため、青少年専門相談員による電話・窓口での相談を実施しています。

### ●補導員パトロール

▼青少年指導センター☎7159-5400

市教育委員会で委嘱をした青少年補導員が、各中学校区でパトロールを行い、青少年への声かけをはじめとした補導活動を行います。

### ●青少年社会環境浄化事業(青少年ふれあい運動)

▼青少年指導センター☎7159-5400

青少年の健全育成と非行防止のために、青少年にとってより良い社会環境の整備と青少年を取り巻く大人達の養育態度の認識を深め、地域・家庭の教育力向上を図ることを目的に、各中学校区で実行活動や広報・啓発活動等を実施します。



# 農業・商工業

■農業に従事している方のために 問い合わせ 農業委員会事務局 ☎7150-6102

## ●農地の権利移転・設定または転用手続き

農地を売り買い、貸し借りする場合や相続を受けた場合、また、他の目的に使用する場合には、農業委員会の許可または農業委員会への届け出が必要です。

■中小企業を営んでいる方のために 問い合わせ 商工振興課 ☎7150-6085

### ●中小企業資金融資制度

市内の中小企業者を対象に、千葉県信用保証協会の信用保証と市内金融機関の協力のもと、各種の事業資金を融資します。

#### 【融資範囲(資格)】

○市内に店舗、工場、事業所等の営業実態などがあり、同一事業を1年以上継続して営んでいる法人及び現に市内に居住している個人(創業準

備中の方や業歴1年未満の方が利用できる資金もあります) ○市税を完納していること ○千葉県信用保証協会の保証を受けられる業種であること

※その他、融資資金により条件が異なります。

#### 【利子補給】

この融資制度を利用した方に、融資利子の一部を補給します。

資金名		融資限度額 (1 中小企業者につき)	融資期間	融資利率	利子補給率	信用保証料
事業資金	運転資金	2,000 万円以内	5 年以内	1 年以内 年 1.85% 1 年超 3 年以内 年 2.20% 3 年超 5 年以内 年 2.35% 5 年超 10 年以内 年 2.65%	年 1.5%	千葉県信用保証協会が定める保証料が別途かかります。 ※保証料率は経営状況に応じて、保証協会より決定されます。
	設備資金	3,000 万円以内	10 年以内 (据置期間 6 月以内)			
小口零細企業資金 (責任共有制度対象外資金)	運転資金	1,250 万円以内(既に保証協会の保証付融資を受けている場合は 1,250 万円からその残高を引いた額が限度額)	5 年以内		年 1.85%~ 2.65%	
	設備資金		10 年以内 (据置期間 6 月以内)			
公害防止施設資金	設備資金	3,000 万円以内	10 年以内		年 1.85%~ 2.65%	
創業支援資金 (責任共有制度対象外資金)	運転資金	1,500 万円以内(特定創業支援等事業による支援を受けていない場合は 1,000 万円が限度額)	5 年以内			
	設備資金		7 年以内 (据置期間 6 月以内)			
事業転換資金	運転資金	2,000 万円以内	5 年以内		年 1.5%	
	設備資金		7 年以内			
新規大型店舗対策資金	運転資金	2,000 万円以内	5 年以内		年 1.85%	
	設備資金		7 年以内 (据置期間 6 月以内)			

【保証人および担保について】 連帯保証人は原則不要。担保は原則不要(審査により必要となる場合あり)※融資利率および利子補給率は変更される場合があります。詳細は商工振興課ホームページまたは電話でご確認ください。

## ■仕事を探している方のために

### ●地域職業相談室(ジョブサポート流山)

▼江戸川台東 1-4 江戸川台駅前庁舎 2F / ☎7156-7888

#### 【交通】

東武アーバンパークライン江戸川台駅東口前

#### 【施設内容】

○専任の相談員による職業相談・紹介

※雇用保険受給中の方は求職活動実績になります。

○求人検索システムによる求人情報の閲覧

東京都内をはじめ千葉県、埼玉県の一部の求人情

## 問い合わせ 商工振興課 ☎7150-6085

報の検索が可能(日々更新)

※ハローワーク松戸との連携で同一の求人情報を提供(雇用保険事務を除く)

○就職個別相談

経験豊富なキャリアカウンセラーが就職まで継続的にサポートします。(無料)

○就職支援セミナーなども開催

【利用時間】 9 時 30 分~17 時

【休日】 土・日曜、祝日、年末年始

# 議会・選挙

## ■市議会 問い合わせ 議会事務局 ☎7150-6099

◎流山市議会ホームページ <https://www.nagareyamagikai.jp/> 市ホームページ ID1010066

市議会は、市の意思決定機関であり、市民の代表として選ばれた議員で構成されています。年4回の定例会(3・6・9・12月)と必要に応じて臨時会を開催し、条例の制定・改正議案、予算・決算議案などを議決したり、活発な審議が行われています。また、市議会には、総務・教育福祉・市民経済・都市建設の4つの常任委員会が置かれています。

なお、各定例会・臨時会の審議状況や次回定例会の日程は、年4回発行される「流山市議会だより」に掲載していますので、ご覧ください。「流山市議会だより」は新聞折り込みなどで配布しています。また、各出張所などの公共施設にも置いてあるほか、市議会のホームページ、アプリ「マチイロ」(無料)でもご覧いただけます。

### ●議会の傍聴

流山市議会では、議会基本条例を制定し開かれた議会を目指しており、定例会の本会議および常任委員会、特別委員会を公開し、傍聴できるようになっています。また、本会議場には手話通訳を導入しています。傍聴席には磁気ループも設置しており、障害のある方にも傍聴しやすい環境を整えています。

### ●会議録検索

市議会の会議録はインターネットを活用して検索することができます。市議会のホームページから会議録検索システムをご利用いただけます。

### ●議会のインターネット中継

市議会の本会議および各委員会の模様をライブ中継と録画でご覧いただくことができます。本会議のインターネット中継には手話通訳を導入しており、市議会のホームページからアクセスできます。

### ●請願・陳情

国や県、市に対して意見・要望を請願・陳情として提出できます。

#### 【請願・陳情の提出方法】

請願は、紹介議員(1人以上)が必要です。陳情は、紹介議員は必要ありませんが、流山市議会では、おおむね請願と同様な形で取り扱っています。本文には、請願・陳情の趣旨、提出年月日、提出者の住所および氏名(法人の場合はその名称および代表者の氏名)を自署または記名押印してください。

各定例会の招集告示日の3日前(土・日曜、祝日を除く)17時までに提出された請願・陳情は、その会期に審議されます。それ以後に提出された場合は、次の定例会の審議となります。

また、郵送などにより提出された陳情については、議員への参考配付となり審議されませんのでご注意ください。

## ■選挙 問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎7150-6100

### ●明るい選挙の推進

明るく正しい選挙を行い、代表者として最もふさわしい方を選び出すことが、民主政治の“かなめ”です。

(1)「三ない(贈らない、求めない、受けとらない)運動」によって、金と選挙のつながりを断ち切りましょう。

(2)棄権することなく、有権者一人ひとりが責任と権利を正しく行使しましょう。

(3)流山市明るい選挙推進協議会は、市民の政治意識の向上と明るい選挙の実現を目的とした団体で、趣旨に賛同した有志の会員による啓発活動を行っています。

### ●選挙権

満18歳以上の日本国民の方は選挙権があります。ただし、選挙権を行使する(投票する)ためには、「選挙人名簿」に登録されている必要があります。選挙権があり、住民登録をした日から引き続き3カ月以上同じ市区町村に住んでいる方は、次の時期に選挙人名簿に登録されます。

#### ○定時登録

毎年3・6・9・12月(1日現在)に登録

#### ○選挙時登録

選挙のたびに登録

### ●投票

選挙の告示(公示)にあわせ、各世帯に郵送された投票所入場整理券を持って、投票所入場整理券に記載されている投票所で投票してください。なお、投票所入場整理券が到着していない、または投票所に持参していない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。

#### ○期日前投票

仕事や用事などにより投票日に投票所へ行けない場合は、期日前投票をしてください。期日前投票所は、市役所、北部公民館、東部公民館、初石公民館、南流山センター、スターツおおたかの森ホールです。

#### ○代理投票

身体に障害のある方などで自書できないときは、定められた補助者が代わって投票用紙に記入します。

#### ○点字投票

目の見えない方のために点字器が備えつけてあります。

※身体に重度の障害のある歩行困難な方は、郵便などによる投票ができます。詳細はお問い合わせください。

# 施設ガイド

## スポーツ施設

### ■流山市総合運動公園

▼野々下1-40-1

(キッコーマン アリーナ ☎7159-1212)

#### 【交通】

○つくばエクスプレス 流山セントラルパーク駅  
下車徒歩7分

#### ●利用手続き

利用日の3カ月前の月の初日から公共施設予約システムで抽選の受け付けを行います。抽選後の予約は、利用日の3カ月前の月の25日からキッコーマンアリーナ(☎7159-1212)で随時受け付けています。

#### 【キッコーマン アリーナ(流山市民総合体育館)】

#### ●施設内容

##### <メインアリーナ>

バスケット(2面)、バレーボール(3面)、バドミントン(12面)

##### <サブアリーナ>

バスケット(1面)、バレーボール(2面)、バドミントン(3面)

##### <その他>

武道場(第1・第2)、弓道場、トレーニング室、ランニングコース、会議室

#### ●利用時間

9時~22時

#### ●休館日

3・6・9・12月の第3月曜(祝日の場合は第4月曜日)および12月31日、1月1日~3日

#### 【屋外】

京和ガスベースボールパーク(野球場)(1面。観覧席あり)、庭球場(砂入り人工芝コート12面)※1~10面は夜間照明施設付き

#### 【交通】

○つくばエクスプレス 流山セントラルパーク駅  
下車徒歩7分

#### ●利用時間

6時~21時(4月~9月)

7時~21時(10月~3月)

#### ●休館日

12月31日、1月1日

※庭球場1~4面は芝生の張替え工事の為、1月~3月下旬まで閉鎖予定

※京和ガスボールパーク(野球場)は芝生養生のため12月中旬~3月下旬利用不可

#### ●利用料金一覧表(利用者区分:一般) 1時間あたり 【キッコーマン アリーナ】

施設名	利用区分	時間帯	
		9時~18時	18時~22時
メインアリーナ	全面	6,270円	7,480円
	1/2	3,130円	3,740円
	1/3	2,020円	2,420円
	1/4	1,510円	1,820円
	個人利用	250円	
サブアリーナ	全面	2,830円	3,330円
	1/2	1,410円	1,610円
	個人利用	250円	
第1 武道場または 第2 武道場	全室	650円	750円
	個人利用	250円	
弓道場	全室	1,660円	1,970円
	個人利用	250円	
会議室 A、B	AB 2室利用	450円	500円
	AまたはB 1室利用	220円	250円
会議室 C、D	CまたはD 1室利用	50円	60円

※市外の方は料金が2倍になります。

※市内の高齢者、障害者の方々などが利用する場合、減免、免除がありますのでキッコーマンアリーナ(☎7159-1212)へお問い合わせください。

#### 【屋外体育施設】

区分	使用料金( )内は小・中・高校生	
	平日	休日
京和ガスベースボールパーク(野球場)	810(270)円	1,630(540)円
庭球場	700(300)円	

<夜間照明料金(1時間あたり)>

京和ガスベースボールパーク(野球場)(8,190円)、庭球場(870円)※照明については、小・中・高校生料金なし)

## ■河川敷野球場

▼木地先(キッコーマン アリーナ ☎7159-1212)

[交通]

○JR 武蔵野線・つくばエクスプレス

南流山駅下車徒歩約 20 分

○京成バス

「南流山 6 丁目」下車徒歩約 10 分

○流山ぐりんバス

「南流山 8 丁目西」下車徒歩約 5 分

●設備 野球場(7 面)

●利用時間 6 時~18 時

※10 月~3 月は 7 時~16 時

●休日 年末年始(12/28~1/4)

●利用料金(1 時間以内)

平日...540 円(小・中・高校生は 160 円)

休日...1,090 円(小・中・高校生は 320 円)

●利用手続き

利用日の 3 カ月前の月の初日から公共施設予約システムで抽選の受け付けを行います。抽選後の予約は、利用日の 3 カ月前の月の 25 日からキッコーマンアリーナ(☎7159-1212)で随時受け付けています。

## ■スポーツフィールド

●利用時間 6 時~18 時

※10 月~3 月は 7 時~16 時

●休日 年末年始(12/29~1/3)

●利用対象 5 人以上の団体

●利用料金 無料

●利用手続き

利用日の 3 カ月前の月の初日から公共施設予約システムで抽選の受け付けを行います。抽選後の予約には、利用日の 3 カ月前の月の 25 日から 7 日前(市役所閉庁日及びスポーツフィールド閉場日を除く)まで公共施設予約システムで受け付けています。

【おおたかの森スポーツフィールド】

▼大畔 113-3(スポーツ振興課 ☎7157-2225)

[交通]

○流山ぐりんバス

「おおたかの森スポーツフィールド」下車徒歩すぐ

●設備 多目的広場(少年軟式野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等)

## 【東部スポーツフィールド】

▼名都借 121-1(スポーツ振興課 ☎7157-2225)

[交通]

○東武バス

「流山高等学園第二キャンパス入口」下車徒歩 7 分

○流山ぐりんバス

「名都借交差点」下車徒歩 8 分

●設備 多目的広場(ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等)

【流山スポーツフィールド】

▼下花輪 337-1(スポーツ振興課 ☎7157-2225)

[交通]

○東武バス

「クリーンセンター」下車徒歩約 3 分

○流山ぐりんバス

ほっとプラザ下車徒歩約 3 分

●設備 多目的広場(サッカー、少年サッカー、少年軟式野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ等)

## ■市民プール

●開放期間 毎年 7 月第 1 土曜~9 月第 1 日曜

●利用時間 10 時~18 時(各 90 分の入れ替え制。詳細は広報やホームページをご覧ください)

●利用料金 大人 150 円、子ども 50 円

【流山市民プール】

▼加 1-16-4(☎7158-5276※プール開設期間中のみ)

[交通]

○流鉄流山線 流山駅下車徒歩約 7 分

○京成バス「文化会館入口」下車徒歩約 3 分

○東武バス「加二号公園前」下車徒歩約 2 分

【北部市民プール】

▼東深井 837(☎7155-3864※プール開設期間中のみ)

[交通]

○東武アーバンパークライン 運河駅下車徒歩約 20 分

○流山ぐりんバス江戸川台東ルート

「森の図書館」下車徒歩約 5 分

## ■学校開放プール

【東小学校プール】

▼名都借 856(スポーツ振興課 ☎7157-2225)

令和 6 年度も東小学校プールを開放予定です。詳細は広報やホームページをご覧ください。

■柔道場

- 利用時間 9時～21時
- 休日 毎月第3月曜日(第3月曜日が祝日の場合はその翌日)、12月28日～1月4日
- 利用料金 一般410円、小・中・高校生200円
- 利用手続き

利用日の3カ月前の月の初日から公共施設予約システムで抽選の受け付けを行います。抽選後の予約は、利用日の3カ月前の月の25日からキックマンアリーナ(☎7159-1212)で随時受け付けています。

【北部柔道場】

▼青田109-3(キックマンアリーナ☎7159-1212)

[交通]

○流山ぐりーんバス 美田・駒木台ルート

「青田東」下車 徒歩4分

○東武バス「青田大橋」下車 徒歩6分

【南部柔道場】

▼流山965-14(キックマンアリーナ☎7159-1212)

[交通]

○京成バス

「番場」下車徒歩3分

○東武バス「東谷自治会館前」下車徒歩1分

■コミュニティプラザ

(体育室・会議室・和室・テニスコート・プール)

▼大畔25-17(☎7155-5701)

[交通]

○流山ぐりーんバス「コミュニティプラザ前」バス  
 停下車徒歩すぐ

●施設内容多目的ホール兼体育室(バスケット、バドミントン、卓球など)

屋内体育施設(テニス※夏期はプール)

屋外テニスコート2面(夜間照明付き)

その他、和室、会議室、視聴覚室、更衣室など

●設備 駐車場(110台 無料)

●利用時間 9時～21時

●休館日 月曜(祝日に当たるときは開館)、年末年始(12/28～1/4)

●利用手続き 利用月の3カ月前の月の初日から抽選の受け付けを行います。窓口に登録申請書を提出してください。インターネット等から公共施設予約システムが利用できます。

●利用料金(1時間あたり)

コミュニティプラザ	施設名		使用区分	利用料金
	A 会議室		1室	156円
	B 会議室		1室	51円
	C 会議室		1室	103円
	研修室		1室	103円
	視聴覚室		1室	156円
	和室1		1室	51円
	和室2		1室	51円
	多目的 ホール 兼 体育室	専用使用	全面	1,465円
			半面	732円
		個人使用	1/6面	418円
			1/6面	156円
	屋外テニス コート	1面	コート料	700円
夜間照明			880円	
屋内テニス コート	1面	コート料	1,250円	
		夜間照明	785円	
プール (夏期のみ)	専用使用	1時間	2,200円	
	個人使用 (1回 2時間内)	小・中・ 高校生	50円	
		一般	150円	

●備考

1. 小学校就学前の児童は無料です。
  2. 入場料その他これに類する金銭を収受する場合の利用料金は、規定利用料金に100分の1000を乗じて得た金額となります。
  3. プールの専用使用は、50名以上で競技会等に使用する場合に限ります。
  4. 市民以外の方及び市内の各種団体以外の団体が利用する場合の利用料金は、規定利用料金に100分の200を乗じて得た額となります。
  5. この表に定めるところにより算出した額に10円未満の端数が生じたときは、該当端数を切り捨てます。
- 利用手続き 利用月の3カ月前の月の初日から抽選の受け付けを行います。窓口に登録申請書を提出してください。インターネット等から公共施設予約システムが利用できます。



## 児童施設

### ◎児童館・児童センター

地域の子育て中の親子への支援や児童の健康増進、情操教育を目的に、児童指導員が中心になって遊びの指導をしています。

#### ■駒木台児童館(駒木台福祉会館内)

▼駒木台 221-3(☎7154-4821)

[交通]

○東武バス

柏の葉キャンパス駅西口～国立がん研究センター

「柏の葉公園西」下車徒歩約8分

○流山ぐりんバス 美田・駒木台ルート

「駒木台福祉会館入口」下車徒歩1分

●設備 遊戯室、図書室、集会室

●対象 児童、幼児(保護者同伴)

●利用時間 9時～17時

●休館日 日曜、祝日、第3月曜、第1土曜、年末年始(12月29日～1月3日)

#### ■江戸川台児童センター(江戸川台福祉会館内)

▼江戸川台東 1-251(☎7154-3015)

[交通]

○東武アーバンパークライン 江戸川台駅下車徒歩約5分

●設備 遊戯室、体育室、図書室、集会室

●対象 児童、幼児(保護者同伴)

●利用時間 9時～17時(5～8月は9時～18時)

●休館日 日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)

#### ■思井児童センター(思井福祉会館内)

▼思井 79-2(☎7159-5666)

[交通]

○流鉄流山線 鱈ヶ崎駅下車徒歩約15分

○つくばエクスプレス 流山セントラルパーク駅下車徒歩約20分

○東武バス

南流山駅～南柏駅西口「思井福祉会館前」下車徒歩約1分

●設備 遊戯室、体育室、図書室、集会室

●対象 児童、幼児(保護者同伴)

●利用時間 9時～17時

●休館日 日曜、祝日、第3月曜、第1土曜、年末年始(12月29日～1月3日)

#### ■向小金児童センター(向小金福祉会館内)

▼向小金 2-192-2(☎7186-7714)

[交通]

○JR常磐線 南柏駅下車徒歩約20分

○東武バス

南柏駅東口～北小金駅「向小金」下車徒歩約1分

●設備 遊戯室、体育室、図書室、集会室

●対象 児童、幼児(保護者同伴)

●利用時間 9時～17時(5～8月は9時～18時)

●休館日 日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

#### ■十太夫児童センター(小山小学校内)

▼おおたかの森東 2-5-3(☎7154-5254)

[交通]

○東武アーバンパークライン・つくばエクスプレス

流山おおたかの森駅下車徒歩約10分

●設備 遊戯室、図書室、工作室

●対象 児童、幼児(保護者同伴)

●利用時間 9時～17時

●休館日 日曜、祝日、第3月曜、第1土曜、年末年始(12月29日～1月3日)

#### ■野々下児童センター(野々下福祉会館内)

▼野々下 2-709-3(☎7136-2510)

[交通]

○東武アーバンパークライン 豊四季駅下車徒歩約20分

○流山ぐりんバス 松ヶ丘・野々下ルート

「長崎小学校入口」下車徒歩約5分

●設備 遊戯室、体育室、図書室、集会室

●対象 児童、幼児(保護者同伴)

●利用時間 9時～17時(5～8月は9時～18時)

●休館日 日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)

### ■赤城児童センター(赤城福祉会館内)

▼流山 8-1071(☎7158-4545)

#### [交通]

○東武バス 南流山駅～流山おおたかの森駅西口

「城の星保育園前」下車徒歩約5分

●設備 遊戯室、体育室、図書室

●対象 児童、幼児(保護者同伴)

●利用時間 9時～17時

●休館日 日曜、祝日、第3月曜、第1土曜、年末年始(12月29日～1月3日)

### ■おおたかの森児童センター

▼おおたかの森西 2-7-1(☎7150-7331)

#### [交通]

○東武アーバンパークライン・つくばエクスプレス

流山おおたかの森駅下車徒歩約11分

●設備 遊戯室、集会室、図書室、工作室、体育室、一時預かり室、相談室、調理室

●対象 児童、幼児(保護者同伴)、子育て支援活動団体

●利用時間 9時～17時(5～8月は9時～18時)

●休館日 日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

## 文化施設

### ◎図書館

#### ●サービス内容

館外貸出／貸出予約(リクエスト)／レファレンス(調べもの相談)／インターネットによる蔵書検索・貸出予約／商用データベースの利用／障害のある方等への宅配／団体貸出／集会行事(講演会・お話し会など)／複写(有料・図書館資料のみ)／有料宅配

#### ●利用案内

図書館資料(本、CD、DVDなど)を借りるときは、「利用カード」が必要です。初めての方は身分証明書など住所、氏名を確認できるものをご持参ください。

貸出しは、図書と雑誌のバックナンバー合わせて10冊まで。CD、カセットテープ、紙芝居は1人各3点まで。ビデオテープ、DVD、電子書籍は1人各1点。貸出期間は2週間です。

### ■サンコーテクノプラザ南流山児童センター

▼南流山 10-2-1(☎7157-2729)

#### [交通]

○つくばエクスプレス・JR 武蔵野線 南流山駅下車徒歩約8分

○流山ぐりんバス 南流山・木ルート

「南流山3丁目」下車徒歩約4分

●設備 ゆうぎ室、工作室、体育室、一時預かり室、子育て相談室、会議室、調理活動室 など

●対象 児童、幼児(保護者同伴)

●利用時間 9時～17時(5月～8月は9時～19時)

●休館日 月曜(夏休み中の月曜および祝日の場合開館。月曜が祝日の場合はその直後の平日が休館)、年末年始(12月29日～1月4日)

#### ●大学図書館との相互協力

江戸川大学総合情報図書館の利用や図書の貸出しを無料で受けられます(高校生以上の市民に限ります)※事前に市立図書館または図書ピックアップセンターで登録申請が必要です。



■中央図書館 ▼加1-1225-6(☎7159-4646)

[交通]

○流鉄流山線 流山駅下車徒歩約7分

○京成バス 流山市役所・平和台駅入口經由流山おおたかの森駅西口循環

「文化会館入口」下車 徒歩4分

○東武バス

南流山駅〜クリーンセンター・流山おおたかの森駅西口「加二丁目」下車徒歩約9分

●蔵書冊数 約15万5,000冊

●施設案内

一般資料室・・・哲学、歴史、社会、自然科学、文学など約10万冊の図書のほかCDやDVDなど約8,600点の貸出しを行っています。

児童室・・・約3万8,000冊の児童書、「おはなしのへや」あり。紙芝居なども楽しめます。

参考室・・・事典、辞典、年鑑、郷土資料、行政資料など、調べものに必要な図書を約1万7,000冊用意しています。また、同じフロアーに新聞バックナンバー、文庫本、閲覧席、会議室があります。

●設備 駐車場、閲覧席、検索用端末機など

●利用時間 9時30分～19時(日曜、祝日、夏休み期間中の月曜は17時まで)

●休館日 月曜(祝日の場合は直後の平日。夏休み期間中の月曜を除く)、毎月末(土・日曜、祝日の場合を除く)、年末年始(12月28日～1月4日) など

■森の図書館 ▼東深井 991(☎7152-3200)

[交通]

○東武野田線(東武アーバンパークライン)

運河駅下車徒歩約20分

○流山ぐりーんバス 江戸川台東ルート

「森の図書館」下車徒歩1分

●蔵書冊数 約16万5,000冊

●施設案内

図書施設・・・約16万5,000冊の図書のほか、CD、DVDなど視聴覚資料約6,800点の貸出しを行っています。CDやDVDなどが視聴できる映像ブースも整備しています。視覚障害のある方を対象とした図書の音声読み上げソフトがご利用いただけます。

会議・展示施設・・・主な施設は、視聴覚室兼大会議室(100人収容)、会議室、和室、展示ギャラリーです。

●設備 駐車場、閲覧コーナー、検索用端末機など

●利用時間 9時30分～19時(日曜、祝日、夏休み期間中の月曜は17時まで)

●会議・展示施設 9時～21時

●休館日 月曜(祝日の場合は直後の平日。夏休み期間中の月曜を除く)、毎月末(土・日曜、祝日の場合を除く)、年末年始(12月28日～1月4日) など

■木の図書館 ▼名都借 313-1(☎7145-8000)

[交通]

○JR常磐線 南柏駅西口下車徒歩約20分

○つくばエクスプレス 流山おおたかの森駅(西口)または東武野田線(東武アーバンパークライン) 豊四季駅(南口)から流山ぐりーんバス

松ヶ丘・野々下ルート「東小学校前」下車徒歩1分

●蔵書冊数 約6万3,000冊

●施設案内

図書施設・・・専門書や文学・児童書など約6万3,000冊の図書のほか、CD、DVDなど視聴覚資料約2,700点の貸出しを行っています。CDやDVDなどが視聴できるブースも整備しています。

新聞・雑誌コーナー、参考書・郷土資料コーナー、閲覧コーナーがあります。

併設施設・・・東部出張所、防災備蓄倉庫

●設備 駐車場、閲覧室、検索用端末機など

●利用時間 9時30分～19時(日曜、祝日、夏休み期間中の月曜は17時まで)

●休館日 月曜(祝日の場合は直後の平日。夏休み期間中の月曜を除く)、毎月末(土・日曜、祝日の場合を除く)、年末年始(12月28日～1月4日) など

### ■サンコーテクノプラザ南流山地域図書館

▼南流山 10-2-1(☎7159-4000)

#### [交通]

○JR 武蔵野線・つくばエクスプレス 南流山駅下車徒歩約 8 分

○流山ぐりーんバス 南流山・木ルート「南流山3丁目」下車徒歩約 4 分

●蔵書冊数 約 7 万 3,000 冊

#### ●施設案内

図書施設…1階には、新聞・雑誌コーナー、ティーンズコーナーがあります。予約資料の受け渡しも1階カウンターで行います。3階には、「こどものほんのへや」、「おはなしのへや」、4階には、一般図書コーナー、参考図書コーナーがあります。在架資料の貸出は各階カウンターをご利用ください。

併設施設…サンコーテクノプラザ南流山児童センター、ヨミ・アソビ・カフェ

●設備 駐車場、多目的ラウンジ、検索用端末機など

●利用時間 9時～19時(日曜、祝日、夏休み期間中の月曜は17時まで)

●休館日 月曜(祝日の場合は直後の平日。夏休み期間中の月曜を除く)、毎月末(土・日曜、祝日の場合を除く)、年末年始(12月28日～1月4日) など

### ■おおたかの森こども図書館

(おおたかの森小・中学校内)

▼おおたかの森西 2-13-1(☎7159-7041)

#### [交通]

○東武野田線(東武アーバンパークライン)・つくばエクスプレス 流山おおたかの森駅西口より徒歩約 11 分

○京成バス 流山市役所・平和台駅入口経由流山おおたかの森駅西口循環

「おおたかの森小・中学校」下車すぐ

●蔵書冊数 約 1 万 4,000 冊

#### ●施設案内

図書施設…絵本や中学生までを対象とした児童書、子育て関連図書を所蔵しています。

「えほんのひろば」では、座ってじっくり絵本を楽しめます。

併設施設…おおたかの森小・中学校、おおたかの森センター

●設備 駐車場、検索用端末機など

●利用時間 10時～17時

●休館日 月曜(祝日の場合は直後の平日。夏休み期間中の月曜を除く)毎月末(土・日曜、祝日の場合を除く)、年末年始(12月28日～1月4日) など

### ■北部分館(北部公民館内)

▼美原 1-158-2(☎7154-8000)

#### [交通]

○東武野田線(東武アーバンパークライン) 江戸川台駅下車徒歩約 10 分

○流山ぐりーんバス 江戸川台西ルート「北部公民館入口」下車徒歩約 1 分

○京成バス 江戸川台駅西口～松戸駅西口「北部中学校」下車徒歩約 3 分

●蔵書冊数 約 2 万冊

●設備 駐車場、検索用端末機など

●利用時間 10時～17時

●休館日 月曜(祝日の場合は直後の平日。夏休み期間中の月曜を除く)、毎月末(土・日曜、祝日の場合を除く)、年末年始(12月28日～1月4日) など

### ■初石分館(初石公民館内)

▼西初石 4-381-2(☎7154-9100)

#### [交通]

○東武野田線(東武アーバンパークライン) 初石駅 下車徒歩約 10 分

○流山ぐりーんバス 西初石ルート「保健センター前」下車徒歩約 5 分

○京成バス おおたかの森駅西口～江戸川台駅西口「流山郵便局前」下車徒歩約 10 分

●蔵書冊数 約 3 万 4,000 冊

●設備 駐車場、検索用端末機など

●利用時間 10時～17時

●休館日 月曜(祝日の場合は直後の平日。夏休み期間中の月曜を除く)、毎月末(土・日曜、祝日の場合を除く)、年末年始(12月28日～1月4日) など

### ■おおたかの森図書ピックアップセンター

(スターツおおたかの森ホール 2 階)

▼おおたかの森北 1-2-1

(問い合わせは中央図書館☎7159-4646)

#### [交通]

○東武野田線(東武アーバンパークライン)・つくばエクスプレス 流山おおたかの森駅下車徒歩約 1 分

#### ●施設案内

利用カードの発行、予約した資料の受取、返却、所蔵のない図書のリクエスト受付、県内他市町村の図書館資料の取り寄せ、その他図書館窓口で行っているサービスが概ね利用できます。

●利用時間 9時30分～19時(日曜、祝日、月末日(火曜～金曜)、夏休み期間中の月曜は17時まで)

●休館日 月曜(祝日の場合は直後の平日。夏休み期間中の月曜を除く)年末年始(12月28日～1月3日) など

■南流山図書ピックアップセンター(南流山センター1階)  
▼南流山 3-3-1(☎7159-7373)

[交通]

○JR 武蔵野線・つくばエクスプレス 南流山駅下車徒歩約4分

○京成バス 江戸川台駅西口～松戸駅西口「南流山センター」下車すぐ

●施設案内

利用カードの発行、予約した資料の受取、返却、所蔵のない図書のリクエスト受付、県内市町村の図書館資料の取り寄せ、その他図書館窓口で行っているサービスが概ね利用できます。

●利用時間

9時30分～19時(日曜、祝日、月末日(火曜～金曜)、夏休み期間中の月曜は17時まで)

●休館日 月曜(祝日の場合は直後の平日。夏休み期間中の月曜を除く)、年末年始(12月28日～1月3日) など

■図書返却ボックス

●本は、市内各駅および豊四季駅、スターツおおたかの森ホールに設置している返却ボックスに返却できます。※本以外のカセット・CD・ビデオ・DVD・紙芝居は、直接カウンターにお返しください。

●利用できる時間 各駅24時間(年末年始の閉鎖期間を除く)※スターツおおたかの森ホールの返却ボックスは、同ホールの開館時間内に利用できます。

■障害のある方などへの宅配サービス

●利用できる方

流山市に在住し、ご自身で図書館へ来館することができない次の方が利用できます。

○身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳および療育手帳をお持ちの方

○介護保険の要介護者

○1カ月以上、自宅で療養中の方

○その他館長が必要と認めた方

●登録方法 中央図書館へご連絡ください。代理人が来館される場合は、登録される方の障害者手帳など、住所や障害の程度などが確認できるものをお持ちください。

●貸出期間 1カ月です。ただし、予約のある資料は2週間です。

■視覚障害者等サービス

●利用できる方

市内在住で、視覚障害などの理由により活字を読むことが困難な次の方が利用できます。

○身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳および療育手帳をお持ちの方

○介護保険の要介護者

○視覚障害者等サービス利用申込書の確認項目に基づいて館長が必要と認めた方

●登録方法 利用カードと障害の状態がわかるもの(身体障害者手帳など)を持って、各図書館・図書ピックアップセンターでお申し込みください。電話または代理人による申し込みもできます。

●貸出期間 1カ月です。ただし、予約のある資料、電子書籍、相互貸借資料は2週間です。

●サービス内容 録音資料のほか、サピエ、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービス、学術文献録音図書が利用できます。

●郵送貸出(無料) 視覚障害1級または2級の方は、録音資料、点字資料を借りる場合、無料の郵送により自宅で受け取れます。

◎博物館

■博物館 ▼加1-1225-6(☎7159-3434)

[交通]

○流鉄流山線 流山駅下車徒歩約7分  
○京成バス 流山市役所・平和台駅入口經由流山おおたかの森駅西口循環

「文化会館入口」下車 徒歩約4分

○東武バス

流山おおたかの森駅西口～南流山駅「加二号公園前」または「加二丁目」下車徒歩約9分

●展示内容 常設展示のほか、企画展を開催します。

●設備 駐車場、障害者用駐車場

●開館時間 9時30分～17時

●休館日 月曜(祝日の場合は翌日)、毎月末(土・日)曜の場合を除く)、年末年始(12月28日～1月4日)

■一茶双樹記念館 ▼流山6-670-1(☎7150-5750)

[交通]

○流鉄流山線 平和台駅下車徒歩約8分  
○京成バス 流山市役所・平和台駅入口經由流山おおたかの森駅西口循環「平和台駅入口」下車徒歩約3分

○東武バス 流山おおたかの森駅西口～南流山駅「平和台駅前」下車徒歩約10分

小林一茶が、みりん醸造家であった秋元双樹のもとをたびたび訪れて親交を深めたことから、流山は一茶の第二のふるさととも言われています。

市では、この由緒ある「小林一茶寄寓の地」を市指定記念物(史跡)に定め、建物や庭園を整備し、平成7年から「一茶双樹記念館」として市民にご利用いただいています。

●観覧料 無料

●観覧時間 9時～17時

●休館日 月曜(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日～1月3日)

●一茶庵・双樹亭

		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日
		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
一茶庵・双樹亭	平日 (土日を除く)	1,650円	2,200円	3,300円	3,850円	5,500円	7,150円
	土・日曜など	2,200円	2,750円	3,850円	4,950円	6,600円	8,800円

※市外の方がご利用になる場合は割増になります。

●利用手続き

施設利用に関するお問い合わせ・申し込みは、6カ月前から承ります。

また、利用月の3カ月前の月の初日から、公共施設予約システムでも申し込み可能です。

●観覧料 無料(特別展は有料)

●その他の活動

流山の歴史について学習する「寺子屋講座」・その他の講座・講演会、小・中学生を対象とした参加体験型の「子ども教室」を開催します。

また、流山の歴史・民俗・文化などについて調査研究を行い、その成果を「博物館調査研究報告書」などの刊行物で紹介しています(有償頒布)。

なお、博物館が企画展を開催する「第2展示室」は、市民の方の作品発表などにもご利用いただけます。

●施設案内

[秋元本家]

幕末ごろの下総地方の商家建築を再現した、寄棟造り瓦葺きの2階建ての建物で、一茶や双樹についての資料や、流山にゆかりの深い産品である「みりん」に関連した資料を展示しています。

[双樹亭]

安政4年ごろに建てられた秋元家の書院を解体復元した、数寄屋風造りの建物で、「おくのま」、「なかのま」、「おちゃのま」と東西南北にわたる縁側からなります。俳句会・短歌会などのほか、茶会にも利用できます。

[一茶庵]

寄棟造り瓦葺きの建物で、床の間と平書院を持ち、切り炉のある八畳の和室、水屋を持つ四畳の和室、広々とした縁側からなります。茶会はもちろん、俳句会・短歌会などにも利用できます。

## ■杜のアトリエ黎明▼流山 6-562-2(☎7150-5750)

### [交通]

- 流鉄流山線 平和台駅下車徒歩約8分
- 京成バス 流山市役所・平和台駅入口経由流山おおたかの森駅西口循環「平和台駅入口」下車徒歩約3分
- 東武バス 流山おおたかの森駅西口～南流山駅「平和台駅前」下車徒歩約10分

杜のアトリエ黎明は、洋画家の故笹岡了一氏と画家で歌人でもあった故秋元松子氏が創作活動や後進の指導にあたった地です。

市では、遺族から寄贈を受けたアトリエや土地を「杜のアトリエ黎明」として整備し、さまざまな創

作活動をはじめとした芸術・文化活動の場として市民にご利用いただいています。

- 開館時間 9時～17時
- 休館日 月曜(祝日の場合は翌日)  
年未年始(12月29日～1月3日)
- 観覧料 無料
- 施設利用料 1日あたり520円  
流山市外に在住の方がご利用になる場合は割増になります。また、入場料等を徴収する催し物の場合は、規定利用料金の1.5倍になります。
- 利用時間 9時～21時
- 利用手続き 双樹亭、一茶庵を使用する場合と同様

## ◎公民館

市民への学習機会の提供や仲間づくりのため、文化会館、北部公民館、東部公民館、初石公民館、南流山センター、おおたかの森センターを拠点に、ゆうゆう大学、家庭教育講座、子育てサロンなどを開催しています。

### ■文化会館(中央公民館・市民会館)

▼加 1-16-2(☎7158-3462)

### [交通]

- 流鉄流山線 流山駅下車徒歩約8分
- つくばエクスプレス 流山セントラルパーク駅下車徒歩約20分
- 東武バス 南流山駅～クリーンセンター・流山おおたかの森駅西口「加二丁目」または「加二号公園前」下車徒歩約2分
- 京成バス 江戸川台駅西口～松戸駅西口、流山おおたかの森駅西口～市役所方面循環「文化会館入口」下車徒歩約2分

- 主な施設 ホール(820人収容)、会議室(6室)、講義室、和室、調理室
- 利用時間 9時～21時(ホールは22時まで)
- 休館日 年未年始(12月29日～1月3日)
- 利用料金 ホールおよび会議室などは有料
- 利用手続き 窓口または公共施設予約システムで申請後ご利用できます(ホールは窓口のみ9時～17時)。

### ■北部公民館

▼美原 1-158-2(☎7153-0567)

### [交通]

- 東武アーバンパークライン 江戸川台駅下車徒歩約10分
- 流山ぐりーんバス 江戸川台西ルート「北部公民館入口」下車徒歩約1分
- 京成バス 江戸川台駅西口～松戸駅西口「北部中学校」下車徒歩約3分
- 主な施設 会議室(5室)、講義室、和室、調理室
- 利用時間 9時～21時
- 休館日 年未年始(12月29日～1月3日)
- 利用料金 会議室などは有料
- 利用手続き 窓口または公共施設予約システムで申請後ご利用できます。

### ■東部公民館

▼名都借 756-4(☎7144-2988)

### [交通]

- JR常磐線 南柏駅下車徒歩約20分
- 東武バス 南柏駅西口～南流山駅「東部公民館前」下車徒歩約1分
- 流山ぐりーんバス 松ヶ丘・野々下ルート「東小学校前」下車徒歩約3分
- 主な施設 会議室(3室)、講義室、和室(2室)、和室控室、調理室、多目的室
- 利用時間 9時～21時
- 休館日 年未年始(12月29日～1月3日)
- 利用料金 会議室などは有料
- 利用手続き 窓口または公共施設予約システムで申請後ご利用できます。

## ■初石公民館

▼西初石 4-381-2(☎7154-9101)

### [交通]

○東武アーバンパークライン初石駅下車徒歩約8分

○つくばエクスプレス 流山おおたかの森駅下車徒歩約20分

○流山ぐりーんバス 西初石ルート「保健センター前」下車徒歩約2分

○京成バス 流山おおたかの森駅西口～江戸川台駅「流山郵便局前」下車徒歩約5分

●主な施設 ホール(200人収容)、会議室(1室)、講義室、和室(2室)、茶室、調理室

●利用時間 9時～21時

●休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

●利用料金 ホールおよび会議室などは有料

●利用手続き 窓口または公共施設予約システムで申請後ご利用できます。

## ■南流山センター

▼南流山 3-3-1(☎7159-4511)

### [交通]

○JR 武蔵野線・つくばエクスプレス南流山駅下車徒歩約4分

○京成バス 江戸川台駅西口～松戸駅西口「南流山センター」下車徒歩約1分

## ◎生涯学習センター(流山エルズ)

▼中 110(☎7150-7474)

### [交通]

○つくばエクスプレス流山セントラルパーク駅下車徒歩約3分

生涯学習センターは、子どもから高齢者まで市民が主役となって使用する、教育・文化・芸術活動の拠点となる施設です。

同施設内には、市民活動推進センター、教育研究企画室、青少年指導センター、教科書センター、教育支援センターなども設置しています。

## ◎スターツおおたかの森ホール

▼おおたかの森北 1-2-1(☎7186-7638)

### [交通]

○東武アーバンパークライン・つくばエクスプレス 流山おおたかの森駅下車徒歩約1分

スターツおおたかの森ホールは、市民の文化芸術の推進および市民等交流の拠点となる施設です。

同施設内には、市民窓口センター、図書ピックアップセンター、観光情報センターも設置しています。

○東武バス 流山おおたかの森駅西口～南流山駅「南流山駅」下車徒歩約4分

●主な施設 ホール(504人収容)、会議室(4室)、講義室、和室(2室)、茶室、調理室

●利用時間 9時～21時

●休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

●利用料金 ホールおよび会議室などは有料

●利用手続き 窓口または公共施設予約システムで申請後ご利用できます。

## ■おおたかの森センター

▼おおたかの森西 2-13-1(☎7159-7031)

### [交通]

○東武アーバンパークライン・つくばエクスプレス流山おおたかの森駅下車徒歩約11分

○京成バス 流山市役所・平和台駅入口経由おおたかの森駅西口(新線)循環「おおたかの森小・中学校」下車すぐ

●主な施設 ホール(180人収容)、会議室(2室)

●利用時間 9時～21時

●休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

●利用料金 ホールおよび会議室などは有料

●利用手続き 窓口または公共施設予約システムで申請後ご利用できます。

●主な施設 多目的ホール(302人収容)、体育館、演習室、音楽室、スタジオ研修室、和室、厨房、会議室(大・中・小)、美術室、ギャラリー、小ギャラリー、情報展示コーナーなど

※施設は有料です。

●利用時間 9時～21時

●休館日 第3水曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

●利用手続き 窓口または公共施設予約システムで申請後ご利用できます。多目的ホールとギャラリーのみ1年前から予約できます。

●主な施設 ホール(506人収容)、楽屋(5室)、リハーサル室、スタジオ(2室)、会議室(2室)

※施設は有料です。

●利用時間 9時～22時

●利用手続き 窓口または公共施設予約システムで申請後ご利用できます。



## ◎福祉施設

### ■ケアセンター ▼平和台 2-1-2(☎7159-7377)

#### [交通]

○流鉄流山線 流山駅下車徒歩約3分

○つくばエクスプレス 流山セントラルパーク駅下車徒歩約15分

○東武バス

南流山駅～クリーンセンター・流山おおたかの森駅間  
「流山市役所入口」下車徒歩約5分

○東武バス

柏駅西口～免許センター・流山セントラルパーク駅・流山駅東口「平和台一丁目」下車徒歩約2分

#### ●サービス内容

##### (1)通所介護(高齢者デイサービス)

##### ▼流山市デイサービスセンター☎7159-0030

運動機能の回復、孤立感の解消、ご家族の介護軽減を図るために、リフト付き送迎車両にてご自宅までの送迎を行い、健康チェック、機能訓練、レクリエーション、食事や入浴といった生活援助サービスを提供します。

▶対象＝介護保険要介護認定で、要支援または要介護と認定された方。流山市が行う介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方

▶手続き＝ケアマネジャーを通じて申し込み※利用者負担あり

##### (2)身体障害者デイサービス

##### ▼身体障害者デイサービスセンター☎7159-0505

家庭内での自立と、地域社会への参加を促進し、心身機能の維持、向上を行うために、リフト付き車両にてご自宅と事業所間の送迎を行い、機能訓練、書道・絵画・木彫り・七宝焼などの創作的活動、食事や入浴といった生活介護サービス、屋外活動などによる余暇活動を提供します。

▶対象＝市内に住所を有する身体障害者手帳をお持ちの方で日常生活を営むのに支障がある方または※医療的ケアの必要な方(透析・インシュリン・バルンなど)は応相談

▶手続き＝直接または相談支援専門員を通じて申し込み※利用者負担あり

##### (3)南部高齢者なんでも相談室

##### ▼南部地域包括支援センター☎7159-9981

地域で暮らす高齢の方を、介護や福祉、健康や医療などさまざまな面から総合的に支えるための機関です。

ケアセンター内にある南部高齢者なんでも相談室のほか、市内4カ所に設置。介護予防ケアマネジメント事業、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、総合相談支援業務を行っています。

##### (4)ボランティアセンター

##### ▼社会福祉協議会ボランティアセンター☎7159-4939

ボランティアに関する相談や情報提供、活動者とボランティアを必要としている方のコーディネート講座の開催や保険の手続き、活動用機材の貸し出しなどのほか、大規模災害時の「災害ボランティアセンター」の立上げ・運営に備え、災害ボランティアセンター運営支援者の養成・登録や研修を行っています。

##### (5)流山市成年後見推進センター

##### ▼流山市成年後見推進センター☎7157-1275

成年後見制度に関する相談や普及啓発、専門職や関係機関とのネットワークを構築し、成年後見制度の利用促進を図る中核機関です。

権利擁護に関する相談窓口である地域包括支援センター(高齢者なんでも相談室)や障害者相談支援事業所とも連携しながら相談に応じ、講習会や研修会、相談会、出前講座などを企画・実施しています。

##### (6)多目的研修室

##### ▼社会福祉協議会(ケアセンター)☎7159-7377

各種福祉活動やボランティアグループの研修会など、地域福祉事業等の充実を図るための研修の場を提供します。

▶対象＝市内で地域福祉向上のための活動を行う方

▶手続き＝利用月の3カ月前の月の初日から予約を受け付け。公共施設予約システムの利用可

●利用時間 9時～17時※業務の一部は8時30分～17時15分

●休館日 土・日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

## ■高齢者福祉センター森の倶楽部

▼東深井 989(☎7152-2373)

### [交通]

○東武アーバンパークライン運河駅下車徒歩約 20 分  
○流山ぐりーんバス 江戸川台東ルート「森の図書館」下車徒歩約 1 分

- 利用対象 60 歳以上の市内在住者など
- 施設 大広間、娯楽談話室、ミーティングルーム、機能回復訓練室、図書室、会議室、生活・健康相談室、各種健康増進機器、浴場、多目的室、レストラン
- 利用時間 9 時～16 時 30 分
- 休館日 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
- 利用料金 施設使用料は無料(市外居住者 1 日 100 円)浴場使用料 1 日 100 円(1 ヶ月券 500 円)カラオケセット 1 時間 500 円(団体利用のみ)
- 利用手続き 直接窓口へ(団体は利用月の 3 ヶ月前の月の初日から抽選の受け付けを行います)。公共施設予約システムが利用できます。

## ■高齢者趣味の家

### ①北部高齢者趣味の家

(高齢者福祉センター森の倶楽部敷地内)

▼東深井 989

(高齢者福祉センター森の倶楽部☎7152-2373)

### [交通]

○東武アーバンパークライン運河駅下車徒歩約 20 分  
○流山ぐりーんバス 江戸川台東ルート「森の図書館」下車徒歩約 1 分

### ②南部高齢者趣味の家

▼流山 9 丁目 500-39

(高齢者福祉センター森の倶楽部☎7152-2373)

### [交通]

○流鉄流山線 平和台駅下車徒歩約 5 分

### ③東部高齢者趣味の家(名都借福祉会館敷地内)

▼名都借 274(名都借福祉会館内)

(高齢者福祉センター森の倶楽部☎7152-2373)

### [交通]

○流山ぐりーんバス 松ヶ丘ルート「東部診療所前」下車徒歩約 2 分

- 施設内容 陶芸用炉(北部 3 基、南部 2 基、東部 3 基)
- 対象者 高齢者福祉センター森の倶楽部主催講座修了者など
- 利用時間 9 時～16 時 30 分
- 休館日 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
- 利用料金 無料(陶芸用炉電気料は有料)
- 利用手続き 高齢者福祉センター森の倶楽部へお問い合わせを

## ■障害者福祉センター(東深井福祉会館内)

▼東深井 498-30(☎7155-3638[FAX]7153-3437)

### [交通]

○東武野田線(東武アーバンパークライン)運河駅東口ロータリー下車徒歩約 12 分  
○流山ぐりーんバス 江戸川台東ルート「東深井福祉会館入口」下車徒歩約 2 分

- 活動内容 機能回復・適応訓練、ボランティア養成、各種相談など
- 施設内容 和室、集会室、訓練室、図書室、相談室
- 対象者 障害者手帳のある方 など
- 利用時間 9 時～17 時
- 休館日 土・日曜、祝日、年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日)
- 利用料金 無料
- 利用手続き 障害者福祉センターで手続きを

## ■児童発達支援センターつばさ

▼駒木台 221-3(☎7154-4822)

### [交通]

○流山ぐりーんバス美田・駒木台ルート「駒木台福祉会館入口」下車または「駒木台東」下車徒歩約 2 分  
○東武バス(JR 柏駅西口 2 番) 国立がん研究センター(県民プラザ経由)行「柏の葉公園西」下車徒歩約 5 分  
○東武バス(TX 柏の葉キャンパス駅西口 1 番) 流山おおたかの森駅東口行「柏の葉公園西」下車徒歩約 5 分または江戸川台駅東口(国立がん研究センター経由)行「駒木台北」下車徒歩約 15 分  
○東武バス(TX 流山おおたかの森駅東口 1 番) 柏の葉キャンパス駅西口行「柏の葉公園西」下車徒歩約 5 分  
○東武バス(東武アーバンパークライン江戸川台駅東口) 流山おおたかの森駅東口行「八木局入口」下車徒歩約 10 分

- 施設内容 ①つばさ学園 ②児童デイつばさ ③療育相談室
- 対象者 発達上の心配がある児童
- 休館日 土・日曜、祝日、年末・年始
- 利用料金 ①②利用料金の 1 割(無償化対象を除く)及び食費の実費負担、③無料
- 利用手続き 療育相談室(☎7154-4844)へお問い合わせください。

■さつき園(就労継続支援 B 型事業所)

▼駒木台 238-1(☎7154-5188)

[交通]

- 流山ぐりーんバス  
美田・駒木台ルート「駒木台東」下車徒歩約 3 分
- JR 柏駅西口  
国立がん研究センター(県民プラザ経由)行き  
「柏の葉公園西」下車徒歩約 5 分
- 流山おおたかの森駅東口  
柏の葉キャンパス駅西口行き  
「柏の葉公園西」下車徒歩約 5 分
- 江戸川台駅東口行き「八木局入口」下車徒歩約 10 分
- 柏の葉キャンパス駅西口  
流山おおたかの森駅東口行き「柏の葉公園西」下車  
徒歩約 5 分
- 江戸川台駅東口行き「駒木台北」下車徒歩約 12 分
- 江戸川台駅東口  
流山おおたかの森駅東口行き「八木局入口」下車徒  
歩約 10 分
- 柏の葉キャンパス駅西口行き「駒木台北」下車徒歩  
約 12 分
- 活動内容 障害者の自立及び社会経済活動への参  
加を図るための生産活動(軽作業、食品製造販売等)  
の機会提供など
- 施設内容 作業室、食堂
- 休館日 土・日曜、祝日、年末年始(12月29日~1  
月3日)
- 利用料金、手続きなど詳細はお問い合わせを

■障害者就労支援センター

▼駒木台 238-1(☎・FAX7155-6421)

[交通]

- 流山ぐりーんバス 流山おおたかの森駅西口  
美田・駒木台ルート「駒木台福祉会館入口」下車徒歩  
約 3 分
- 東武バス JR 柏駅西口  
国立がん研究センター(県民プラザ経由)行き  
「柏の葉公園西」下車徒歩約 5 分
- 東武バス 流山おおたかの森駅東口  
江戸川台駅東口行き「八木局入口」下車徒歩約 10 分
- 東武バス 柏の葉キャンパス駅西口  
柏の葉公園循環「柏の葉公園西」下車徒歩約 5 分
- 江戸川台駅東口行き「駒木台北」下車徒歩約 12 分
- 東武バス 江戸川台駅東口  
流山おおたかの森駅東口行き「八木局入口」下車徒  
歩約 10 分
- 柏の葉キャンパス駅西口行き「駒木台北」下車徒歩  
約 10 分
- 活動内容 障害者の自立及び社会経済活動への参  
加を図るための就労相談や就労訓練、就労支援、就  
労後のケアなど。
- 施設内容 訓練室、食堂
- 対象者 就職を希望される方や就職後のサポート  
を必要とされる方  
施設訓練・・・15 歳以上 65 歳未満の障害者(知的・精神・  
身体)  
登録制・・・15 歳以上 65 歳未満の障害者(知的・精神・身  
体)  
就労後支援・・・就職している障害者(知的・精神・身体)  
※センター利用に当たっては医師の意見書が必要な  
場合があります。
- 就労相談日 月~金曜(9時~17時)、毎月第4日  
曜(9時~17時)
- 休館日 土・日曜、祝日、年末年始(12月29日~1月  
3日)
- 利用料金 無料
- 利用手続き 障害者就労支援センターで手続きを

◎福祉会館

施設名	交通	施設内容
駒木台福祉会館 駒木台 221-3 ☎7154-4821	○東武バス 流山おおたかの森駅東口～国立がん研究センター「柏の葉公園西」バス停下車徒歩約10分 ○流山ぐりーんバス 美田・駒木台ルート 「駒木台福祉会館入口」バス停下車徒歩約2分	大広間・和室・会議室(2室)・調理室
江戸川台福祉会館 江戸川台東 1-251 ☎7154-3026	○東武アーバンパークライン「江戸川台駅」下車徒歩約5分 ○流山ぐりーんバス 江戸川台東ルート 「江戸川台福祉会館前」バス停下車徒歩約1分	集会室・和室・会議室
赤城福祉会館 流山 8-1071 ☎7158-4545	○流鉄流山線 「平和台駅」下車徒歩約10分 ○京成バス 江戸川台駅～松戸駅 「流山8丁目」バス停下車徒歩約2分	大広間・会議室・談話室・集会室
向小金福祉会館 向小金 2-192-2 ☎7173-9320	○JR常磐線「南柏駅」下車徒歩約20分 ○東武バス 南柏駅東口～北小金駅 「向小金」バス停下車徒歩約2分	大広間・和室・会議室
流山福祉会館 流山 2-102 ☎7159-1520	○流鉄流山線 「流山駅」下車徒歩約5分 ○京成バス 江戸川台駅～松戸駅 「流山駅」バス停下車徒歩約5分	大広間・和室(2室)・会議室(3室)・音楽室・入浴施設
思井福祉会館 思井 79-2 ☎7159-5666	○流鉄流山線「鱈ヶ崎駅」下車徒歩約10分 ○つくばエクスプレス「流山セントラルパーク駅」下車徒歩約20分 ○東武バス 南流山駅北口～免許センター南 「思井福祉会館前」バス停下車徒歩約1分	大広間・和室・会議室・相談室
野々下福祉会館 野々下 2-709-3 ☎7145-9500	○流山ぐりーんバス 松ヶ丘・野々下ルート 「長崎小学校入口」バス停下車徒歩約4分 ○東武アーバンパークライン「豊四季駅」下車徒歩約15分	集会室・和室・会議室
十太夫福祉会館 おおたかの森東 2-5-3(小山小学校内) ☎7154-5254	○つくばエクスプレス・東武アーバンパークライン 「流山おおたかの森駅」下車徒歩約12分 ○東武バス おおたかの森駅東口～江戸川台駅東口 「小山小学校前」下車徒歩約3分	集会室・和室・会議室
東深井福祉会館 東深井 498-30 ☎7155-3638	○東武アーバンパークライン「運河駅」下車徒歩約12分 ○流山ぐりーんバス 江戸川台東ルート 「東深井福祉会館入口」バス停下車徒歩約2分	大広間・和室・会議室
西深井福祉会館 西深井 313 ☎7154-3120	○東武アーバンパークライン「運河駅」下車徒歩約15分 ○京成バス 江戸川台駅西口～DPL流山東 「JAとうかつ中央運河支店」下車徒歩約1分	大広間・和室・会議室・調理室
南福祉会館 南 102-2 ☎7155-3160	○京成バス 江戸川台駅～松戸駅 「ロジポート流山入口」バス停下車徒歩約2分	大広間・和室・調理室
名都借福祉会館 名都借 274 ☎7144-5510	○JR常磐線「南柏駅」下車徒歩約20分 ○流山ぐりーんバス 松ヶ丘・野々下ルート 「東部診療所前」バス停下車徒歩約1分	大広間・和室・会議室・作業室
南流山福祉会館 南流山 3-3-1 ☎7150-4320	○JR武蔵野線・つくばエクスプレス「南流山駅」下車徒歩約4分 ○京成バス 江戸川台駅～松戸駅 「南流山センター」バス停下車徒歩約1分	大広間・体育室
平和台福祉会館 平和台 5-45-34 ☎7158-4264	○つくばエクスプレス「流山セントラルパーク駅」下車徒歩約10分 ○東武バス 南流山駅～クリーンセンター・流山おおたかの森駅「平和台二丁目」バス停下車徒歩約5分	大広間・和室
下花輪福祉会館 (ほっとプラザ下花輪) 下花輪 227 ☎7150-4126	○流山ぐりーんバス 江戸川台西ルート 「ほっとプラザ」バス停下車徒歩約1分 ○東武バス 南流山駅～クリーンセンター 「クリーンセンター」バス停下車徒歩約1分	多目的集会室・会議室・和室(2室)・ふるさとコーナー・入浴施設(2施設) (屋外施設)多目的広場・こども広場

※福祉会館は、市内15か所に設置しています。下花輪福祉会館・流山福祉会館には入浴施設があります。

## 【福祉会館共通事項】

### ●利用手続き

各施設の窓口および流山市公共施設予約システムより、利用希望日の3カ月前の1日～10日に抽選申し込みを受け付け※下花輪福祉会館の入浴施設、和室、多目的広場は除く

### ●利用時間

9時～22時(17時以降の利用については、7日前までに要予約)

※下花輪福祉会館入浴施設は10時～21時

### ●利用料金

無料 【入浴施設】

下花輪福祉会館

市民 大人 200円 こども 100円

市外の方 大人 300円

流山福祉会館※火・水・金・日曜のみ 10時～15時

無料

### ●休館日

12月29日～1月3日

## ◎保健施設

### ■保健センター

▼西初石 4-1433-1(☎7154-0331)

[交通]

○東武アーバンパークライン初石駅下車徒歩約8分

○流山ぐりんバス 西初石ルート「保健センター前」バス停下車徒歩すぐ

●活動内容 市民の健康づくりを推進するため、健康相談、健康教育、健康診査などの保健サービスを総合的に提供する拠点として、また地域住民の自主的な保健活動の場として健康づくりに関する諸活動を効率的に展開します。

●利用時間 8時30分～17時15分

●休館日 土・日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

### ■平日夜間・休日診療所(保健センター内)

▼西初石 4-1433-1(☎7155-3456)

[交通]

○東武アーバンパークライン初石駅下車徒歩約8分

○流山ぐりんバス 西初石ルート「保健センター前」バス停下車徒歩すぐ

●活動内容 流山市医師会・流山市歯科医師会・流山市薬剤師会の協力により、急病患者的の初期診察と応急処置を行っています。

●区分 平日夜間診療、休日診療

●診察科目及び受付時間

〈平日夜間〉月～土曜日(祝日を除く)

内科・小児科 19時～20時30分

〈休日〉日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)

内科・小児科 9時～11時30分、13時～16時30分

歯科 9時～11時30分

病状により、二次病院へ紹介させていただくことがあります。

## ◎コミュニティ施設

### ●コミュニティホーム

昭和46年に自治省からモデル地区の指定を受けた八木南地区に2ホームがあります。気軽に集会などができる施設として利用されています。

#### ■第2コミュニティホーム

▼野々下 3-797(☎7144-4258)

##### [交通]

- 東武アーバンパークライン豊四季駅下車徒歩約20分
- 流山ぐリーンバス 松ヶ丘・野々下ルート「長崎小学校入口」バス停下車徒歩すぐ
- 施設内容 ホール、会議室
- 利用時間 9時～21時
- 休館日 第1木曜、祝日の翌日、年末年始(12月29日～1月3日)
- 利用手続き ホームに申込書を提出

#### ●市民活動推進センター(流山エルズ内)

##### [交通]

- つくばエクスプレス流山セントラルパーク駅下車徒歩約3分
- 同センターは、地域の課題解決に向けて仲間を探している市民と団体の架け橋(つなぎ役)となる中間支援施設です。
- 利用対象者 主として市内で公益的な市民活動を行なっている市民団体、またはこれから市民活動を行なおうとしている個人や仲間同士

## ◎青少年施設

### ■げんき村キャンプ場

▼前ヶ崎 582(文化芸術・生涯学習課☎7150-6106)

##### [交通]

- 東武バス 南柏駅西口～免許センター～南流山駅、南柏駅西口～流山駅東口いずれも「前ヶ崎」バス停下車徒歩約5分
- 流山ぐリーンバス 松ヶ丘・野々下ルート「東部中学校入口」バス停下車徒歩10分
- 施設内容 テントエリア、炊事場(水道2、かまど3)
- 設備 駐車場(10台)、トイレ(4)

#### ■第3コミュニティホーム

▼芝崎 373-3(☎7158-8465)

##### [交通]

- 東武バス 南柏駅西口～流山駅東口「八木南小学校入口」バス停下車徒歩すぐ
- 施設内容 ホール、和室、調理室
- 利用時間 9時～21時
- 休館日 第1木曜、祝日の翌日、年末年始(12月29日～1月3日)
- 利用手続き ホームに申込書を提出

#### ▼中 110(☎7150-4355)

- 主な施設 会議室、作業室、交流サロン(情報コーナー、図書コーナー)
- 設備 印刷機、コピー機、ロッカー、など
- 利用時間 ①9時～17時②17時～21時
- ※②は利用日3日前までに予約した場合のみ利用可
- 休日 第3水曜、年末年始(12月29日～1月3日)
- 利用手続き 会議室、作業室などの利用に当たっては、団体登録が必要です(交流サロンなどのオープンスペースの利用は登録の必要はありません)。

- 利用対象 市内在住・在学・在勤の個人または団体
- 利用時間 宿泊(2泊3日以内)・・・9時～翌日の17時  
デイキャンプ・・・9時～17時
- 休日 年末年始
- 利用料金 無料
- 利用手続き 仮予約・本申請が必要となります。利用月の3か月前の月の初日から利用日の5日前まで予約を受け付けますが、詳細は文化芸術・生涯学習課へお問い合わせください。



## ぐりーんバス 流山ぐりーんバスは、6 ルートを運行しています。

●江戸川台東ルート●江戸川台西ルート●西初石ルート●美田・駒木台ルート●松ヶ丘・野々下ルート

●南流山・木ルート 毎日運行(1月1日を除く)

▼まちづくり推進課 ☎7150-6090

### 運賃

●全6ルート対距離区間制運賃(180円から)※南流山・木ルートは全区間で3.0km未満の運賃(大人現金180円)

※「現金」または「ICカード(パスモ・スイカなど)」でお支払いください。

区分	対象者	乗車距離(注4)	現金(注1)	ICカード
大人	中学生以上	3.0km未満	180円	178円
		3.0km以上3.5km未満	200円	199円
		3.5km以上4.0km未満	220円	220円
		4.0km以上4.5km未満	240円	231円
		4.5km以上5.0km未満	260円	252円
		5.0km以上5.5km未満	280円	273円
		5.5km以上6.0km未満	300円	294円
		6.0km以上6.5km未満	320円	315円
		6.5km以上7.0km未満	340円	336円
		7.0km以上7.5km未満	360円	356円
		7.5km以上8.0km未満	380円	377円
		8.0km以上8.5km未満	400円	398円
8.5km以上9.0km未満	420円	419円		
		9.0km以上	440円	440円

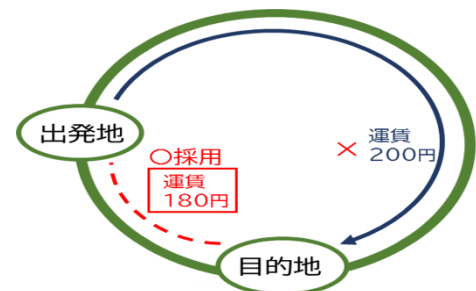
※各種半額運賃は、現金は10円未満切り上げ、ICカードは1円未満切り上げ

注1:現金の場合は、乗車時に整理券をお取りください(南流山・木ルート以外)。

注2:後期高齢者医療被保険者証を提示された方が適用対象。同被保険者証をお持ちでない方は、市役所まちづくり推進課へお問い合わせください。

注3:介助者1人まで大人運賃の半額

注4:循環路線(松ヶ丘・野々下ルートを除く5ルート)の運賃(図参照)は長い経路を乗車しても最短経路の運賃を採用。



(図)循環経路の運賃例

区分	対象者	現金(注1)	ICカード
高齢者(注2)	75歳以上	大人運賃の半額	
小人	小学生	大人運賃の半額	
幼児	未就学児	保護者(大人または小人)1人につき幼児2人まで無料 (3人目以降または幼児1人の乗車の場合、小人料金がかかります)	
乳児	1歳未満のお子さん	無料	
障害者手帳を提示の方(身体・療育・精神)(注3)	大人	大人運賃の半額	
	小人	小人運賃の半額	
妊婦(母子健康手帳を提示の方)		大人運賃の半額	

### 乗継券

乗継券は、1日のうちにぐりーんバスを乗り継ぐ場合、乗車したぐりーんバスの降車時にぐりーんバスを乗り継ぐ旨を申し出れば、バス運転手から発行されます。

乗継券は、受け取った本人が発行日に限り、乗継券を受けとったルートと異なるルートに乗車される場合、1回限り現金払運賃から100円引き(高齢者および小人は現金払い運賃から50円引きで乗車可※10円未満切り上げ)

### 終点通過割引制度

江戸川台西ルート、江戸川台東ルート、西初石ルート、美田・駒木台ルート、南流山・木ルートは、終点である駅を通過して1周を超えない範囲で次便にわたってご利用する場合、申し出により、1回分の運賃でご利用できます。

### コミュニティ情報の発信

ぐりーんバス車内に、学校や自治会などのコミュニティ情報を無料で掲示することができます。詳細は、各ルートのバス事業者へお問い合わせください。

### 有料広告スペースの提供

ぐりーんバス車内や車体などに、地元企業等の有料広告スペースを設けています。詳細は、各ルートのバス事業者へお問い合わせください。

### バス事業者

ルート	問い合わせ
江戸川台西ルート、松ヶ丘・野々下ルート、南流山・木ルート	京成バス松戸営業所 ☎047-362-1256
江戸川台東ルート、松ヶ丘・野々下ルート、美田・駒木台ルート、西初石ルート	東武バスセントラル西柏営業事務所 ☎04-7144-5011

# 電話ダイジェスト

## ◎行政サービス施設

●市役所・出張所		
流山市役所(代表)	7158-1111	〒270-0192 平和台 1-1-1
○市民相談室	7158-1616	〃
○家庭児童相談室	7158-4144	〃
○おやこあんしん相談	7158-1710	〃
○消費生活センター	7158-0999	〃
江戸川台駅前出張所	7152-3132	〒270-0111 江戸川台東 1-4
おおたかの森市民窓口センター	7154-0333	〒270-0119 おおたかの森北 1-2-1 (スターツおおたかの森ホール 2階)
東部出張所	7144-2175	〒270-0145 名都借 313-1(木の図書館内)
南流山出張所	7159-4512	〒270-0119 南流山 3-3-1(南流山センター内)
●その他		
保健センター(健康増進課)	7154-0331	〒270-0121 西初石 4-1433-1
平日夜間・休日診療所	7155-3456	〒270-0121 西初石 4-1433-1(保健センター内)
クリーンセンター	7157-7411	〒270-0174 下花輪 191
森のまちエコセンター	7154-5736	〒270-0102 こうのす台 1594
上下水道局	7159-5315	〒270-0128 おおたかの森西 1-19
上下水道局お客様センター	7159-5311	〒270-0128 おおたかの森西 1-19(上下水道局内)
地域職業相談室(ジョブサポート流山)	7156-7888	〒270-0111 江戸川台東 1-4

## ◎消防署

消防本部・中央消防署	7158-0119	〒270-0175 三輪野山 1-994
東消防署	7146-0119	〒270-0144 前ヶ崎 449-1
南消防署	7159-0119	〒270-0163 南流山 3-9-6
北消防署	7152-0119	〒270-0103 美原 2-139-1

## ◎社会教育施設

●公民館		
文化会館(中央公民館・市民会館)	7158-3462	〒270-0176 加 1-16-2
北部公民館	7153-0567	〒270-0103 美原 1-158-2
東部公民館	7144-2988	〒270-0145 名都借 756-4
初石公民館	7154-9101	〒270-0121 西初石 4-381-2
南流山センター	7159-4511	〒270-0163 南流山 3-3-1
おおたかの森センター	7159-7031	〒270-0128 おおたかの森西 2-13-1
●図書館		
中央図書館	7159-4646	〒270-0176 加 1-1225-6
森の図書館	7152-3200	〒270-0101 東深井 991
木の図書館	7145-8000	〒270-0145 名都借 313-1
サンコーテクノプラザ 南流山地域図書館	7159-4000	〒270-0163 南流山 10-2-1
北部分館	7154-8000	〒270-0103 美原 1-158-2(北部公民館内)
初石分館	7154-9100	〒270-0121 西初石 4-381-2(初石公民館内)
おおたかの森こども図書館	7159-7041	〒270-0128 おおたかの森西 2-13-1 (おおたかの森小・中学校内)
おおたかの森図書ピックアップセンター (中央図書館)	7159-4646	〒270-0119 おおたかの森北 1-2-1 (スターツおおたかの森ホール 2階)
南流山図書ピックアップセンター	7159-7373	〒270-0163 南流山 3-3-1(南流山センター1階)
●博物館		
博物館	7159-3434	〒270-0176 加 1-1225-6
●記念館		
一茶双樹記念館	7150-5750	〒270-0164 流山 6-670-1
●文化施設		
杜のアトリエ黎明	7150-5750	〒270-0164 流山 6-562-2
●生涯学習施設		
生涯学習センター(流山エルズ)	7150-7474	〒270-0153 中 110
青少年指導センター	7159-5400	〒270-0153 中 110(生涯学習センター内)

スターツおおたかの森ホール	7186-7638	〒270-0119 おおたかの森北 1-2-1
げんき村キャンプ場	7150-6106 (文化芸術・ 生涯学習課)	〒270-0144 前ヶ崎 582
<b>●体育施設</b>		
キッコーマン アリーナ (市民総合体育館)	7159-1212	〒270-0135 野々下 1-40-1
京和ガスベースボールパーク (市総合運動公園野球場)	7159-1212	〒270-0135 野々下 1-29-4
市総合運動公園庭球場	7159-1212	〒270-0135 野々下 1-29-4
流山市民プール	7158-5276	〒270-0176 加 1-16-4
北部市民プール	7155-3864	〒270-0101 東深井 837
河川敷野球場	7159-1212	〒270-0162 木地先
おおたかの森スポーツフィールド	7157-2225	〒270-0122 大畔 113-3
東部スポーツフィールド	7157-2225	〒270-0145 名都借 121-1
流山スポーツフィールド	7157-2225	〒270-0174 下花輪 337-1
南部柔道場	7159-1212	〒270-0164 流山 965-14
北部柔道場	7159-1212	〒270-0112 青田 109-3
コミュニティプラザ	7155-5701	〒270-0122 大畔 25-17

### ◎福祉・児童施設

ケアセンター	7159-7377	〒270-0157 平和台 2-1-2
社会福祉協議会	7159-4735	〒270-0157 平和台 2-1-2(ケアセンター3階)
ボランティアセンター	7159-4939	〒270-0157 平和台 2-1-2(ケアセンター3階)
流山市成年後見推進センター	7157-1275	〒270-0157 平和台 2-1-2(ケアセンター3階)
北部高齢者なんでも相談室	7155-5366	〒270-0111 江戸川台東 2-19 (旧江戸川台出張所)
北部西高齢者なんでも相談室	7197-1378	〒270-0116 中野久木 421(花のいろ内)
中部高齢者なんでも相談室	7150-2953	〒270-0174 下花輪 409-6 (東葛病院付属診療所内)
東部高齢者なんでも相談室	7148-5665	〒270-0135 野々下 2-488-5(あざみ苑内)
南部高齢者なんでも相談室	7159-9981	〒270-0157 平和台 2-1-2(ケアセンター2階)
高齢者福祉センター森の倶楽部	7152-2373	〒270-0101 東深井 989
おおたかの森児童センター	7150-7331	〒270-0128 おおたかの森西 2-7-1
サンコーテクノプラザ 南流山児童センター	7157-2729	〒270-0163 南流山 10-2-1
駒木台福祉会館、駒木台児童館	7154-4821	〒270-0113 駒木台 221-3
流山福祉会館	7159-1520	〒270-0164 流山 2-102
江戸川台福祉会館	7154-3026	〒270-0111 江戸川台東 1-251
江戸川台児童センター	7154-3015	
西深井福祉会館	7154-3120	〒270-0107 西深井 313
思井福祉会館・思井児童センター	7159-5666	〒270-0154 思井 79-2
向小金福祉会館	7173-9320	〒270-0143 向小金 2-192-2
向小金児童センター	7186-7714	
東深井福祉会館	7155-3638	〒270-0101 東深井 498-30
南福祉会館	7155-3160	〒270-0124 南 102-2
十太夫福祉会館・十太夫児童センター	7154-5254	〒270-0138 おおたかの森東 2-5-3(小山小学校内)
名都借福祉会館	7144-5510	〒270-0145 名都借 274
赤城福祉会館・赤城児童センター	7158-4545	〒270-0164 流山 8-1071
野々下福祉会館	7145-9500	〒270-0135 野々下 2-709-3
野々下児童センター	7136-2510	
南流山福祉会館	7150-4320	〒270-0163 南流山 3-3-1
平和台福祉会館	7158-4264	〒270-0157 平和台 5-45-34
下花輪福祉会館(ほっとプラザ下花輪)	7150-4126	〒270-0174 下花輪 227
北部高齢者趣味の家	7152-2373 (森の倶楽部)	〒270-0101 東深井 989(森の倶楽部内)
南部高齢者趣味の家		〒270-0164 流山 9-500-39
東部高齢者趣味の家		〒270-0145 名都借 274(名都借福祉会館内)
障害者福祉センター	7155-3638 FAX7153-3437	〒270-0101 東深井 498-30(東深井福祉会館内)

児童発達支援センターつばさ	7154-4822(代)	〒270-0113 駒木台 221-3
さつき園(心身障害者福祉作業所)	7154-5188	〒270-0113 駒木台 238-1
障害者就労支援センター	7155-6421	〒270-0113 駒木台 238-1(さつき園内)
県立特別支援学校流山高等学園	7148-0200	〒270-0135 野々下 2-496-1
江戸川台ファミリーサポートセンター	7153-4151	〒270-0111 江戸川台東 1-4 江戸川台駅前庁舎 1 階
おおたかの森ファミリーサポートセンター	7199-2282	〒270-0138 おおたかの森東 1-2-1 ライフガーデン流山おおたかの森 3 階 302 号

### ◎コミュニティ施設

第2 コミュニティホーム	7144-4258	〒270-0135 野々下 3-797
第3 コミュニティホーム	7158-8465	〒270-0146 芝崎 373-3
市民活動推進センター	7150-4355	〒270-0153 中 110(流山エルズ内)

### ◎官公署

国土交通省 江戸川河川事務所運河出張所	7152-0102	〒270-0107 西深井 836
千葉県流山区画整理事務所	7150-4500	〒270-0163 南流山 1-13
北千葉広域水道企業団北千葉浄水場	7159-4231	〒270-0172 桐ヶ谷 130
流山運転免許センター	7147-2000	〒270-0144 前ヶ崎 217

### ◎郵便局

流山郵便局(代)	0570-943-190	〒270-0199 西初石 4-1423-1
ゆうちょ銀行流山店	0570-020-167	
新川郵便局	7152-4252	〒270-0101 東深井 318
八木郵便局	7152-4254	〒270-0113 駒木台 209-1
流山江戸川台郵便局	7152-4253	〒270-0111 江戸川台東 3-2
流山松ヶ丘郵便局	7145-9743	〒270-0141 松ヶ丘 1-456-10
流山西初石郵便局	7152-4255	〒270-0121 西初石 3-104-3
流山鱒ヶ崎郵便局	7158-1200	〒270-0161 鱒ヶ崎 1307-2
流山富士見台郵便局	7155-1258	〒270-0127 富士見台 2-2-5
南流山郵便局	7159-7633	〒270-0163 南流山 6-7-1
流山加台郵便局	7158-3401	〒270-0176 加 4-17-26
流山平和台郵便局	7158-4760	〒270-0157 平和台 5-42-19
流山おおたかの森郵便局	7156-2228	〒270-0139 おおたかの森南 1-5-1 流山おおたかの森 S・C ANNEX 1F

### ◎警察署

流山警察署	7159-0110	〒270-0128 おおたかの森西 3-744-4
○流山おおたかの森駅前交番	7152-5234	〒270-0139 おおたかの森南 1-2-4
○流山セントラルパーク駅前駐在所	7159-2565	〒270-0152 前平井 154-2
○流山中央交番	7159-5641	〒270-0176 加 6-1579
○江戸川台交番	7153-4093	〒270-0115 江戸川台西 2-4-2
○初石交番	7154-2364	〒270-0114 東初石 3-94-2
○東部交番	7146-0892	〒270-0144 前ヶ崎 756-9
○南流山駅前交番	7159-6211	〒270-0163 南流山 1-1-1
○運河交番	7153-3409	〒270-0101 東深井 381-8
○鱒ヶ崎駐在所	7159-2566	〒270-0155 宮園 1-1-1

### ◎農協

JA とうかつ中央		
○南流山支店	7159-7111	〒270-0163 南流山 4-3-8
○流山支店	7159-1001	〒270-0157 平和台 3-5-1
○八木支店	7158-2211	〒270-0135 野々下 1-307
○十太夫支店	7152-2211	〒270-0119 おおたかの森北 3-30-4
○新川支店	7152-3171	〒270-0116 中野久木 439
○運河支店	7153-0121	〒270-0107 西深井 597-1
○流山経済センター(八木支店となり)	7150-2255	〒270-0135 野々下 1-304

### ◎交通機関

JR 武蔵野線南流山駅	お問い合わせセンター 050-2016-1600	〒270-0163 南流山 1-25
JR 常磐線南柏駅		〒277-0855 柏市南柏 1-1

つくばエクスプレス南流山駅	TX コールセンター 0570-000-298	〒270-0163 南流山 2-1
つくばエクスプレス流山セントラルパーク駅		〒270-0152 前平井 119
つくばエクスプレス流山おおたかの森駅		〒270-0128 おおたかの森西 1-1-1
流鉄流山線流山駅	7158-1010	〒270-0164 流山 1-264
東武アーバンパークライン運河駅	7152-4050	〒270-0101 東深井 405
東武アーバンパークライン江戸川台駅	7152-9310	〒270-0111 江戸川台東 1-3
東武アーバンパークライン初石駅	7154-2818	〒270-0121 西初石 3-100
東武アーバンパークライン流山おおたかの森駅	7153-2277	〒270-0138 おおたかの森東 1-1-1
東武アーバンパークライン豊四季駅	7143-3725	〒277-0863 柏市豊四季 159
東武バスセントラル西柏営業事務所	7144-5011	〒277-0861 柏市高田 1345
東武バスセントラル吉川営業所	048-982-0052	〒342-0050 埼玉県吉川市栄町 698
京成バス松戸営業所	047-362-1256	〒271-0068 松戸市古ヶ崎 101

### ◎市外の主な官公署

東葛飾地域振興事務所	047-361-2111	〒271-8560 松戸市小根本 7 東葛飾合同庁舎 5 階
松戸税務署(代)	047-363-1171	〒271-8533 松戸市小根本 53-3
千葉県税事務所(代)	047-361-2112	〒271-8564 松戸市小根本 7 東葛飾合同庁舎 2 階
千葉地方法務局松戸支局	047-363-6278	〒271-8518 松戸市岩瀬 473-18
千葉地方裁判所松戸支部 松戸簡易裁判所	047-368-5141	〒271-8522 松戸市岩瀬無番地
松戸健康福祉センター(松戸保健所)	047-361-2121	〒271-8562 松戸市小根本 7
柏児童相談所	7131-7175	〒277-0831 柏市根戸 445-12
みどり園(障害者支援施設)	7187-0511	〒270-1121 我孫子市中峠 2310
東葛飾土木事務所	047-364-5136	〒271-0072 松戸市竹ヶ花 24
松戸年金事務所	047-345-5517	〒270-8577 松戸市新松戸 1-335-2
ハワーク松戸(公共職業安定所)(代)	047-367-8609	〒271-0092 松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3 階
交通事故相談所東葛飾支所	047-368-8000	〒271-8560 松戸市小根本 7 東葛飾合同庁舎 4 階
松戸公証役場	047-363-2091	〒271-0091 松戸市本町 11-5 明治安田生命松戸ビル 3 階
柏公証役場	7166-6262	〒277-0011 柏市東上町 7-18 柏商工会議所 5 階
柏土木事務所	7167-1201	〒277-0005 柏市柏 745
柏労働基準監督署	7163-0245	〒277-0005 柏市柏 255-31
<b>関東運輸局千葉運輸支局野田自動車検査登録事務所</b>		
○検査・登録・案内	050-5540-2023	〒278-0013 野田市上三ヶ尾 207-22
○軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所	コールセンター 050-3816-3117	〒278-0013 野田市上三ヶ尾 207-26
ウイングホール柏斎場	7131-6649	〒277-0825 柏市布施 281-1

### ◎商工会議所

流山商工会議所	7158-6111	〒270-0164 流山 2-312
---------	-----------	--------------------

### ◎保育所・認定こども園・幼稚園・学童クラブ

<b>●公立保育所</b>		
中野久木保育所	7152-0921	〒270-0116 中野久木 373
平和台保育所	7158-1424	〒270-0157 平和台 2-6-3
江戸川台保育所	7152-0611	〒270-0111 江戸川台東 3-5
向小金保育所	7174-5217	〒270-0143 向小金 3-102-1
東深井保育所	7154-6025	〒270-0101 東深井 177-2

<b>●私立保育園</b>		
八木北保育園	7152-0504	〒270-0113 駒木台 118-1
松の実保育園	7145-4312	〒270-0145 名都借 464
かやの木保育園	7159-2700	〒270-0122 大畔 198
生活クラブ風の村 わらしこ保育園流山	7150-2654	〒270-0176 加 4-12
南流山聖華保育園	7159-3401	〒270-0163 南流山 2-29-4
城の星保育園	7170-2111	〒270-0164 流山 9-500-42
聖華いつき保育園	7158-1145	〒270-0163 南流山 1-17-4
森の葉保育園	7138-5105	〒270-0125 上新宿芝山 111-8
えどがわ森の保育園	7152-1155	〒270-0132 駒木 474



●私立保育園

ロータスキッズスクエア	7136-1020	〒270-0138 おおたかの森東 1-10-3 ロータスクエアおおたかの森 1F
名都借みらい保育園	7170-1417	〒270-0145 名都借 289
おおたかの森聖華保育園	7146-0303	〒270-0134 長崎 2-24-1
城の星おおたかの森保育園	7197-2666	〒270-0135 野々下 1-292
えどがわ南流山保育園	7157-8855	〒270-0163 木 305 南流山 10-30-1
ぽけっとランド江戸川台駅前保育園	7156-3155	〒270-0115 江戸川台西 2-3-1
けやきの森保育園おおたかの森園	7155-8022	〒270-0119 おおたかの森北 2-8
おおたかの森 ヒルズナーサリースクール	7197-7068	〒270-0138 おおたかの森東 1-2-1 ライフガーデン流山おおたかの森 301
聖華マリン保育園	7154-5252	〒270-0119 おおたかの森北 3-9-1
慶櫻おおたかの森保育園	7189-8900	〒270-0139 おおたかの森南 1-23-11
暁の星保育園	7197-7756	〒270-0128 おおたかの森西 4-17-1
南流山保育園ひびき	7199-7815	〒270-0163 南流山 6-13-4
けやきの森保育園おおたかの森第二	7197-1880	〒270-0119 おおたかの森北 1-11-1
南流山ちとせ保育園	7157-6002	〒270-0163 南流山 10-24-1
アートチャイルドケア南流山保育園	7158-0123	〒270-0163 南流山 9-3-1
けやきの森保育園 西初石園	7156-7555	〒270-0121 西初石 4-1408-2
ピオーネ流山保育園	7178-7311	〒270-0156 西平井 2-17-3
ミルキーホーム向小金園	7186-7031	〒270-0143 向小金 3-174-1
慶櫻ハナミズキ保育園	7196-6706	〒270-0139 おおたかの森南 1-20-8
流山おおたかの森きらきら保育園	7157-6464	〒270-0128 おおたかの森西 1-20-1
こころおおたかのもり保育園	7189-7191	〒270-0138 おおたかの森東 3-15-2 アリエッタ ボスカート 1F
森のまち南流山保育園	7157-9900	〒270-0162 木 1-7-28
市野谷つばさ保育園	7197-4346	〒270-0137 市野谷 117-27
流山さんびこ保育園	7137-9645	〒270-0137 市野谷字梶内 397-1
慶櫻市野谷保育園	7190-5302	〒270-0137 市野谷 562(運 A28-1 街区 2)
そらまめ保育園おおたかの森	7157-0346	〒270-0128 おおたかの森西 1-14-4
流山こぼと保育園	7190-5572	〒270-0138 おおたかの森東 2-12-1
アスクおおたかの森保育園	7178-9830	〒270-0139 おおたかの森南 3-8 LEVEN おおたかの森 2F
Kanade 流山セントラルパーク保育園	7199-7039	〒270-0151 後平井 170
慶櫻ゆりのき保育園	7192-7366	〒270-0119 おおたかの森北 2-27-3
チャレンジキッズ おおたかの森園本園	7157-0615	〒270-0128 おおたかの森西 1-22-1
森のまちひなた保育園	7189-8988	〒270-0163 南流山 6-2-3
けやきの森保育園 おおたかの森第三	7155-0700	〒270-0119 おおたかの森北 1-11-4
Nest 南流山保育園	7150-1236	〒270-0163 南流山 2-4-1 ザ・サバービア 2階
AIAI NURSERY 流山おおたかの森	7199-2083	〒270-0137 市野谷 244(運 A1-2 街区 5)
ことのは保育園	7189-7135	〒270-0128 おおたかの森西 4-20-1
オハナゆめ保育園	7170-0895	〒270-0153 中 116-1
チャレンジキッズ 第二おおたかの森園	7128-8361	〒270-0128 おおたかの森西 1-22-5
流山さんびこ第 2 保育園	7186-7541	〒270-0137 市野谷 397(運 A42 街区 11 画地)
森のまちはやて保育園	7186-7800	〒270-0162 木 1-24-4
AIAI NURSERY 第二流山おおたかの森	7193-8745	〒270-0137 市野谷 204-2(運 A5 街区 3)
ありす南流山保育園	7197-5766	〒270-0163 南流山 10-13-15
エンゼルあいりす保育園南流山	7197-7901	〒270-0163 南流山 1-10-1 ロッシェル南流山 1-2F
きゃんぱす流山おおたかの森保育園	7170-4035	〒270-0139 おおたかの森南 2-30-2
コビープリスクール みなみながれやま	7136-1677	〒270-0154 思井 1-3-4
城の星第二保育園	7197-7495	〒270-0164 流山 9-500-31
スターリーフ	7199-7082	〒270-0137 市野谷 441-3(運 A85 街区 6)
ちゃいれっく初石保育園	7155-8561	〒270-0199 西初石 2-930 クレフィール流山
流山さんびこ第 3 保育園	7197-7847	〒270-0156 西平井 2-22-5



●私立保育園		
森のまちあおば保育園	7190-5566	〒270-0163 南流山 10-1-4
Nest おおたかの森保育園	7156-8560	〒270-0199 おおたかの森北 1-6-1 果樹園 ST-2 階
コビープリスクール おおたかのもり	7189-8281	〒270-0199 流山市おおたかの森北 1-4-1 ソライエスクエア
AIAI NURSERY 南流山	7197-2478	〒270-0162 木 3-12-1
城の星バンビーノ保育園	7186-6699	〒270-0128 おおたかの森西 1-2-3 アゼリアテラス低層棟 3 階
おおたかの森せせらぎ保育園	7193-8106	〒270-0139 おおたかの森南 3-12-9
くすの木保育園	7136-2618	〒270-0122 大畔 544-5
「こころの花」ほいくえん南流山駅前	7157-4087	〒270-0163 南流山 2-23 -14
Nest 名都借保育園	7146-9330	〒270-0145 名都借 1108
ミラツツ流山向小金第二保育園	7197-3644	〒270-0143 向小金 2-542-1
森のまちおおたかの森 ナーサリースクール	7186-7177	〒270-0128 おおたかの森西 1-13-1 S・C ANNEX2 4 階(402)
トレジャーキッズ おおたかのもり保育園	7157-3813	〒270-0139 おおたかの森南 2-4-2
(仮称)プラスキッズ おおたかの森保育園	050-3134-5500 (開園前相談番号)	〒270-0128 おおたかの森北 1-6(以降未定)
(仮称)まことひがしふかい保育園	070-9227-4624 (開園前相談番号)	〒270-0101 東深井 50-2
●認定こども園		
たかさごスクールおおたかの森	7154-2448	〒270-0138 おおたかの森東 4-99-4
たかさごスクールセントラル	7159-7473	〒270-0156 西平井 3-2-9
みやぞの幼稚園	7159-2954	〒270-0155 宮園 2-8-11
(仮称)たかさごスクール南流山	7157-8300	〒270-0163 南流山 2-8-3
(仮称)キッズラボ 南流山認定こども園	7199-2755	〒270-0162 木 2-19-3
(仮称)南流山そらいろ保育園	7158-5500	〒270-0163 南流山 7-5-1
●小規模保育事業所		
スターキッズ	7178-7234	〒270-0139 おおたかの森南 1-25-2
キッズルームアリス南流山保育園	7186-7887	〒270-0163 南流山 2-21-6
リリィキッズルーム おおたかの森駅前	7193-8041	〒270-0128 おおたかの森西 1-6-1 レフィナード 2 号室
オハナゆめキッズハウス南流山	7197-7642	〒270-0163 南流山 4-13-8MOM-HOUSE 1F
リリィキッズルーム おおたかの森第二	7170-4031	〒270-0138 おおたかの森東 3-38-1 けやきロード彩 101
リリィキッズルーム おおたかの森第三	7128-7783	〒270-0128 おおたかの森西 1-8-6 クオリスタおおたかの森 1F
エンゼルゆめの保育室南流山	7159-3373	〒270-0163 南流山 1-9-14
エンゼルみらい保育室南流山	7157-6227	〒270-0163 南流山 1-9-14
キッズフィールドおおたかの森園	7128-9250	〒270-0128 おおたかの森西 2-20-6 アイリス 1F
オハナゆめキッズハウス おおたかの森	7199-2093	〒270-0128 おおたかの森西 2-10-19 ルピナスおおたかの森 1F
スタービスケ	7189-7606	〒270-0119 おおたかの森北 1-26
アルタベビーおおたかの森園	7157-0636	〒270-0139 おおたかの森南 1-6-13
ゆずのき保育おおたかのもり園	7193-8093	〒270-0128 おおたかの森西 4-1-3
生活クラブ虹の街小規模保育 おおたかの森	7193-8925	〒270-0119 おおたかの森北 2-50-2
MIRATZ 流山向小金園	7193-8158	〒270-0143 向小金 2-542-1
アルタベビーセントラル おおたかの森園	7157-1972	〒270-0119 おおたかの森北 3-40-1-1F
キッズルームアリス南流山駅前園	7199-8614	〒270-0163 南流山 1-6-10
エンゼルさくら保育室南流山	7150-1173	〒270-0163 南流山 4-1-16
Nest 松ヶ丘保育室	7145-8101	〒270-0141 松ヶ丘 5-692-28
エンゼルつばさ保育室おおたかの森	7126-0560	〒270-0199 おおたかの森北 1-9-10
エンゼルくるみ保育室おおたかの森	7179-5594	〒270-0139 おおたかの森南 1-3-4

●病児・病後児保育施設		
オハナゆめキッズハウス 南流山併設病児保育室	7199-8886	〒270-0163 南流山 4-13-8MOM-HOUSE1F
けやきの森保育園 西初石園併設病児保育室	7156-7555	〒270-0121 西初石 4-1408-2
オハナゆめ保育園併設病児保育室	7199-8886	〒270-0153 中 116-1
●送迎保育ステーション		
おおたかの森送迎保育ステーション (フォレストキッズガーデン)	7154-9116	〒270-0138 おおたかの森東 1-2-1 ライフガーデン流山おおたかの森 4 階
南流山送迎保育ステーション (サウスキッズプラザ)	7159-7473	〒270-0163 南流山 4-1-14 パティナー南流山 1 階
●市立幼稚園		
幼児教育支援センター附属幼稚園	7152-0353	〒270-0111 江戸川台東 3-2
●私立幼稚園		
このはな幼稚園	7158-0264	〒270-0164 流山 2-105
江戸川台ひまわり幼稚園	7152-0435	〒270-0127 富士見台 1-3-6
神愛幼稚園	7154-1259	〒270-0119 おおたかの森北 2-58-22
一の台幼稚園	7152-3059	〒270-0101 東深井 498-4
平和台幼稚園	7158-5617	〒270-0157 平和台 4-62-27
八木幼稚園	7144-7790	〒270-0134 長崎 2-629
黒川幼稚園	7145-9501	〒270-0144 前ヶ崎 175
南流山幼稚園	7159-7050	〒270-0164 南流山 10-13-1
暁星国際流山幼稚園	7150-2014	〒270-0152 前平井 177-1
●地域子育て支援センター		
かるがも(かやの木保育園内)	7159-2813	〒270-0122 大畔 198
FORESTINA (たかさごスクールおおたかの森分園内)	7178-3061	〒270-0138 おおたかの森東 1-2-1 ライフガーデン流山おおたかの森 4 階
わらしこ (生活クラブ風の村わらしこ保育園流山内)	7150-5002	〒270-0176 加 4-12
さくらんぼルーム (南流山聖華保育園内)	7159-3401	〒270-0163 南流山 2-29-4
おひさま(城の星保育園内)	7170-2111	〒270-0164 流山 9-500-42
いつきさくらんぼルーム (聖華いつき保育園内)	7158-1145	〒270-0163 南流山 1-17-4
ひまわり(えどがわ森の保育園内)	070- 4251-0900	〒270-0132 駒木 474
おひさま城の星 おおたかの森 (城の星おおたかの森保育園内)	7197-2666	〒270-0135 野々下 1-292
ぺんぎん(森の葉保育園内)	7152-8966	〒270-0125 上新宿字芝山 111-8
かもめルーム (聖華マリン保育園内)	7154-5252	〒270-0119 おおたかの森北 3-9-1
地域子育てセンターみんなの Fratto (オハナゆめ保育園併設)	7168-0827	〒270-0153 中 116 番地の 1

●公設学童クラブ

江戸川台小学校区 第1江戸川台学童クラブ	7154-2310	〒270-0111 江戸川台東3-2
江戸川台小学校区 第2・第3江戸川台学童クラブ	7154-2277	〒270-0111 江戸川台東3-11
東深井小学校区 第1・第2・第3もりのいえ学童クラブ	7156-0778	〒270-0101 東深井879-2
西初石小学校区 第1西初石子どもルーム	7153-5100	〒270-0121 西初石4-347
西初石小学校区 第2西初石子どもルーム	7179-5190	〒270-0122 大畔25-1
新川小学校区つくしんぼ学童クラブ	7154-2114	〒270-0116 中野久木339
西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ	7155-3636	〒270-0107 西深井67-1
八木北小学校区第1学童クラブ	7152-2231	〒270-0131 美田69-420
八木北小学校区第2学童クラブ	7199-3446	〒270-0131 美田69-420
八木北小学校区第3学童クラブ	7199-8689	〒270-0131 美田208
小山小学校区 第1おおたかの森ルーム	7155-8077	〒270-0138 おおたかの森東2-5-3
小山小学校区 第2おおたかの森ルーム	7154-1131	〒270-0138 おおたかの森東1-12-2
小山小学校区 第3・第4おおたかの森ルーム	7199-8222	〒270-0138 おおたかの森東2-5-3
小山小学校区 第5おおたかの森ルーム	7138-6388	〒270-0119 おおたかの森北1-28-1
長崎小学校区ひよどり学童クラブ	7145-4414	〒270-0134 長崎2-565
流山北小学校区第1ちびっこなかよし・ 第2ちびっこのびのびクラブ	7158-7560	〒270-0176 加1-15-2
流山北小学校区第3ちびっこクラブ	7168-0520	〒270-0176 加1-795-1
流山小学校区第1おおぞら学童クラブ	7158-3568	〒270-0164 流山4-451
流山小学校区第2おおぞら学童クラブ	7159-1980	〒270-0164 流山4-410-2
流山小学校区第3おおぞら学童クラブ	7186-7152	〒270-0164 流山9-500-43
鰯ヶ崎小学校区第1ひまわり学童クラブ	7150-3366	〒270-0161 鰯ヶ崎7-1
鰯ヶ崎小学校区第2ひまわり学童クラブ	7158-7850	〒270-0161 鰯ヶ崎7-1
鰯ヶ崎小学校区第3ひまわり学童クラブ	7192-8851	〒270-0161 鰯ヶ崎7-1
南流山小学校区第1あすなろ学童クラブ	7159-7970	〒270-0163 南流山9-8-8
南流山小学校区第2あすなろ学童クラブ	7128-5731	〒270-0163 南流山9-8-8
八木南小学校区そよかぜ学童クラブ	7150-5797	〒270-0146 芝崎92
向小金小学校区第1・第2学童クラブ	7173-9313	〒270-0143 向小金3-149-1

東小学校区第1あずま学童クラブ	7146-8558	〒270-0145 名都借 854
東小学校区第2あずま学童クラブ	7157-3565	〒270-0145 名都借 856
おおたかの森小学校区学童クラブ	7197-7231	〒270-0128 おおたかの森西 2-13-1
おおぐろの森小学校区学童クラブ	7157-6920	〒270-0122 大畔 316-1
市野谷小学校区学童クラブ	7159-5433	〒270-0137 市野谷 283
南流山第二小学校区学童クラブ	7197-1037	〒270-0163 南流山 10-2-3
<b>●届出事業者</b>		
チャイルドスターズ	7153-4855	〒270-0138 おおたかの森東 4-99-86

◎小・中学校、高等学校、大学、短大、専門学校

●小学校			
流山小学校	7158-1043	〒270-0164	流山 4-359
八木南小学校	7158-1142	〒270-0146	芝崎 92
八木北小学校	7152-4604	〒270-0131	美田 208
新川小学校	7152-3004	〒270-0116	中野久木 339
東小学校	7145-3369	〒270-0145	名都借 856
江戸川台小学校	7152-0103	〒270-0111	江戸川台東 3-11
東深井小学校	7153-3430	〒270-0101	東深井 879-2
鱈ヶ崎小学校	7158-5911	〒270-0161	鱈ヶ崎 7-1
向小金小学校	7174-1320	〒270-0143	向小金 3-149-1
西初石小学校	7154-5863	〒270-0121	西初石 4-347
小山小学校	7154-6937	〒270-0138	おおたかの森東 2-5-3
長崎小学校	7145-2111	〒270-0135	野々下 2-10-1
流山北小学校	7159-5674	〒270-0176	加 1-795-1
西深井小学校	7154-8655	〒270-0107	西深井 67-1
南流山小学校	7159-2521	〒270-0163	南流山 9-8-8
おおたかの森小学校	7159-7001	〒270-0128	おおたかの森西 2-13-1
おおぐろの森小学校	7159-1900	〒270-0122	大畔 316-1
市野谷小学校	未定	〒270-0137	市野谷 283
南流山第二小学校	未定	〒270-0163	南流山 10-2-3
●中学校			
南部中学校	7158-0137	〒270-0176	加 3-600-1
常盤松中学校	7152-0842	〒270-0114	東初石 3-134
北部中学校	7152-0036	〒270-0116	中野久木 577
東部中学校	7144-3514	〒270-0145	名都借 865
東深井中学校	7154-5864	〒270-0101	東深井 47
八木中学校	7159-7461	〒270-0136	古間木 210-2
南流山中学校	7159-2551	〒270-0161	鱈ヶ崎 1662-1
西初石中学校	7154-3091	〒270-0121	西初石 4-455-1
おおたかの森中学校	7159-7002	〒270-0128	おおたかの森西 2-13-1
おおぐろの森中学校	7158-6370	〒270-0122	大畔 581
●高等学校			
県立流山高等学校	7153-3161	〒270-0114	東初石 2-98
県立流山おおたかの森高等学校	7154-3551	〒270-0122	大畔 275-5
県立流山南高等学校	7159-1231	〒270-0164	流山 9-800-1
県立流山北高等学校	7154-2100	〒270-0116	中野久木 7-1
●大学、短大、専門学校			
江戸川大学	7152-0661	〒270-0198	駒木 474
江戸川学園おおたかの森専門学校	0120-538-505	〒270-0198	駒木 474